

静岡県個人情報保護条例 解釈及び運用の基準

平成 15 年 3 月 20 日	制定
平成 17 年 4 月 1 日	改正
平成 18 年 4 月 1 日	改正
平成 19 年 4 月 1 日	改正
平成 20 年 4 月 1 日	改正
平成 21 年 4 月 1 日	改正
平成 22 年 4 月 1 日	改正
平成 28 年 4 月 1 日	改正
平成 29 年 5 月 30 日	改正
平成 30 年 4 月 1 日	改正
令和 3 年 4 月 1 日	改正
令和 4 年 4 月 1 日	改正

(目的)

第1条 この条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利その他の個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めることにより、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

【趣 旨】

本条は、この条例の目的を定めたものである。

「実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利その他の個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めること」は、この条例の目的を達成するための手段であり、「県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護すること」が、この条例の目的である。

【解 釈】

1 この条例の目的

この条例の目的は、「県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護すること」である。これは、県政の適正かつ円滑な運営との適切な調和の下に、個人の権利利益の保護が図られるべきであることを規定したものである。「県政の適正かつ円滑な運営」と「個人の権利利益を保護すること」とは、並列の関係にあるものではなく、「個人の権利利益を保護すること」が、この条例の第一の目的である。

2 県政の適正かつ円滑な運営

実施機関が保有する個人情報を適正に利用することにより、各種行政サービスの向上、事務の効率化等が可能となり、ひいては公共の福祉の増進につながるものと考えられる。この条例の運用に当たっては、県政の適正かつ円滑な運営が不必要に阻害されることのないよう配慮すべきであることを求めるものである。

3 個人の権利利益

「個人の権利利益」とは、個人情報の取扱いに当たって保護する必要がある個人の権利利益一般を指すものであり、この中には、プライバシーとして議論される個人の人格的利益のほか、財産的利益も含まれる。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及びがんセンター事業管理者並びに静岡県公立大学法人、公立大学法人静岡文化芸術大学、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学及び地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下「公立大学法人等」という。）をいう。

2 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

3 この条例において「個人識別符号」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。

4 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

5 この条例において「保有個人情報」とは、実施機関の職員（議会にあつては議会の事務局の職員に限り、公立大学法人等にあつてはその役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

6 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

7 この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

8 この条例において「保有特定個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

9 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

【趣 旨】

本条は、この条例の適用対象となる「実施機関」の範囲を明らかにするとともに、基本的な用語である「個人情報」、「個人識別符号」、「要配慮個人情報」、「保有個人情報」、「特定個人情報」、「情報提供等記録」、「保有特定個人情報」及び「本人」を定義したものである。

【解 釈】

1 実施機関（第1項）

地方自治法（昭和22年法律第67号）、警察法（昭和29年法律第162号）及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）等により、独立した権限を行使できる機関をいい、各実施機関の行政組織規則等により定められる本庁各課及び出先機関等の全体を含む意味で用いている。

静岡県公立大学法人、公立大学法人静岡文化芸術大学、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学及び地方独立行政法人静岡県立病院機構は県の設立に係る地方独立行政法人であることから、本条例の実施機関とすることにより他の実施機関と同様の個人情報保護制度の運用を図るものである。一方、

その他の県とは別個の法人格を有する団体、例えば地方公務員共済組合、土地開発公社等は実施機関には含まれないが、これらの団体は「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）の適用を受ける。

2 個人情報（第2項）

(1) 個人に関する情報

思想、信条、心身の状況、所得、財産など個人の人格や私生活に関する情報、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報、その他個人との関連性を有するすべての情報をいう。

個人の私的活動に関する情報のみならず、事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人等に関する情報に含まれる役員の情報も含まれる。

個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害のおそれは、個人によって異なり、また、利用目的や取扱方法によっても異なり得るものであるため、この条例は個人情報の種類等によって保護の対象を限定することはしていない。

(2) 生存する個人

この条例は、個人情報の本人の権利利益の保護を目的とするものであり、死者に関する情報の保護によって、遺族等第三者の権利利益を保護することを意図するものではない。死者に関する情報の取扱いが、ある生存個人の権利利益を侵害するおそれがあるときは、被侵害者に関する個人情報であるかどうかを論ずべきものとする。また、死者が権利義務の主体となり得ないことは言うまでもないところである。したがって、この条例は「生存する個人」と規定することにより、死者に関する情報を対象から除外している。

(3) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（…）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの

一般的に本人が誰であるか認識できる個人情報をいう。換言すれば、ある個人情報について、それに関し特別の情報を持たない人を見て、本人が識別できる場合をいう。氏名を含んでいる場合のほか、住所、役職名、個人別に付された番号等により本人が識別できる場合も含まれる。

なお、「音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項」が含まれるため、モールス信号のように音で表示されたり、手話のように動作で表示される場合や、映像、指紋、筆跡等により特定の個人を識別できる場合も、「その他の記述等」に含まれる。

(4) 電磁的記録

電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録全般をいい、磁気ディスク、磁気テープ、光磁気ディスク、光ディスクなど一定の媒体に記録され、その内容の確認に再生用の専用機器を用いる必要がある情報をいう。

(5) 他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む

当該情報のみでは特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものについても、この条例の対象とするものである。

照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。

3 個人識別符号(第3項)

「個人識別符号」とは、旅券番号、指紋データ等、当該情報単体で個人を識別することができ、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。

(1) 次に掲げる特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの（個人情報保護法第2条第2項第1号関係）

- ・ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名 DNA）を構成する塩基の配列
- ・ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
- ・ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
- ・ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
- ・ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
- ・ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
- ・ 指紋又は掌紋

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの（個人情報保護法第2条第2項第2号関係）

(例)

- ・ 旅券の番号
- ・ 基礎年金番号
- ・ 運転免許証の番号
- ・ 住民票コード
- ・ 個人番号
- ・ 国民健康保険等の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
- ・ 後期高齢者医療制度の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
- ・ 介護保険の被保険者証の記号、番号及び保険者番号

4 要配慮個人情報(第4項)

「要配慮個人情報」とは、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報をいう。

(1) 人種

人種、世系又は民族的若しくは種族的出身を広く意味する。なお、単純な国籍や「外国人」という情報は法的地位であり、それだけでは人種には含まない。また、肌の色は、人種を推知させる情報にすぎないため、人種には含まない。

(2) 信条

個人の基本的なものの見方、考え方を意味し、思想と信仰の双方を含むものである。

(3) 社会的身分

ある個人にその境遇として固着していて、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位を意味し、単なる職業的地位や学歴は含まない。

(4) 病歴

病気に罹患した経歴を意味するもので、特定の病歴を示した部分（例：特定の個人ががんに罹患している、統合失調症を患っている等）が該当する。

(5) 犯罪の経歴

前科、すなわち有罪の判決を受けこれが確定した事実が該当する。

(6) 犯罪により害を被った事実

身体的被害、精神的被害及び金銭的被害の別を問わず、犯罪の被害を受けた事実を意味する。具体的には、刑罰法令に規定される構成要件に該当し得る行為のうち、刑事事件に関する手続に着手されたものが該当する。

(7) 規則で定める記述等

個人情報保護条例施行規則（平成 15 年静岡県規則第 7 号。以下「施行規則」という。）第 1 条で定める記述等をいう。

ア 心身の機能の障害があること（施行規則第 1 条第 1 号関係）

次の(ア)から(エ)までに掲げる情報をいう。この他、当該障害があること又は過去にあったことを特定させる情報（例：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく障害福祉サービスを受けていること又は過去に受けていたこと）も該当する。

(ア)「身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）別表に掲げる身体上の障害」があることを特定させる情報

- ・ 医師又は身体障害者更生相談所により、別表に掲げる身体上の障害があることを診断又は判定されたこと（別表上の障害の名称や程度に関する情報を含む。）
- ・ 都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長から身体障害者手帳の交付を受け並びに所持していること又は過去に所持していたこと（別表上の障害の名称や程度に関する情報を含む。）
- ・ 本人の外見上明らかに別表に掲げる身体上の障害があること

(イ)「知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）にいう知的障害」があることを特定させる情報

- ・ 医師、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センターにより、知的障害があると診断又は判定されたこと（障害の程度に関する情報を含む。）
- ・ 都道府県知事又は指定都市の長から療育手帳の交付を受け並びに所持していること又は過去に所持していたこと（障害の程度に関する情報を含む。）

(ウ)「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）第 2 条第 1 項に規定する発達障害を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害を除く。）」があることを特定させる情報

- ・ 医師又は精神保健福祉センターにより精神障害や発達障害があると診断又は判定されたこと（障害の程度に関する情報を含む。）
- ・ 都道府県知事又は指定都市の長から精神障害者保健福祉手帳の交付を受け並びに所持していること又は過去に所持していたこと（障害の程度に関する情報を含む。）

(エ) 「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの」があることを特定させる情報

- ・ 医師により、厚生労働大臣が定める特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けていると診断されたこと（疾病の名称や程度に関する情報を含む。）

イ 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果（施行規則第1条第2号関係）（※）

疾病の予防や早期発見を目的として行われた健康診査、健康診断、特定健康診査、健康測定、ストレスチェック、遺伝子検査（診療の過程で行われたものを除く。）等、受診者本人の健康状態が判明する検査の結果が該当する。

具体的な事例としては、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づいて行われた健康診断の結果、同法に基づいて行われたストレスチェックの結果、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づいて行われた特定健康診査の結果などが該当する。また、法律に定められた健康診査の結果等に限定されるものではなく、人間ドックなど保険者や事業主が任意で実施又は助成する検査の結果も該当する。さらに、医療機関を介さないで行われた遺伝子検査により得られた本人の遺伝型とその遺伝型の疾患へのかかりやすさに該当する結果等も含まれる。なお、健康診断等を受診したという事実は該当しない。

なお、身長、体重、血圧、脈拍、体温等の個人の健康に関する情報を、健康診断、診療等の事業及びそれに関する業務とは関係ない方法により知り得た場合は該当しない。

ウ 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと（施行規則第1条第3号関係）（※）

「健康診断等の結果に基づき、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導が行われたこと」とは、健康診断等の結果、特に健康の保持に努める必要がある者に対し、医師又は保健師が行う保健指導等の内容が該当する。

指導が行われたことの具体的な事例としては、労働安全衛生法に基づき医師又は保健師により行われた保健指導の内容、同法に基づき医師により行われた面接指導の内容、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき医師、保健師、管理栄養士により行われた特定保健指導の内容等が該当する。また、法律に定められた保健指導の内容に限定されるものではなく、保険者や事業主が任意で実施又は助成により受診した保健指導の内容も該当する。なお、保健指導等を受けたという事実も該当する。

「健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により診療が行われたこと」とは、病院、診療所、その他の医療を提供する施設において診療の過程で、患者の身体の状態、病状、治療状況等について、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者が知り得た情報全てを指し、例えば診療記録等がこれに該当する。また、病院等を受診したという事実も該当する。

「健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により調剤が行われたこと」とは、病院、診療所、薬局、その他の医療を提供する施設

において調剤の過程で患者の身体の状態、病状、治療状況等について、薬剤師（医師又は歯科医師が自己の処方箋により自ら調剤する場合を含む。）が知り得た情報全てを指し、調剤録、薬剤服用歴、お薬手帳に記載された情報等が該当する。また、薬局等で調剤を受けたという事実も該当する。

なお、身長、体重、血圧、脈拍、体温等の個人の健康に関する情報を、健康診断、診療等の事業及びそれに関する業務とは関係のない方法により知り得た場合は該当しない。

エ 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと（犯罪の経歴を除く。）（施行規則第1条第4号関係）

本人を被疑者又は被告人として刑事事件に関する手続が行われたという事実が該当する。他人を被疑者とする犯罪捜査のために取調べを受けた事実や、証人として尋問を受けた事実に関する情報は、本人を被疑者又は被告人としていないことから、これには該当しない。

オ 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと（施行規則第1条第5号関係）

本人を非行少年又はその疑いのある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたという事実が該当する。

(※) 遺伝子検査により判明する情報の中には、差別、偏見につながり得るもの（例：将来発症し得る可能性のある病気、治療薬の選択に関する情報等）が含まれ得るが、当該情報は、「本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査の結果」（規則第1条第2号関係）又は「健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと」（規則第1条第3号関係）に該当し得る。

5 保有個人情報（第5項）

(1) 実施機関の職員

「実施機関の職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する一般職及び特別職の公務員並びに地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に規定する地方独立行政法人の役員及び職員であって、本条第1項に規定する実施機関の常勤又は非常勤の職員（静岡県公立大学法人、公立大学法人静岡文化芸術大学、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学及び地方独立行政法人静岡県立病院機構にあつては役員を含む。以下同じ。）をいう。

具体的には、知事、行政委員会の委員、監査委員、附属機関の委員、公営企業管理者及びがんセンター事業管理者並びに静岡県公立大学法人、公立大学法人静岡文化芸術大学、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学及び地方独立行政法人静岡県立病院機構の理事長のほか、実施機関の職務上の指揮監督権限に服するすべての職員（臨時的任用職員等を含む。）をいう。

なお、議会にあつては議長から任命された議会事務局の職員をいい、議員は含まない（条例第14条第2項第1号を除く。）。

(2) 職務上作成し、又は取得した

実施機関の職員が法令、条例、規則、規程、訓令、通達等に基づき与えられた任務又は権限の範囲内において作成し、又は取得したことをいう。

なお、職務には地方自治法第 180 条の 2 又は第 180 条の 7 の規定により他の実施機関から委任を受け、又は他の実施機関の補助執行として処理している事務等を含む。

職員が地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 18 条の規定等により、他の法人その他の団体の事務（地方職員共済組合、地方公務員災害補償基金等の事務）に従事している場合の当該事務はここでいう職務には当たらない。

(3) 当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして

「組織的に利用する」とは、実施機関の組織において、事務上必要なものとして利用される状態のものをいい、職員が個人的に利用する個人情報に含まれない。

(4) 当該実施機関が保有しているもの

「保有しているもの」とは、実施機関が事実上支配（個人情報の利用、提供、管理、訂正、消去等の取扱いを判断する権限を有していること）している個人情報をいう。

したがって、一時的に借用した文書や預かっている文書に記録された個人情報など、当該個人情報を支配していると認められない場合には、保有しているとはいえない。

(5) 公文書…に記録されているものに限る。

静岡県情報公開条例（平成 12 年静岡県条例第 58 号。以下「情報公開条例」という）第 2 条第 2 項に規定する公文書に記録されているものに限る趣旨である。

したがって、職員の個人的な備忘録等に記録されている個人情報は、保有個人情報に当たらない（なお、条例第 4 条第 2 項により、実施機関の職員又は職員であった者が、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用することは禁止されている）。

6 特定個人情報（第 6 項）

本項は、この条例の対象となる「特定個人情報」の定義が、番号法の規定に基づくことを定めたものである。番号制度は、番号法による全国一律の制度として導入されるものであり、対象となる特定個人情報の範囲については、番号法と同一にする必要があることから、番号法の該当条文を引用している。

なお、「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報のことをいう。

個人番号は、住民票コードを変換して得られた 12 桁の番号で市町村長が本人に通知しているものであるが、実施機関が個人番号を利用する場合、必ずしも個人番号そのものを利用する訳ではなく、セキュリティ保護のために当該団体内での共通番号に置き換えたり、あるいは通信回線を使用する際に暗号化して符号に置き換える等の措置が講じられている。

このように個人番号そのものではないが、個人番号と 1 対 1 で対応する番号、記号、符号についても広義の個人番号に含め、広義の個人番号を含んでいる個人情報を特定個人情報と定義するものである。

特定個人情報は、個人番号の悉皆性、唯一無二性のため個人識別性が極めて高く、また、法定された目的の範囲内とはいえデータマッチングが行われるものであることから、番号法では個人情報保護法の特例を設けて規制を強化している。

条例でも、番号法第 32 条の規定の趣旨（番号法は、特定個人情報について、現行の個人情報保護法制よりも厳格な取扱いを求め、従来の措置より厳格な措置を講ずる場合については、個人情報保護法の読替規定を定め、新たな措置を講ずる場合については、番号法にその旨の規定を設けている。

番号法に新たに設けられた規定は、地方公共団体に直接適用されることになるが、個人情報保護法を讀替えて対応する措置は、条例には及ばない。そこで、番号法第32条は、地方公共団体に対しても、番号法の趣旨を踏まえた措置を求めている。)を踏まえ、特定個人情報のみに適用する規定を設けるなど、特定個人情報について更に厳格な取扱いを行うものである。

7 情報提供等記録（第7項）

本項は、この条例の対象となる「情報提供等記録」の定義が、番号法の規定に基づくことを定めたものである。情報提供等記録も、番号制度によるものであることから、番号法の該当条文を引用している。

「情報提供等記録」とは、情報の照会者と情報の提供者との間で情報提供ネットワークシステムを通じて行われた情報照会及び情報提供の記録（情報の照会者及び情報の提供者の名称、提供の求めの日時及び提供した場合の日時、特定個人情報の項目等）である。

8 保有特定個人情報（第8項）

本項は、特定個人情報のうち保有個人情報に該当するものを定義したものである。保有特定個人情報とそれ以外の保有個人情報とは、利用及び提供の制限や本人情報の開示請求等における任意代理人の可否などの面で取扱いが大きく異なることから、特に注意が必要である。

9 本人（第9項）

本項は、この条例に規定する開示請求、訂正請求、利用停止請求等における「本人」の定義を定めるものである。

(適用除外)

第3条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。以下この項において同じ。）に含まれる個人情報その他の同法第52条第1号、第3号及び第4号に規定する個人情報並びに同法第25条の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
- (2) 静岡県統計調査条例（平成20年静岡県条例第57号）第2条に規定する県統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
- (3) 静岡県立中央図書館その他の県又は公立大学法人等の施設において県民の利用に供することを目的として管理されている公文書に記録されている個人情報 統計法（昭和22年法律第18号）第2条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報

2 第3章の規定は、個人情報保護法その他の法律の規定により同法第5章第4節の規定が適用されないこととされた個人情報（前項第1号に掲げるものを除く）については、適用しない。

【趣旨及び解釈】

本条は、統計法等に基づく統計調査に係る個人情報等について、この条例の規定を適用しないこととするとともに、法律の規定により個人情報保護法第5章第4節の規定が適用されないこととされた個人情報について、条例第3章の規定を適用しないこととしたものである。

1 条例が適用されない個人情報

(1) 統計調査等に係る個人情報（第1項第1号及び第2号）

統計法等に基づく統計調査等に係る個人情報について、この条例の規定を適用しないこととしたのは、次の理由による。

ア 統計調査等に係る個人情報は、統計の作成のために処理され、個人が識別されない形で利用されることが前提となっていること

イ 統計調査等に係る個人情報については、統計法等において、秘密の保護等の仕組みが既に存在しており、その体系の中で管理されていること

(2) 静岡県立中央図書館等の施設において県民の利用に供することを目的として管理されている公文書に記録されている個人情報（第1項第3号）

本号により、この条例の適用が除外されるのは、「静岡県立中央図書館等の施設において…管理されている公文書に記録されている個人情報」である。したがって、これらの個人情報と同じものをこれらの施設以外で管理している場合には、本号は適用されない。また、静岡県立中央図書館等の施設において管理されている公文書であっても、図書館の貸出カードや利用者名簿のように、県民の利用に供することを目的としていない公文書に記録された個人情報については、この条例の適用がある。

2 条例第3章が適用されない個人情報（第2項）

(1) 個人情報保護法に定められた個人情報

個人情報保護法第122条第1項は、刑事事件又は少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行等に係る個人情報について、同法第5章第4節の規定を適用しないこととしているが、本項により、これらの個人情報は条例第3章の適用が除外されることとなる。

これは、これらの個人情報の中には、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報が含まれており、

開示請求等の対象とすると、前科等が明らかになる危険性があるなど、逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で留置場や監獄に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるからである。例えば、雇用主が、採用予定者の前科の有無やその内容をチェックする目的で、採用予定者本人に開示請求させる場合などが想定される。

なお、これらの個人情報の中には、刑事事件又は少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行等の対象となった者以外の者に係る個人情報も含まれ得るが、適用除外とする範囲は、当該裁判、処分又は執行等の対象となった者に係るものに限られる。

(2) デジタル社会形成整備法に定められた個人情報

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の制定に伴い、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2第2項に規定する訴訟に関する書類、漁業法（昭和24年法律第267号）第117条第1項に規定する免許漁業原簿等、独自の完結した開示等の制度の下にある文書等に記録されている個人情報については、個人情報保護法第5章第4節の規定が適用されないこととされた。

県においても、上記の個人情報を保有していることから、国の制度との整合を図り、これらの個人情報について条例第3章の規定を適用しないこととした。

【運用】

第1項第3号が適用される施設とは、図書、資料、刊行物等を一般の閲覧に供し、又は貸出すことを業務としている施設をいい、次のようなものがある。

- ・ 県民サービスセンター
- ・ 各財務事務所及び西部農林事務所天竜農林局の行政資料コーナー
- ・ 県立中央図書館 ・ 県総合教育センター

(実施機関の責務等)

第4条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な施策を講じなければならない。

2 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

【趣 旨】

本条は、この条例の運用に当たり遵守すべき実施機関の責務及び実施機関の職員等の義務を定めたものである。

【解 釈】

1 実施機関の責務（第1項）

「個人情報の保護に関し必要な施策」とは、職員に対する研修の実施、事務処理方法の改善、開示請求等の受付体制の整備などの施策をいう。

2 職員の義務（第2項）

(1) 実施機関の職員

「実施機関の職員」については、条例第2条第3項の解釈を参照。

(2) 職務上知り得た個人情報

「職務上知り得た個人情報」には、職員がその担当する職務を行う上で知り得た個人情報のほか、その担当外のものであっても職務に関連して知ることができたものが含まれる。

(3) みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない

「みだりに他人に知らせ」とは、他人に知らせることが、自己の権限・事務に属しない場合、あるいは自己の権限・事務に属する場合であっても正当な理由がないのに知らせる場合などをいう。

「不当な目的に利用」とは、職員が個人的な利益のために個人情報を利用する場合、あるいは他人の正当な利益や公益に反して個人情報を利用する場合などをいう。

(4) 本条違反の場合の措置

職員（静岡県公立大学法人、公立大学法人静岡文化芸術大学、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学及び地方独立行政法人静岡県立病院機構の役員を除く。）が職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した場合には、地方公務員法上の制裁措置の対象となる。個人の秘密を漏らした場合には、地方公務員法の守秘義務違反として罰則の適用があり（同法第34条第1項、第60条第2号）、また、秘密に該当しない情報についても、法令遵守義務違反による懲戒処分との適用がある（同法第27条第3項、第29条第1項、第32条）。

なお、静岡県公立大学法人、公立大学法人静岡文化芸術大学、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学及び地方独立行政法人静岡県立病院機構の役員及び職員については、地方独立行政法人法において守秘義務が課されており、違反した場合には罰則の適用がある（同法第56条第2項において準用する同法第50条第1項、第128条）。

【運 用】

この条例は「個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項」を定めるものであるが（条例第1条）、これはこの条例が実施機関が保有する個人情報の取扱いに関する一般法的な性格を有するもので

あることと関連する。実施機関が保有する個人情報の内容やその利用目的は多岐にわたっており、必要があれば、それぞれの事務ごとに、この条例が定める規律を上回る保護措置を講ずることが望ましい。

(個人情報の保有の制限等)

第5条 実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、その権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 実施機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

【趣 旨】

本条は、実施機関における個人情報の保有の制限等について定めたものである。

【解 釈】

1 利用の目的の特定（第1項）

(1) 個人情報を保有する

「保有」については、条例第2条第5項の解釈を参照。

(2) その権限に属する事務を遂行するために必要な場合に限り

個人情報の保有が、実施機関の権限に属する事務のうち、当該個人情報を保有することによって遂行しようとする事務の遂行に必要な場合に限り許容されることをいう。

(3) 利用の目的をできる限り特定しなければならない

特定が求められるのは、当該個人情報について想定される恒常的な利用の目的である。

「できる限り特定」とは、個人情報がどのような目的のために利用されるのかをできる限り具体的に明確にするという趣旨である。「できる限り」とは、利用目的を抽象的、概括的に特定するのではなく、可能な限り具体的に特定することを要求するものである。

例えば、情報公開条例に基づく開示請求の処理に当たり請求者の個人情報を保有する場合、利用目的は「県民参加による開かれた県政の推進」では足りず、「開示決定等を行う」というように具体的に特定する必要がある。

2 利用目的の達成に必要な範囲を超えた保有の制限（第2項）

個人の権利利益の保護の観点から、実施機関は、必要のない個人情報を保有すべきでない。

「利用目的の達成に必要な範囲」とは、保有する個々の個人情報の本人の範囲や記録項目などが必要最小限のものでなければならないという趣旨である。

3 利用目的の変更の制限（第3項）

「相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲」とは、社会通念上、客観的にみて関連性があると合理的に認められる範囲をいい、当初の利用目的から想定することが困難でない程度の関連性が求められる。相当の関連性を有するか否かは、利用目的を変更する理由や取得時の状況などを勘案して個別に判断する必要がある。

なお、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲であれば、変更前の利用目的を維持しつつ、利用目的を追加することも可能である。具体的には、県立大学の教員用に作成した研究者データベースの利用を、大学図書館等で一般学生にも開放するような例が考えられる。

【運 用】

特定された利用の目的は、登録簿に登録され、個人情報の保有や目的外利用・提供の可否の基準となるほか、開示決定に際し本人に明示されることとなるので、その特定は慎重かつ適切に行う必要がある。

(取得の制限)

第6条 実施機関は、個人情報を取得するときは、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

2 実施機関は、法令又は条例（以下「法令等」という）に基づく場合を除き、個人情報を取得するときは、本人から取得しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときその他利用目的を達成するため本人以外の者から取得することにつき相当の理由があると認められるとき（特定個人情報を取得する場合を除く。）は、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 出版、報道等により公にされているとき。
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (4) 所在不明、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如等の事由により、本人から取得することができないとき。
- (5) 他の実施機関から提供を受けるとき。
- (6) 国、独立行政法人等（個人情報保護法第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ）、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ）から取得する場合で、事務の遂行上やむを得ないと認められるとき。
- (7) 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために取得するとき。
- (8) 事務の性質上、本人から取得したのでは当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

3 実施機関は、法令等に基づく場合を除き、要配慮個人情報を取得してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するとき（特定個人情報を取得する場合を除く。）は、この限りでない。

- (1) 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために取得するとき。
- (2) 事務の適正な遂行のために当該個人情報が必要かつ欠くことができないとき。

4 法令等に基づく申請、届出その他これらに類する行為に伴い、当該申請、届出その他これらに類する行為を行おうとする者以外の個人に関する個人情報が取得されたときは、当該個人情報は、第2項第1号に該当して取得されたものとみなす。

【趣 旨】

本条は、実施機関が個人情報を取得する際に遵守すべき原則を定めたものである。

特定個人情報の取得については、番号法第20条の規定（収集等の制限）が直接適用されることから、本条の対象から除外している。

【解 釈】

1 適法かつ適正な方法による取得（第1項）

(1) 個人情報の取得

「取得」とは、実施機関が当該実施機関以外の者から個人情報を入手することをいい、調査等により個人情報を能動的に収集する場合のみならず、投書等により受動的に入手する場合も含まれる。

(2) 適法かつ適正な方法

「適法」とは、個人情報を取得する方法が法令等にのっとっていることをいう。

「適正」とは、個人情報を取得する方法が社会通念上正当であると客観的に判断される場合をいう。

2 本人以外の者からの取得制限（第2項）

(1) 特定個人情報を取得する場合を除く

番号法第 20 条は、「何人も、前条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報（他人の個人番号を含むものに限る。）を収集し、又は保管してはならない。」とされ、特定個人情報の収集制限は、番号法第 20 条の規定が直接適用されることから、本条の収集制限の対象から除外している。

(2) 本人からの取得

「本人から取得し」には、本人から直接取得する場合のほか、申請書等を、郵送により、使者を介し、又は市町若しくは本人の所属する団体等を経由して取得する場合等も含まれる。

本人から提出されたものであれば、密封された学業成績証明書など本人がそこに記録された情報の内容を承知していない場合であっても、本人からの取得に当たる。

(3) 法令等に基づく場合

「法令等」とは、法令又は条例をいう。

「法令」とは、法律及び政令、府令、省令、その他国の機関が定めた命令をいう。

「条例」とは、この条例以外の条例をいい、当該条例の規定により委任を受けた規則も含まれる。

「法令等に基づく場合」とは、法令等に本人以外の者から取得できることを明確に定めている場合のほか、法令等の趣旨、目的により本人以外の者から取得できると解される場合も含まれる。

「法令等に基づく場合」の例としては、次のような場合が考えられる。

- ・知事の閲覧請求に基づき、政府が所得税関係書類を提示する（地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の59）
- ・医師が感染症の患者を保健所長に届け出る（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第12条）
- ・選挙管理委員会が当選人に当選証書を付与した旨を知事に報告する（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第108条）
- ・福祉事務所長等は、要保護者等について官公署への調査嘱託、銀行等に報告を求めることができる（生活保護法（昭和25年法律第144号）第29条）
- ・審査庁は、参考人に対して陳述させ、又は鑑定を求めることができる（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第34条）

(4) 例外事由

すべての個人情報を本人から取得することになると、本人に必要以上の負担を強いる結果を招くことも考えられるほか、事務の性質によっては、本人から取得することになじまない場合もある。このため、相当の理由がある場合には、その範囲を明確にした上で、本人以外の者からの取得を認めることとしたものである。

ア 本人の同意があるとき（第1号）

「本人の同意がある」とは、本人により、本人以外の者から個人情報を取得することを是認する旨の意思表示がなされていることをいう。

具体的には、本人から同意書が提出されている場合などが考えられる。

イ 出版、報道等により公にされているとき（第2号）

「出版、報道等により公にされている」とは、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットのホームページなどの媒体により公にされ、その公知性に疑義がないことをいう。

ウ 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき（第3号）

「緊急に必要がある」とは、人の生命、身体又は財産を守るため、時間的余裕がない場合をい

う。

具体的には、県立病院において救急患者の既往歴等を家族から聴取する場合などが考えられる。

エ 所在不明、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如等の事由により、本人から取得することができないとき（第4号）

所在不明等のため本人から取得することが不可能な場合のほか、本人が乳幼児等で意思を表示できないため事実上本人から取得できない場合が含まれる。

オ 他の実施機関から提供を受けるとき（第5号）

この条例の適用を受ける他の実施機関から提供を受ける場合には、当該他の実施機関において提供の可否が判断されるため、例外事由としたものである。

「他の実施機関から提供を受ける」とは、例えば、委員、講師等の人選のため、知事が教育委員会から個人情報の提供を受ける場合をいう。

カ 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人から取得する場合で、事務の遂行上やむを得ないと認められるとき（第6号）

国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人は、互いに連携して公共性の高い事務を遂行していることから、事務を遂行するに当たりやむを得ない場合には例外的に本人以外の者から取得できることとしたものである。

「事務の遂行上やむを得ない」とは、他に適当な代替的手段がない場合をいう。

具体的には、国等と連携して事務を遂行するため、対象者の情報を国等から取得する場合などが考えられる。

キ 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために取得するとき（第7号）

「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。

「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。

「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。

「被疑者の逮捕」とは、捜査機関が、被疑者の身体の一部を拘束する行為及び引き続き一定期間拘留することをいう。

「交通の取締り」とは、交通の安全及び秩序の維持のための道路交通の管理を目的とする活動であって、道路における交通の規制、運転免許に関する事務、交通法令違反の防止などがこれに当たる。

「公共の安全と秩序の維持」とは、法規又は社会的慣習をもって確立している国家及び社会の公の安全秩序の維持を意味する。

本号は、犯罪の予防をはじめとする「公共の安全と秩序の維持」に係る事務においては、必ず本人から取得しなければならないこととすると、当該事務の遂行に支障が生じるおそれがあることから、この点に配慮して設けられたものである。

ク 事務の性質上、本人から取得したのでは当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき（第8号）

事務の性質上、本人から取得したのでは当該事務の目的が達成し得ない場合など、本人以外の者から個人情報を取得することが社会通念上正当であると客観的に判断される場合をいう。

具体的には、評価、指導、相談等の事務において、正確な事実を把握するために関係者から事情を聴くような場合などが考えられる。

ケ その他利用目的を達成するため本人以外の者から取得することにつき相当の理由があると認められるとき（ただし書）

第1号から第8号に掲げる事由のほか、利用目的を達成するため本人以外の者から個人情報を取得することにつき相当の理由があると認められるときをいう。

「相当の理由がある」とは、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があることをいう。相当の理由があるかどうかは、個人情報の内容や利用目的などを勘案して、個々に判断する必要があるが、第1号から第8号に掲げる事由と同等以上の理由が求められる。

「本人以外の者」には、人格のない団体も含まれる。

3 要配慮個人情報の取得制限（第3項）

(1) 要配慮個人情報

「要配慮個人情報」とは、条例第2条第4項に掲げる個人情報をいう。

(2) 法令等に基づく場合

「法令等に基づく場合」とは、法令等に要配慮個人情報を取得できることを明確に定めている場合のほか、法令等の趣旨、目的により思想等を取得できると解される場合も含まれる。

「法令等に基づく場合」の例としては、次のような場合が考えられる。

- ・公職の候補者による所属政党名等の選挙管理委員会への届出（公職選挙法第86条の4第3項）
- ・政見を掲載した選挙公報の発行（公職選挙法第167条）

(3) 例外事由

ア 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために取得するとき（第1号）

第2項の解釈を参照。

イ 事務の適正な遂行のために当該個人情報が必要かつ欠くことができないとき（第2号）

当該事務の趣旨に照らし、実施機関が、要配慮個人情報に関する個人情報を取得することが社会通念上正当であると客観的に判断される場合であって、かつ、当該個人情報を取得しなければ当該事務の遂行が不可能となる場合をいう。

例えば、投書への対応等個別広聴に関する事務においては、投書中に、投書者の自由な意思により記載された思想等の情報が含まれていることがあり得るが、投書を受け取らなければ、個別広聴に関する事務を行うことが不可能となることから、このような場合は、本号に該当するものと解される。

4 申請、届出等に伴う例外措置（第4項）

「当該申請、届出その他これらに類する行為を行おうとする者以外の個人に関する個人情報」には、申請書やその添付書類等に記載された申請者等の家族氏名などの個人情報が該当する。

なお、本項に該当して取得された申請者等以外の個人に関する個人情報は、本条第2項第1号の「本人の同意」に基づき取得されたものとみなされることとなるが、個人情報の保有の制限（条例第5条）や、要配慮個人情報の取得制限（本条第3項）等の規定は適用される。

(利用目的の明示)

第7条 実施機関は、本人から直接書面（電磁的記録を含む）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

【趣 旨】

本条は、実施機関は、本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、原則として、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない旨を定めたものである。

【解 釈】

1 本人から直接書面…に記録された当該本人の個人情報を取得する

(1) 本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得

「本人から直接書面…に記録された当該本人の個人情報を取得する」とは、申請書、届出書等名称の如何を問わず本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得することをいい、窓口を持参して提出された場合のほか、郵送、ファクシミリ、電子メール等の手段により送られてきた場合も含まれる。

なお、使者を介した取得は、本人から「直接」取得する場合に当たらない。

また、本人の口頭による陳述や他者からの伝聞の内容を職員が書面に記録した場合は、「書面に記録された…個人情報を取得する」に当たらないため、本条の対象とならない。

(2) あらかじめ…利用目的を明示

「あらかじめ」とは、実施機関が個人情報を取得する前ということである。

なお、苦情に係る投書のように本人が予告なく書面を送付してきた場合など、あらかじめ利用目的を明示することは不可能である場合には、本条の趣旨にかんがみ、利用目的を明示する必要はないと解する。

「明示」とは、個人情報の利用目的を本人に対し明確に示すことをいう。具体的には、書面が実施機関の窓口に出される場合には、申請書等の書面の様式への記載、口頭による説明、窓口への掲示などが考えられる。また、インターネットを介して各種コンクール等への参加者を募集する場合などは、ホームページ上に利用目的を明記するなどの方法が考えられる。

2 例外事由

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき（第1号）

第6条第2項の解釈を参照。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき（第2号）

「その他の権利利益」とは、生命、身体又は財産以外の権利利益であり、例えば名誉などの人格的な利益が挙げられる。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき（第3号）

利用目的を本人に明示することにより、県の機関等が行う事務の目的が達成し得なくなる場合など、利用目的を本人に明示しないことが社会通念上正当であると客観的に判断される場合をいう。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき（第4号）

申請書等の記載内容や本人の意思に基づく申請であることなど取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合をいう。

例えば、情報公開条例に基づき開示請求をする者は、請求書に自己の氏名、住所等の個人情報を記載しなければならないが、これらの個人情報は、実施機関が開示決定等を行うために利用されることが客観的に明らかであり、このような場合は本号に該当する。

(正確性の確保)

第8条 実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

【趣 旨】

本条は、実施機関は、保有個人情報の正確性を確保するよう努めなければならないことを定めたものである。

【解 釈】

「利用目的の達成に必要な範囲内」とは、利用目的によっては、過去の特定時点における事実のみで足りる場合、現在の事実のみを必要とする場合、過去の事実と現在の事実の両方を必要とする場合があり得るため、それぞれの利用目的に応じて、その達成に必要な範囲内で正確性を確保する必要があることをいうものである。例えば、本人から提供された情報をそのまま記録して利用することを目的とする場合、一定の手続に従って本人から示された情報を正確に記録してあれば、実施機関の正確性を確保する義務は遵守されたことになる。

「事実」とは、客観的に確定される真実の情報をいう。個人に対する評価や判断の内容そのものは、「事実」に含まれないが、「甲が〇〇と評価・判断された」、「乙が〇〇と評価・判断した」という情報は、「事実」に含まれる。

【運 用】

実施機関は、保有個人情報の正確性を確保するため、個人情報を公文書に記録するに当たり事実関係を確認するとともに、保有個人情報の内容の誤りを発見した場合には適宜訂正するなどの措置を講ずることが求められる。

(安全確保の措置)

第9条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

【趣 旨】

本条は、実施機関は、保有個人情報の安全確保の措置を講じなければならないことを定めたものである。

【解 釈】

「保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置」の具体的内容としては、次のようなものが考えられる。

- ① 職員に対する教育や個人情報の適切な管理のための組織の整備等の管理的な措置
- ② シュレッダーの整備、相談室の間仕切り、通知の封書化等の設備的・物理的な措置
- ③ 電子計算機処理に伴うアクセスの制限、データの暗号化等の技術的な措置

【運 用】

個人情報記録された文書等は、実施機関が定める文書管理規程等にとり、適切に管理しなければならない。

特に、保有する必要がなくなった保有個人情報については、漏えい防止のため、これを確実に、かつ、速やかに消去し、又はこれを廃棄するものとする。

(委託等に伴う措置等)

第10条 実施機関は、個人情報の取扱いを委託する場合又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により同項の指定管理者（以下単に「指定管理者」という）に公の施設の管理を行わせる場合においては、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者又は指定管理者は、受託した業務又は公の施設の管理に関する業務に関して、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

【趣 旨】

本条は、個人情報の漏えい等を防止するため、個人情報の委託等に伴う措置等について定めたものである。

【解 釈】

1 実施機関が講ずる措置（第1項）

(1) 個人情報の取扱いの委託

「個人情報の取扱いを委託する」とは、実施機関が、個人情報の取得、管理、利用、提供など個人情報の取扱いを実施機関以外の者に依頼することをいう。委託の中には、一般的に委託契約と呼ばれるもののほか、印刷、筆耕等の契約も含まれ、歳出科目としての委託料とは必ずしも一致しない。個人情報の取扱いの委託の例としては、受託者に個人情報を引き渡すもの（電算データの入力、通知書の封入作業等）や、受託者に個人情報を引き渡すことはないが、受託者において個人情報を取得することが予定されているもの（世論調査等）が挙げられる。

「個人情報の保護に関し必要な措置」としては、受託者として信頼できる者を選定すること、契約書等に受託者が遵守すべき事項を明記することなどが挙げられるが、具体的内容は取り扱われる個人情報の内容などを勘案して個別に判断することとなる。

(2) 指定管理者による公の施設の管理

指定管理者は、公の施設の管理を通じて施設利用者の氏名等の個人情報を取得する場合がある。このため、実施機関は、指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない旨を定めたものである。

「個人情報の保護に関し必要な措置」としては、県と指定管理者との間で締結する協定等において、個人情報の保護に関し必要な事項を定めること等が挙げられる。

2 受託者等が講ずる措置（第2項）

本項は、個人情報の取扱いの委託を受けた者又は指定管理者について、受託した業務又は公の施設の管理に関する業務に関して、実施機関と同様の安全確保の義務（条例第9条）を課すものである。

3 受託業務従事者等の義務（第3項）

本項は、第2項の業務に従事している者又は従事していた者について、実施機関の職員と同様の義務（条例第4条第2項）を課すものである。

「知り得た個人情報」は、個人の秘密であるか、すなわち秘匿性があるものか否か、また、一般的に知られていないものか否かを問わない。また、電子計算機で処理されているか否かも問わない。

なお、本条では、単に「個人情報」とし、「保有個人情報」としていない。これは、組織としての

利用、保有に至らない個人情報であっても、適切に取り扱う必要があるためである。

【運用】

委託契約に当たっては、取り扱われる個人情報の内容や取扱いの態様等を勘案し、適切な契約を取り交わすものとする。指定管理者との間で協定等を締結する場合においても同様とする。

(利用及び提供の制限)

第11条 実施機関は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 実施機関がその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (3) 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、その権限に属する事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための当該実施機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

【趣 旨】

本条は、保有個人情報の利用・提供について実施機関が遵守すべき原則を定めたものである。

保有特定個人情報については、第11条の2において利用目的以外での利用の制限の特例を定めたこと、また、番号法第19条において提供の禁止及び例外が規定されていることから、本条の対象外としている。

【解 釈】

1 保有個人情報の利用・提供

「実施機関は、…保有個人情報を自ら利用し」とは、保有個人情報を保有する実施機関が、当該保有個人情報を実施機関内部で用いることをいい、例えば、知事部局の総務部で保有している保有個人情報を同じ知事部局の企画部において用いる場合をいう。

「実施機関は、…保有個人情報を…提供し」とは、保有個人情報を保有する実施機関が、当該保有個人情報を当該実施機関以外の者に引き渡すことをいい、例えば、知事部局の総務部で保有している保有個人情報を教育委員会や市町などに知らせる場合である。

「利用」又は「提供」の形態としては、オンラインによる一括の利用・提供のほか、個別の照会に応じて文書で回答する場合などが考えられる。

2 保有個人情報の利用目的以外の利用・提供制限（第1項）

「法令等に基づく場合を除き」とは、法令等の規定上「…しなければならない」と明確に義務付けている場合のほか、「…できる」と規定されていても、提供されないときは懲戒処分の要求ができるなどの規定により提供が担保されている場合又は提供を義務付けていると解される場合も含まれる。

情報公開条例に基づく開示請求に応じ個人情報の開示を行う場合は、「法令等に基づく場合」に該当する。

なお、法令等の規定上「…できる」とのみ規定されているときは、実際に利用・提供することの適

否について、それぞれの法令の趣旨に沿って適切に判断する必要がある。

3 保有個人情報の利用目的以外の利用・提供制限の例外（第2項）

実施機関が保有する保有個人情報については、県民負担の軽減、行政サービスの向上、事務の効率化などを図る観点から、当該実施機関内部又は他の実施機関との間での情報の有効利用に資することも必要であり、また、本人の利益や公共の利益のために目的外に利用・提供することが要請される場合もあるので、このような場合には例外的に目的外の利用・提供ができることとしたものである。

(1) 本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるとき

第2項ただし書は、第1号から第4号に該当する場合であっても、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、利用・提供してはならないとしたものである。

「不当に」とは、保有個人情報を利用・提供することによる利益を考慮しても、本人又は第三者の権利利益の侵害の程度が看過し得ないものを意味する。

(2) 例外事由

ア 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき（第1号）

「本人の同意がある」とは、本人により、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することを是認する旨の意思表示がなされていることをいう。具体的には、本人から同意書が提出されている場合などが考えられる。

「本人に提供する」とは、実施機関の判断により本人に保有個人情報を知らせる場合をいい、本人からの問合せに応じ保有個人情報の内容を本人に知らせる場合が考えられる。

イ 実施機関内部の利用及び国等への提供（第2号、第3号）

「その権限に属する事務の遂行に必要な限度で」とは、保有個人情報の利用が、その正当な権限に属する事務の遂行に必要な場合に限り許容されることをいう。

「相当の理由がある」とは、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があることをいう。相当の理由があるかどうかは、保有個人情報の内容や利用目的などを勘案して、個々に判断する必要がある。

ウ 国等以外の者への提供（第4号）

「専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供する」とは、保有個人情報の提供を受ける者が専ら統計の作成や学術研究のために保有個人情報を利用することを目的としており、その利用に供するために提供する場合である。

「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益となる」とは、個人の権利利益を侵害することにならないことから、規定したものである。具体的には、表彰を受ける者を選考するに当たって、本人の功績等を証明するための情報を提供するときや、交通事故で意識不明となっている患者に対し緊急に手術を行おうとする民間病院に、県立病院が特に配慮を要する既往歴等を提供する場合などが考えられる。

「特別の理由のあるとき」とは、少なくとも国の機関等に提供する場合と同程度の公益性があり、かつ、当該情報の提供を受けなければ、提供を受ける者の事務の目的を達成することが困難な場合である。特別な理由があるかどうかは、保有個人情報の内容や利用目的などを勘案して、個々に判断する必要がある。

4 実施機関内部における利用の制限（第3項）

(1) 個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとき

「個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとき」とは、保有個人情報の内容等に

より、それが本来の利用目的以外の目的に利用されれば、個人の権利利益を侵害するおそれが大きいため、特にその利用目的以外の利用を制限する必要があると認めるときをいう。

(2) 特定の部局又は機関に限るものとする

「特定の部局又は機関」とは、実施機関内部の特定の部局又は機関である。具体的には、内部部局、大学、研究機関、附属機関などをいう。なお、実施機関は、これらの部局の内部の組織に限ることも可能である。

実施機関が、保有個人情報の利用目的以外の利用を特定の部局又は機関に限る場合には、あらかじめ保有個人情報ごとに内部規則等で特定の部局等を定める必要がある。

5 利用目的の変更と目的外利用

実施機関は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて利用目的を変更してはならないこととされている（条例第5条第3項）。当初特定した目的以外の目的のために恒常的に個人情報を利用するのであれば、利用目的の「変更」に当たる。

一方、当該利用が恒常的になされるものではなく、単発的なものであれば、本条の目的外利用となる。

【運用】

氏名等を消去することにより特定の個人を識別できない情報は、もはや保有個人情報には当たらないことから本条の適用はないが、利用・提供をすることにより個人の権利利益を侵害することもあり得るので、慎重な対応が求められる。

また、第2項の例外事由に該当するものとして保有個人情報を利用・提供した場合には、その旨を当該保有個人情報に付記することが望ましい。

第11条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

【趣 旨】

国の行政機関、独立行政法人等が保有する特定個人情報については、番号法第30条において、個人情報保護法の一部の規定を除外し、又は読み替え適用する特例を定めており、情報提供等記録についても番号法第31条において、同様に特例を定めている。

地方公共団体が保有する特定個人情報及び情報提供等記録については、番号法第32条において、個人情報保護法や番号法の規定により国、独立行政法人等が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講ずるものとされている。

本条は、この必要な措置のうち、特定個人情報の利用について定めたものであり、番号法による読み替え後の個人情報保護法による取扱いと同様としたものである。

なお、特定個人情報の提供については、国、独立行政法人等についても、読み替え規定によらず、番号法第19条によることとしていることから、県条例においても明文化していない。

【解 釈】

1 保有特定個人情報の利用目的以外の利用の制限（第1項）

実施機関は、保有特定個人情報について、利用目的以外の目的に利用してはならないとの原則を示したものである。保有特定個人情報について、目的内利用とされるのは次の場合である。

- ・ 番号法別表第1に規定された範囲での利用（番号法第9条第1項）
- ・ 福祉、保健、医療その他の社会保障、地方税、防災に関する事務又はこれらに類する事務であって、条例に規定された範囲での利用（番号法第9条第2項）
- ・ 上記2事務を処理するために、法令又は条例に基づき、他人の個人番号を利用した事務を行う範囲での利用（番号法第9条第3項）
- ・ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合に本人の同意を受けて提供を受けた場合等、番号法第19条第12号から第15号までに該当する範囲での利用（番号法第9条第5項）
- ・ 住民基本台帳事務に必要な範囲での利用（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号））

例えば生活保護関係事務のために取得した特定個人情報を同じ知事部局の税部門で利用するような場合については、番号法第9条第2項に基づき県で独自利用（同一の実施機関内における特定個人情報の連携）の条例を制定することにより、特定個人情報を税部門で利用（税部門に移転）することについても、生活保護関係事務での特定個人情報の利用目的の範囲内と解されることとなる。

なお、この場合においては、独自利用条例の制定前に生活保護関係事務のために取得した特定個人情報の扱いについて疑義が生じる可能性もあるが、番号法別表第2において税事務への情報提供

が規定されている場合、他の地方公共団体における税事務に特定個人情報を提供することは法律上予定されており、自らの機関の税部門で利用するか他の地方公共団体の税部門への提供であるかにより、利用目的内・目的外の異なる判断をする理由はなく、番号法別表第2に当該事務における情報提供が規定されたことをもって、情報提供対象事務の用途に自らの税部門が利用することも当該特定個人情報の利用目的に含まれるものと解される。なお、個人情報取扱事務登録簿についても、個人情報を取り扱う目的や個人情報を利用する範囲、提供する範囲の見直し等を遺漏なく行う必要がある。

2 目的外利用が認められる範囲（第2項）

特定個人情報については、番号法上、個人番号を利用できる事務の範囲が限定されていることから（番号法第9条）、目的外利用は本来発生しないはずであるが、番号法による読み替え後の個人情報保護法による取扱いと同様、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときに例外的に認めることとしたものである。

例えば、本人が人事不省になり、緊急に医療を受ける必要がある場合において、個人番号で本人を特定する場合や過去の治療状況が分かる記録であって個人番号が付されたものが必要になる場合などが考えられる。

第11条の3 実施機関は、利用目的以外の目的のために、情報提供等記録を自ら利用してはならない。

【趣 旨】

情報提供等記録については、番号法第31条による読み替え後の個人情報保護法による取扱いと同様に目的外利用を一切認めないことを定めたものである。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第12条 実施機関は、第11条第2項第3号又は第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

【趣 旨】

本条は、実施機関は、保有個人情報を実施機関以外の者に提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る保有個人情報について、必要な保護措置を講ずることを求めることとしたものである。

なお、特定個人情報は、番号法第19条各号により提供できる場合が限定され、提供先は、番号法に基づき厳格な取扱いが求められていることから、本条の対象外としている。

【解 釈】

1 必要があると認めるとき

措置要求を行う必要性の有無は、提供する保有個人情報の内容、提供方法、提供先における利用目的や利用方法等を勘案して、実施機関が個別に判断することとなる。

実施機関は、本条の趣旨にかんがみ、条例第11条第2項第3号又は第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合には、措置要求を行う必要の有無を検討する必要がある。

2 その他必要な制限

「その他必要な制限」とは、提供する保有個人情報の取扱者の範囲の制限、利用期間の制限、第三者への再提供の制限又は保有個人情報の消去・返却等利用後の取扱いの指示などである。

3 必要な措置

「必要な措置」とは、保有個人情報のき損や滅失の予防措置、取扱者に対する監督などをいう。

【運 用】

本条による措置要求は、書面で行うものとする。

(電子計算機等の結合による提供に係る保護措置)

第13条 実施機関は、当該実施機関の使用に係る電子計算機と実施機関以外の特定の者の使用に係る電子計算機その他の機器とを電気通信回線を介して接続し、当該実施機関の保有個人情報を当該特定の者が随時入手し得る状態にする方法により提供するときは、保有個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

【趣 旨】

本条は、実施機関は、当該実施機関の使用に係る電子計算機と実施機関以外の特定の者の使用に係る電子計算機その他の機器とを電気通信回線を介して接続し、当該実施機関の保有個人情報を当該特定の者が随時入手し得る状態にする方法により提供するときは、保有個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならないことを定めたものである。

【解 釈】

1 当該実施機関の使用に係る電子計算機と実施機関以外の特定の者の使用に係る電子計算機その他の機器とを電気通信回線を介して接続

「当該実施機関の使用に係る電子計算機と実施機関以外の特定の者の使用に係る電子計算機その他の機器とを電気通信回線を介して接続」とは、知事など実施機関が管理する電子計算機と国、市町など実施機関以外の特定の者が管理する電子計算機その他の機器とを電気通信回線を介して接続することをいう。

本条は「実施機関以外の特定の者」との接続について規定したものであり、実施機関相互間の接続や、インターネットへの接続のように不特定多数の者との接続は含まれない。

2 当該実施機関の保有個人情報を当該特定の者が随時入手し得る状態

「当該実施機関の保有個人情報を当該特定の者が随時入手し得る状態」とは、接続の相手方が、実施機関の保有個人情報をいつでも入手できる状態をいい、具体的には、一般旅券の発給システムのように全国一律のシステムにより国に保有個人情報を随時提供する場合などが該当する。

なお、電子メールを送信する場合など、実施機関が相手方に送信作業を行わなければ相手方が保有個人情報を入手できない場合は含まれない。

3 個人情報の保護に関し必要な措置

必要な措置とは、保有個人情報の正確性を確保すること、安全確保の措置を講ずること、提供する保有個人情報を必要最小限に限ることなどの措置をいう。

具体的には、無資格者からのアクセスを制限するためのパスワードの設定、保存又は送信の際のデータの暗号化などの措置が考えられる。

(個人情報取扱事務の登録)

第14条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(個人の氏名、生年月日その他の記述等又は個人識別符号により特定の個人を容易に検索し得る状態で個人情報が記録されている公文書を用いる事務に限る。以下「個人情報取扱事務」という)を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を登録した個人情報取扱事務登録簿(第3項及び第4項において「登録簿」という)を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の対象者の範囲
- (4) 個人情報の利用目的
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 前号の個人情報の記録項目に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 個人情報の取得方法
- (8) 個人情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (9) その他規則で定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる事務については、適用しない。

- (1) 実施機関の職員(議会の議員並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員を含む。以下この号において同じ)又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事務
- (2) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡に利用するため、相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを取り扱う事務
- (3) 犯罪の捜査又は公訴の維持に関する事務

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関(公安委員会及び警察本部長に限る)は、同項第5号の個人情報の記録項目の一部若しくは同項第6号若しくは第7号に掲げる事項を登録簿に登録し、又は登録簿を作成することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を登録せず、又は登録簿を作成しないことができる。

4 実施機関は、登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務について登録簿から抹消しなければならない。

【趣 旨】

本条は、実施機関が行う個人情報を取り扱う事務の存在や概要を、県民が、わかりやすい形で知ることができるようにするため、事務の名称や個人情報の取扱状況を登録した登録簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならないこととしたものである。

【解 釈】

1 個人情報取扱事務の登録(第1項)

- (1) 個人の氏名、生年月日…により特定の個人を容易に検索し得る状態で個人情報が記録されている公文書を用いる事務

特定の個人を容易に検索できるように整理して体系的に構成された公文書を用いる事務をいう。業務として対応可能な範囲内で検索することができない散在的な個人情報は、「容易に検索し得る」とは言えないので、このような個人情報のみが記録された公文書を専ら使用する事務については登録簿を作成する必要はない。

登録すべき事務としては、次のような公文書を使用するものが考えられる。

ア 名簿、リスト、一覧表等個人情報が表形式で記録されている公文書

- イ カルテ、相談カード、各種申請書等特定の識別項目によって個人を検索できるように、個人ごとに作成された公文書
- ウ インデックスを設けるなどの工夫により事実上検索可能となっている公文書
- エ 特定の個人を検索できるように体系的に構成された電算ファイル

(2) あらかじめ…作成し、一般の閲覧に供しなければならない

「あらかじめ」とは、登録簿の作成は個人情報取扱事務の開始前に行わなければならないことをいう。

なお、この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務については条例附則第2項の経過措置が適用される。

(3) 登録事項

ア 個人情報取扱事務の名称

「生活保護に関する事務」など当該事務の名称をいう。

イ 個人情報取扱事務を所管する組織の名称

個人情報取扱事務を所管する、所等の組織の名称をいう。

ウ 個人情報取扱事務の対象者の範囲

個人情報取扱事務の対象となる個人の類型をいう。

具体的には、申請者、納税義務者、受験者などが挙げられる。

エ 個人情報の利用目的

条例第5条第1項の規定により特定された個人情報の利用の目的をいう。

オ 個人情報の記録項目

「個人情報の記録項目」とは、氏名、生年月日、住所、家庭状況、職業、健康状態、資産状況等公文書に記録される個人情報の内容をいう。

カ 前号の個人情報の記録項目に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

個人情報の記録項目に、条例第2条第4項に掲げる要配慮個人情報が含まれるか否かを記載し、本人が自己に関する要配慮個人情報の利用の実態をよりの確に認識し得るようにする。

キ 個人情報の取得方法

個人情報の取得の相手先、方法などをいう。

ク 個人情報を…経常的に提供する場合には、その提供先

「経常的に提供する」には、一定の相手方に、継続的に提供する場合のほか、一定期間ごとに定期的に提供する場合、不定期でも照会があれば必ず提供することとしている場合も含まれる。

ケ その他規則で定める事項

静岡県個人情報保護条例施行規則（平成15年静岡県規則第7号。以下「施行規則」という。）は、「事務の概要」、「登録簿を作成した組織の名称」、「電子計算機等の結合により保有個人情報を実施機関以外の特定の者に提供する場合には、その旨」及び「保有個人情報が記録されている主な公文書の名称」を登録事項として定めている。

2 適用除外（第2項）

(1) 実施機関の職員等の人事、給与、福利厚生等に関する事務

「実施機関の職員」については、第2条第5項の解釈を参照。なお、本項の「職員」には、議会の議員並びにいわゆる県費負担教職員も含まれる。

「人事、給与、福利厚生等に関する事務」とは、職員の任免、懲戒、研修、給与、健康管理、災

害補償等の事務をいう。これらの事務に係る個人情報、県の内部的な情報であり、また、その存在及び利用方法も一般に当事者たる職員に知られていることから、登録簿を作成し一般の閲覧に供する意義に乏しいため、登録対象としないこととしたものである。

(2) 相手方の氏名、住所等のみを取り扱う事務

「資料その他の物品若しくは金銭の送付」とは、文書、記念品、金銭（口座振込等を含む。）等の送付をいい、「業務上必要な連絡」とは事務遂行のために行う電話、電子メール等による連絡をいう。

また、「その他の送付又は連絡に必要な事項」とは、郵便番号、電話番号、電子メールのアドレス、送付部数等送付又は連絡に密接に関係があり、かつ、必要な事項をいう。

なお、本号は、送付又は連絡の目的に利用されるもののみを適用除外とするものであるため、記録事項が他の目的に利用される場合は含まれない。

(3) 犯罪の捜査

第6条第2項の解釈を参照。

(4) 公訴の維持

提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を指す。検察官の求めにより実施機関が行う公訴の維持を目的とした活動に係る事務は、本号に該当する。

3 個人情報取扱事務登録簿への一部不登録等（第3項）

公安委員会及び警察本部長は、個人情報の記録項目の一部、取得方法又は経常的提供先を登録簿に登録し、又は登録簿を作成することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める事務について、その記録項目の一部若しくは事項を登録せず、又は登録簿を作成しないことができることとしたものである。「事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある」か否かは、事務の目的や事務遂行の手法等に照らして、客観的に判断する必要がある。

本項が適用される事務としては、国の安全その他の国の重大な利益に関する事務などが考えられる。

(開示請求権)

第15条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、その保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「保有特定個人情報代理人」と総称する。））は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

【趣 旨】

本条は、何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、その保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができるとし、また、未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示の請求をすることができるとしたものである。

なお、保有特定個人情報については、個人情報保護法第76条第2項において、本人の委任による代理人が本人に代わって、行政機関の長等に対し、開示請求をすることを認めるとしている。このため、番号法第32条の趣旨を踏まえ、保有特定個人情報については、本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）も本人に代わって開示請求をすることができることを定めたものである。

【解 釈】

1 自己情報の開示請求（第1項）

(1) 何人も

県民に限られず外国人を含むすべての自然人である。

(2) その保有する自己を本人とする保有個人情報

開示請求をすることができる保有個人情報は「自己を本人とする保有個人情報」のみである。

したがって、自己以外の者に関する保有個人情報については、たとえ家族に関するものであっても開示請求をすることはできない。

2 代理人による開示請求（第2項）

自己の保有個人情報の開示請求は、保有個人情報の本人からの請求に基づき、当該本人に開示する制度であるので、そもそも代理にはなじまないものと考えられる。また、広く代理請求を認めることは、本人の権利利益の保護に欠けるおそれがあることも否定できない。

しかし、未成年者又は成年被後見人については、自ら請求することが困難な場合があることから、これらの法定代理人に限り代理請求を認めるものである。

また、特定個人情報については、情報提供ネットワークシステムの導入に伴い不正な情報提供等がなされる懸念があることから、開示請求、訂正請求及び利用停止請求といった本人参加の権利の実質的な保障が重要であり、これらの権利が容易に行使できるよう、情報提供等記録開示システムを整備して情報提供等記録の開示等を容易に行えるようにするとともに、インターネット接続が困難で、かつ書面請求も困難な者についても容易に開示請求権等を行使できるよう任意代理を認めたものである。

(1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

「未成年者」とは、年齢が成年すなわち満20才に達しない者をいう（民法（明治29年法律第89号、明治31年法律第9号）第4条）。

「成年被後見人」とは、精神上の障害により事理を弁識する能力の欠如の常況にあるとして、家庭裁判所の後見開始の審判を受けた者をいう（民法第7条、第8条）。

「法定代理人」とは、民法上の法定代理人をいう。未成年者の法定代理人は、親権者（民法第818条等）又は未成年後見人（民法第839条等）である。成年被後見人の法定代理人は、後見人（民法第843条等）である。

(2) 本人の委任による代理人

本人の意思に基づいて開示請求等を代理する権限を委任された者をいう。

(3) 本人に代わって前項の規定による開示の請求…をすることができる。

代理人は、本人の意思と独立して開示請求をする権利を有するものと考えられる。したがって、本項による請求の請求者及び開示決定等の名あて人は代理人である。

なお、代理人から開示請求があっても、代理人に開示をすることにより本人の権利利益を侵害する場合には、条例第17条第2号により開示しないこととなる。

【参 考】

1 プライバシーとの関係

この条例は、次の理由により、いわゆるプライバシーといわれているもの全般を条例上の具体的権利として設定しようとするものではない。

ア プライバシーといわれているものの中には、個人情報の取扱いに直接関係しないものも多く存在すること（例えば、勝手に写真を撮られて雑誌に掲載される、のぞき見される、昼夜分け隔てなく執拗に電話をかけられる）

イ 一般に、ある利益を法的保護に値する利益として保護するためには、明確な内容と限定性を備えていることが不可欠であるが、プライバシーの利益あるいは権利といわれるものは、極めて多様であり、社会や文化あるいは時代や人によっても異なり得る相対的な概念であることから、そのすべてをこの条例で保護しようとすることは、理論上も実際上も極めて困難であること

2 自己情報コントロール権との関係

自己情報コントロール権（自己の情報の流れをコントロールする権利）というような意味でのプライバシーの権利については、我が国においては、学説においてもその性格や範囲をめぐって種々の議論がなされている段階である。

したがって、この条例上の開示請求権等については、プライバシーの権利の概念として議論されている自己情報コントロール権から直接に導かれたものではない。

(開示請求の手続)

第16条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 開示請求に係る保有個人情報記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) その他規則で定める事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、規則で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人（保有特定個人情報にあつては、保有特定個人情報代理人）であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、保有個人情報の開示請求の手続を定めるとともに、開示請求書に形式上の不備がある場合の補正の手続について定めたものである。

【解釈】

1 請求手続（第1項）

開示請求は、第1項各号に定める事項を記載した開示請求書を提出してしなければならないとしたものである。

(1) 書面主義

開示請求は、開示決定という行政処分を求める申請行為であり、請求者の権利行使として行われるものであるため、その事実関係を明らかにしておく必要があることから書面によることとしたものである。

(2) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

保有個人情報の本人又は代理人の氏名及び住所又は居所をいう。

なお、成年後見人が法人であることも想定されるが、本号は、この場合における法人からの請求を排除する趣旨ではない。

(3) 開示請求に係る保有個人情報記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

開示請求に係る保有個人情報記録されている公文書の名称が記載されるか、その記載から開示請求者が求める保有個人情報を他の情報と識別できる程度に記載されていることが必要である。

なお、特定個人情報の開示請求の場合にあつては、開示請求を行う本人が開示を求める特定個人情報を特定するため、開示請求書に任意に個人番号を記載することは番号法においても認められるものの、個人番号を記載して開示請求を行うことを求め、その個人番号を利用して特定個人情報の検索を行うことは認められない。

(4) その他規則で定める事項

施行規則は、「求める開示の実施の方法」、「法定代理人又は任意代理人が請求する場合は、開示

請求をする者の法定代理人又は任意代理人の別並びに当該保有個人情報の本人の氏名及び住所又は居所」及び「開示請求者の連絡先」を開示請求書の記載事項として定めている。

2 本人確認（第2項）

開示請求権は保有個人情報の本人（又はその法定代理人（保有特定個人情報にあつては、法定代理人又は任意代理人）に限って認められる権利であり、開示請求の受付に際しては、開示請求をする者が開示請求に係る保有個人情報の本人（又はその法定代理人（保有特定個人情報にあつては、法定代理人又は任意代理人））であることを確認する必要がある。

特に、特定個人情報については、情報漏えいやなりすまし等の被害を防止するため、保有特定個人情報に係る①本人請求の場合の本人確認、②代理人請求の場合の代理権の正当性及び代理人の身元確認等は、所定の書面等により厳格に行う必要がある。

確認するために必要な書類は、運転免許証や旅券、個人番号カード等の施行規則で定める書類である。

3 補正（第3項）

この条例に基づく開示請求は静岡県行政手続条例（平成7年静岡県条例第35号。以下「行政手続条例」という。）の申請に該当し、同条例第7条により請求書に形式上の不備があるときは、実施機関は補正を求めるか、申請を拒否することとなる。本条はその点を確認的に規定したものであるが、行政手続条例と異なるのは、補正を求める場合において実施機関は開示請求者に対し補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならないとしたことである。

(1) 形式上の不備があると認めるとき

請求書の記載事項に漏れがある場合や開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項の記載に不備があり保有個人情報を特定できない場合などをいう。

(2) 相当の期間

開示請求者が補正するのに社会通念上必要とされる期間をいう。

(3) 補正の参考となる情報

開示請求書の記載内容に関連する公文書の名称など、開示請求者が開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書を特定するために必要な情報をいう。

【運用】

1 開示請求は、本人又はその法定代理人（保有特定個人情報にあつては、法定代理人又は任意代理人）が必要事項を記載した開示請求書を実施機関に提出して行うものである。

2 日本語による記載

開示請求者を「何人も」としたことにより、外国人にも開示請求権を付与しているが、法的な権利関係を明らかにする必要があることから、多様な言語に対応しなければならないとするのでは実施機関の負担が過重になるため、開示請求書は日本語で記載しなければならないものとする。

3 郵送による請求

請求者の利便を考慮し、郵送による請求についても認めるものとする。

4 本人又はその法定代理人（保有特定個人情報にあつては、法定代理人又は任意代理人）であることの確認

(1) 本人が請求する場合

ア 本人確認書類による確認

以下の写真付の本人確認書類（原本）1つの提示又は提出による。

- ㉠ 運転免許証、旅券又は個人番号カード
- ㉡ 官公庁が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等
- ㉢ 官公庁がその職員に発行した身分証明書
- ㉣ ㉠～㉢に準ずるものとして特に認めるもの

イ 本人確認書類以外の確認

㉠及び㉡の書類のいずれか1つづ（又は㉠の書類のいずれか2つ）の提示又は提出による。

- ㉤ 健康保険、国民健康保険等の被保険者証、共済組合賞、国民年金手帳等
- ㉥ 学生証、会社の証明書、源泉徴収票、納税証明書、療育手帳等

ウ やむを得ない理由によりイに掲げる書類の1つしか提示又は提出できない場合の確認

開示担当において承知している本人に関する情報の聴取や請求書に記載された住所への往復はがきを送付して返信はがきを受領するなどの方法による。

エ 書類の写しを提出した場合

開示の実施の際に窓口において当該書類の原本の提示又は提出が必要になることを説明し、当該書類の写しを請求書に添付しておく。

(2) 法定代理人が請求する場合

ア 代理権の確認

3月以内に作成された以下のいずれかの書類（原本）1つの提示又は提出による。

- ㉦ 戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書、家庭裁判所の証明書
- ㉧ ㉦に準ずるものとして特に認めるもの

イ 請求者の身元確認

請求者が、アで確認した法定代理人本人であることを(1)に掲げる方法で確認する。

(3) 任意代理人が請求する場合

ア 代理権の確認

3月以内に作成された本人が記名押印した委任状及び本人の印鑑登録証明書（原本）の提出による。

なお、病気等の事情などによるやむを得ない理由により、印鑑登録証明書の提出が困難な場合であると判断される場合には、文書又は電話等により本人の意思を確認することとするが、本人が未成年者又は成年被後見人であって提出が困難な場合には、法務課に協議の上、代理権の有無を慎重に判断する。

イ 請求者の身元確認

請求者が、アで確認した任意代理人本人であることを(1)に掲げる方法で確認する。

5 保有個人情報特定のための事情聴取

開示請求に際し、直接、請求の理由や利用目的を問うものではないが、求められている保有個人情報を的確に特定するため、請求者の任意の説明により、保有個人情報を特定できる範囲でその周辺の事情を聴取することは適宜行うべきである。

6 補正の参考となる情報

開示請求において、開示請求者が保有個人情報を的確に特定することは困難な場合が多い。実施機関は個人情報取扱事務登録簿を案内したり、開示請求者と連絡を取り合うなどして、保有個人情報を特定するために必要な情報を提供する必要がある。

7 不適法な開示請求であることを理由として却下する場合

開示請求の内容があいまいで保有個人情報に特定できず、かつ、補正の命令にも応じない場合には不適法な開示請求であるとして請求を却下し、その旨を通知するものとする。本人又はその法定代理人（保有特定個人情報にあっては、法定代理人又は任意代理人）であることが確認できない場合も同様とする。

(保有個人情報の開示義務)

第17条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

【趣 旨】

本条は、開示請求があったとき、実施機関は開示請求に係る保有個人情報に本条の各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合を除き、当該保有個人情報を開示しなければならないという実施機関の開示義務を定めたものである。

【解 釈】

1 非開示情報の取扱い

本条は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合の実施機関の義務については特に定めていない。しかし、非開示情報は、開示することの利益と開示することにより損なわれてはならない個人又は法人等の正当な利益や行政事務の適正な遂行等の利益との調整を図るものであり、こと及び条例第19条において本条の例外として裁量的開示が規定されていることから、実施機関は、「個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとき」以外は開示してはならないこととなるものである。

2 本人に開示することの支障

この条例の自己の保有個人情報の開示請求制度は、本人からの請求に基づき当該本人に保有個人情報を開示する制度であり、情報公開条例による公文書開示請求制度とは性格が異なるものである。

非開示情報該当性の判断に当たり、情報公開条例では「公にすること」の支障を判断するのに対し、この条例では「本人に開示すること」の支障を判断することとなるため、この条例の方が非開示となる範囲がより限定的になる。

3 非開示情報該当性の判断の時点

非開示情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化等に伴って変化するものであり、開示請求があった都度判断しなければならない。一般的には、ある時点において非開示情報に該当する情報が、別の時点においても当然に非開示情報に該当するわけではない。

なお、個々の開示請求における非開示情報該当性の判断の時点は、開示決定等の時点である。

4 守秘義務との関係

地方公務員法第34条が規定する守秘義務は、職員の服務規律の確保を目的とするものであり、服務規律に反しないことが明確な行為についてこれを禁じているものではない。職員には法令等に従う義務が課されており（同法第32条）、職員がこの条例の規定に従って、保有個人情報を開示する行為は服務規律に反するものではない。

したがって、この条例に基づいて適正に開示している限りにおいては、守秘義務との抵触の問題は生じないと考えられる。

(法令秘情報)

- (1) 法令等の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の明示の指示その他これに類する行為により、開示することができないと認められる情報

【趣 旨】

本号は、法律及び政令、府令、省令、その他国の機関が定めた命令及び条例の定めるところ又は実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の明示の指示その他これに類する行為により、開示することができないと認められる情報は非開示とすることを定めたものである。

【解 釈】

1 法令等

「法令等」については、第6条第2項の解釈を参照。

法令等には他の条例が含まれるが、この条例と他の条例とは、保有個人情報の開示に関して一般法と特別法の関係となるものであるため、当該他の条例が開示しないと定めた情報は、この条例において開示することができないものである。

2 実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の明示の指示その他これに類する行為

国の機関から法律又はこれに基づく政令を根拠としてなされる指示その他これに類する行為であって、開示してはならない旨が具体的に示されているもので実施機関が従う義務のあるものをいう。この場合の指示その他これに類する行為とは文書によりなされるもので、開示してはならない旨が明記されているものをいう。

実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の明示の指示その他これに類する行為としては、例えば地方自治法第245条の7の規定による是正の指示、同法第245条の9第1項の規定により処理するに当たって準拠すべき基準として各大臣が定めたものが該当する。

なお、条文上「その他これに類する行為」としたのは、指示が地方自治法第245条第1号に規定する指示だけを意味するものではないことを明確にするためである。

3 開示することができないと認められる情報

法令等、基準又は指示の文言、趣旨等から明らかに本人に開示することができないと認められる情報をいう。具体的には、次のような情報が考えられる。

- (1) 明文で本人への開示が禁止されている情報
- (2) 個別法により守秘義務が課されている情報
- (3) 手続の非公開が定められている調停等に関する情報
- (4) その他趣旨、目的からみて明らかに開示することができないと認められる情報

【運 用】

地方自治法第245条の9第1項の規定による処理基準の形式は告示等に限られていないので、通知として示される場合もあり得る。

また、実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示について、地方自治法第249条は、是正の要求、指示その他これらに類する行為については、書面によることを求めているので、権限のある者から書面で開示してはならないこととされている場合には、書面の内容を具体的に検討して慎重に判断を行うものとする。

(開示請求者の生命、健康等を害するおそれがある情報)

- (2) 開示することにより、開示請求者（第15条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、保有特定個人情報代理人）が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第25条第1項において同じ）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

【趣 旨】

本号は、開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が含まれている保有個人情報とは非開示とすることを定めたものである。

【解 釈】

1 開示請求者

条例第16条第3項参照。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、保有特定個人情報代理人）が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう

この条例は、法定代理人（保有特定個人情報にあっては、保有特定個人情報代理人）が本人に代わって開示請求をすることを認めている（条例第15条第2項）。

しかし、本人にとってみれば、たとえ代理人であっても知られたくない情報もあり得ることから、本人の権利利益が代理人に対しても保護されることを規定上明確にしたものである。

3 生命、健康、生活又は財産を害するおそれ

生命、健康等を害する「おそれ」の有無の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

【運 用】

未成年者の法定代理人から開示請求があった場合には、次のとおり取り扱うものとする。

なお、保有特定個人情報について、任意代理人からの開示請求があった場合についても、必要に応じて、同様に取り扱うものとする。

1 本人が満15歳以上である場合

保有個人情報の内容等から本号に該当すること又は該当しないことが明らかである場合を除き、本人の意思を確認する。

本人が開示に同意した場合には、原則として本号に該当しないものとする。ただし、本人の判断能力に個人差があることや、同意が真意に基づかないことも考えられることから、本号該当性を慎重に判断すること。

本人が開示に同意しない場合には、原則として本号に該当するものとする。

2 本人が満15歳未満である場合

特に必要があると認めるときに限り、本人の意思を確認するものとする。

意思確認を実施した場合には、回答内容を参考に本号該当性を判断すること。

3 回答がなかった場合の取扱い

意思確認を実施したが本人から回答がなかった場合であっても、必ずしも本人が開示に同意しているとは限らないので、保有個人情報の内容等を慎重に検討し、本号該当性を判断すること。

(開示請求者以外の個人情報)

- (3) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
- イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分。ただし、当該公務員等の氏名に係る情報を開示することにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合及び当該公務員等が警察職員(警察法(昭和29年法律第162号)第34条第1項及び第55条第1項に規定する者をいう)である場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。

【趣 旨】

本号は、開示請求者以外の個人の権利利益を保護する観点から、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれている保有個人情報は非開示とすることを定めたものである。

【解 釈】

1 開示請求者以外の個人に関する情報(本文)

(1) 開示請求者以外の個人に関する情報

本号は、甲の加害行為について乙が実施機関に相談した際の相談記録を甲が開示請求をした場合など、開示請求に係る保有個人情報に開示請求者以外の個人に関する情報が含まれている場合を想定したものである。

「個人に関する情報」は、「個人情報」とは異なるものであり、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。

なお、未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をした場合には、開示請求者はあくまで本人であるため(本条第2号)、法定代理人自身の個人情報が開示請求に係る本人の保有個人情報に含まれている場合には、本号にいう「開示請求者以外の個人に関する情報」に当たる。

(2) 事業を営む個人の当該事業に関する情報

本条第4号(事業活動情報)に規定する事業を営む個人の当該事業に関する情報と同義であり、第4号で判断することとしたため、本号の範囲から除外したものである。ただし、事業を営む個人に関する情報であっても、当該事業とは直接関係のない情報もあり、それらは本号により開示する

かどうか判断されることになる。

(3) **開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの**

個人の人格と密接に関わる情報など、個人識別性のある部分を除いたとしても開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう。開示請求者以外の個人が、開示請求者との関係について記した反省文などは、本号に該当する可能性がある。

2 たゞし書の規定

(1) **たゞし書ア**

法令等の規定や慣行により、現に本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報をいう。「慣行」とは、本人が当該情報入手することが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として本人が知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。

例えば、本人が自ら記載して実施機関に提出した申請書中に、配偶者の氏名、勤務先及び所得に関する情報が含まれていた場合には、本人はこれらの情報を当然知り得ているはずであるから、本たゞし書に該当することとなる。

(2) **たゞし書イ**

開示することにより害される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、人の生命、健康、生活又は財産の保護の必要性が上回るときには、当該保有個人情報を開示する正当性と必要性が認められることから、これを本号の非開示情報から除くこととしたものである。開示することが必要であるか否かは、開示することにより保護される利益と非開示にすることにより保護される利益との比較衡量によって判断されることになる。

(3) **たゞし書ウ**

公務員等の職務遂行に係る情報は、当該公務員等の個人情報でもあるが、職務に関する説明責任を全うし公正で透明な県政を推進する観点から、公務員等の職務遂行に係る情報のうち公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分を、非開示情報から除外するものである。ただし、次の⑦、⑧の理由から、当該公務員等の氏名に係る情報を開示することにより当該公務員等個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合や当該公務員等が警察職員である場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分はたゞし書ウを適用しないこととする。

① 国家公務員法第2条第1項に規定する国家公務員

一般職の公務員のみならず特別職の公務員も含まれる。

② 独立行政法人等の役員及び職員

個人情報保護法第2条第9項に規定する独立行政法人等の役員及び職員をいう。

③ 地方公務員法第2条に規定する地方公務員

地方公共団体のすべての公務員をいう。一般職の公務員のみならず特別職の公務員も含まれ、地方議会の議員、附属機関である審議会の構成員の職で臨時又は非常勤の者及び臨時的任用の職員も含まれる。

④ 地方独立行政法人の役員及び職員

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人の役員及び職員をいう。

⑤ 職とは、当該公務員等の属する組織の名称と職名（役職名、補職名を含む。）をいう。

⑥ 公務員等の職務遂行に係る情報

公務員等がその担当する職務を遂行する場合におけるその情報をいうものであり、公務員等の住所、電話番号、学歴、家族状況、健康状態等明らかに当該公務員等個人に関する情報や勤務態度、勤務成績、処分歴等職務に関する情報ではあるが職員の身分取扱いに係る情報は、公務員等の職務遂行に係る情報には当たらない。

⑦ 公務員等の氏名に係る情報を開示することにより当該公務員等個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合

公務員等の氏名は職務の遂行者としての情報であるとともに、当該公務員等の私生活における個人識別のための情報でもあることから、氏名を開示することによって、当該公務員等が有する職務権限や職務遂行の内容等から負うべき相当の責任以上の非難を受けたり、その私生活が当該公務員等として受忍すべき限度を超えて脅かされるおそれがある場合など、当該公務員等個人の権利利益を不当に害することがあり得る。このような場合には当該公務員等の氏名に係る情報は開示しないとすものである。この場合、「不当」であるかどうかは当該公務員等が有する職務権限や職務遂行の内容等に照らして判断することとなる。

なお、職に関する情報はその職務遂行に係る情報と不可分の要素であることから、特定の公務員等を識別できる場合であっても開示の対象となる。

⑧ 警察職員

警察職員は、反社会的集団等を相手とし、日常的に身の危険にさらされているという職務の特殊性から氏名を開示することにより、当該警察職員の私生活等に影響を及ぼすおそれが高い（本人や家族への嫌がらせ行為などにより私生活に影響を及ぼすおそれなど）ため、ただし書ウにより、一律に氏名を開示することはしないこととするものである。

したがって、警察職員の氏名に係る部分についてはただし書ウではなく、ただし書ア又はイに該当するか否かで開示・非開示を判断することになる。

【運用】

1 ただし書イ

開示することにより保護される利益（人の生命、健康、生活又は財産の保護）と非開示にすることにより当該個人情報として保護されるべき利益との比較衡量に際しては、開示することにより保護される利益と非開示により保護される利益の双方につき、各利益の具体的性格を慎重に検討する必要がある。

なお、開示する旨の決定をする場合には、条例第 25 条第 2 項及び第 3 項の規定により、当該第三者の権利利益を保護するための適正な手続を経なければならない。

2 ただし書ウ

(1) ただし書ウが適用されることになる保有個人情報は、平成 12 年 10 月 27 日以後に実施機関の職員が職務上、作成又は取得した保有個人情報である（条例附則第 4 項）。したがって、この日以前に作成又は取得された保有個人情報については、ただし書ア又はただし書イに該当するかどうかで開示・非開示の判断をするものとする。

(2) 職務遂行に係る情報であっても、それが他の非開示情報に該当する場合には非開示となる。

(事業活動情報)

(4) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

【趣 旨】

本号は、法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を保護する観点から、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報は、開示することが必要であると認められる場合を除き、非開示とすることを定めたものである。

また、実施機関の要請を受けて、法人等又は事業を営む個人が開示しないとの条件で任意に提供した情報は、合理的な範囲で非開示とすることを定めたものである。

【解 釈】

1 法人その他の団体…に関する情報

「法人その他の団体」には、営利を目的とする株式会社、有限会社等の営利法人に限られず、民法法人、学校法人、宗教法人、特定非営利法人等も含まれる。また、権利能力なき社団も含まれる。

「法人その他の団体…に関する情報」とは、法人等の事業や組織に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と何らかの関連性を有する情報をいう。

2 事業を営む個人の当該事業に関する情報

「事業を営む個人」とは、地方税法第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業又は林業を営む個人をいう。

「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするか否かを問わず、事業内容、事業所、事業用資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報をいう。事業活動と直接関係のない個人に関する情報(例えば、事業を営む個人の家族構成、事業と区別される個人の財産、所得など)は本規定に該当せず、第3号の開示請求者以外の個人情報で判断する。

3 ただし書

開示することにより害される法人等又は事業を営む個人の権利利益よりも、人の生命、健康、生活又は財産の保護の必要性が上回るときには、当該保有個人情報を開示する正当性と必要性が認められることから、これを本号の非開示情報から除くこととしたものである。開示することが必要であるか否かは、開示することにより保護される利益と非開示にすることにより保護される利益との比較衡量によって判断されることになる。

法人等又は事業を営む個人の事業活動によって生ずる人の生命、健康、生活又は財産に対する危害又は支障が現実が発生している場合のほか、その発生 of 蓋然性が高い場合において、当該事業活動に関する情報の開示が、その危害若しくは支障を排除し、拡大を予防し、又は発生を予防するために、

開示することによって法人等又は事業を営む個人の被る不利益を考慮してもなお必要である場合がこれに相当する。

(1) 法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

「法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益」には、財産権的な権利にとどまらず、信教の自由、学問の自由等の非財産的権利も含まれる。

開示することにより、本号アの権利利益を侵害するおそれがあるかどうかは、法人等又は事業を営む個人の事業の性格、規模、事業内容等に留意しつつ、当該情報の開示をした場合に生ずる影響を個別具体的に慎重に検討した上で、客観的に判断するものとする。

ア 権利利益を害するおそれがあると認められるもの

(ア) 宗教法人、学校法人等の活動状況のうち信教の自由、学問の自由を害するおそれがあると認められるもの

(イ) 生産技術、販売、営業等に関する情報で、開示することが法人等又は事業を営む個人の競争上の地位を害すると認められるもの

(ウ) 経営方針、経理、人事、労務管理に関する情報その他通常法人等又は事業を営む個人の内部管理に属すべき情報であって、当該法人等又は個人の意思にかかわらず開示することにより当該法人等又は個人の自治に対する不当な干渉となるもの

イ 権利利益を害するおそれがあるとは認められないもの

(ア) 法令等の規定により又は慣行として開示され、又は開示されることが予定されている情報

(イ) 法人等又は事業を営む個人が自ら公表している情報

(ウ) 市場の流通に置かれた商品の客観的な品質、性状等何人でも相当の負担をすることによって調査可能な情報

(2) 非公開特約付きの任意提供情報

実施機関は法令等の根拠によらず、任意の協力により、事業を営む個人、法人等から情報を入手する場合があります、これらの情報が開示しないことを条件に提供されたものである場合、情報提供者の非開示の取扱いに対する期待と信頼は保護に値するものである。

このことから、非開示特約付きの任意提供情報の規定を設けたものである。

ア 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたもの

実施機関が法人等又は事業を営む個人に情報の提供を要請し、当該法人等又は個人が開示しないとの条件でこれに応じて任意に提供した情報をいう。実施機関において、当該情報の提出を求める法的権限があるにもかかわらず、行政指導により情報を提出させた場合や法人等又は事業を営む個人が自己に有利な政策形成を求めて、その根拠資料を実施機関に自発的に提出した場合は、本号には該当しない。

イ 法人等又は個人における通例として

客観的にみて、当該法人等又は個人が属する業界、業種において、開示しないとする慣行が存在するかどうかを判断することとなる。

ウ 当時の状況等

当該条件が付された時点における諸事情を基本に判断することを意味すると同時に、他方において、その後の事情変更（例えば、その後に提供者自ら開示した場合や開示することについて提供者の承諾が得られた場合など）を勘案する余地も残す趣旨である。

【運用】

1 ただし書

開示することにより保護される利益（人の生命、健康、生活又は財産の保護）と非開示にすることにより当該事業活動情報として保護される利益との比較衡量に際しては、開示することにより保護される利益と非開示により保護される利益の双方につき、各利益の具体的性格を慎重に検討する必要がある。

なお、開示する旨の決定をする場合には、条例第 25 条第 2 項及び第 3 項の規定により、当該第三者の権利利益を保護するための適正な手続を経なければならない。

2 実施機関は、任意の情報提供を要請するに当たっては、相手方に本号の趣旨を説明し、開示しないことを情報提供の条件とする場合にはそのことを明らかにしておく必要がある。

なお、実施機関は、事務又は事業の執行に不可欠な情報の収集については、根拠規定を定め、それにより情報の収集を行うよう努めるべきである。

(犯罪の予防、捜査等情報)

- (5) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

【趣 旨】

本号は、公共安全と秩序を維持するため、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報が含まれている保有個人情報とは非開示とすることを定めたものである。

【解 釈】

1 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持

犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行は、公共安全と秩序の維持の代表例であり、刑事法の執行を中心としたものに限定するものである。

したがって、テロ等の不法な侵害行為からの人の生命、身体等の保護に関する情報や国税犯則取締法（明治33年法律第67号）に基づく犯則事件の調査に関する情報はこの規定の対象であるが、風俗営業等の許認可、食品・環境・薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等のいわゆる行政警察に関する情報は、この規定の対象ではなく、第7号の「事務又は事業に関する情報」により、開示・非開示を判断することになる。

(1) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査

第6条第2項の解釈を参照。

(2) 公訴の維持

第14条第2項の解釈を参照。

(3) 刑の執行

死刑、懲役、禁固、罰金、拘留、科料又は没収を執行することをいう。

(4) 公共安全と秩序の維持

本号に規定する「公共安全と秩序の維持」とは、第6条第2項と異なり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味するものである。

2 支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

犯罪の予防、捜査等情報は、その性質上、開示されれば公共安全や秩序の維持に取り返しのつかない重大な支障を及ぼすおそれがあり最悪の事態を想定した慎重な取扱いが求められることや開示・非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての高度の専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められる。このことから、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすかどうか専門的・技術的判断をすることができる実施機関が支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由がある情報は非開示とするものである。

「おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある」と規定したのは、司法審査の場においては、裁判所は、本号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかを審理、判断するのが適当であるとの考え方を表わしている。ただし、条例第45条第1項の規定により、個人情報保護審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、本号に該当する情報が含まれた保有

個人情報の提示を求めることができる。

【運 用】

犯罪の予防、捜査等情報は次のようなものをいうが、捜査機関が作成又は取得したものに限らず、開示請求を受けた実施機関自らが作成し、又は捜査機関等から取得したもの、たとえば、火薬庫台帳、毒物・劇物台帳、麻薬・覚せい剤、大麻の取扱業者名簿なども該当する場合がある。

- (1) 犯罪捜査等の事実又は内容に関する情報
- (2) 犯罪捜査の手法、技術、体制等に関する情報
- (3) 情報提供者、被疑者、捜査員等関係者に関する情報
- (4) 犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、体制等に関する情報
- (5) 被疑者、被告人の留置、勾留に関する情報

(審議、検討又は協議に関する情報)

- (6) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

【趣 旨】

本号は、県の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議が円滑に行われ、適正な意思決定が損なわれることのないようにする観点から定めたものである。県の機関等における意思決定は、審議、検討又は協議を積み重ねた上でなされており、その間の県の機関等の内部情報の中には、開示することにより、次に掲げるおそれがあるものがあることから、これらの情報は非開示とすることを定めたものである。

- (1) 外部からの圧力、干渉等により県の機関等の内部の自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの
- (2) 未成熟な情報であって、開示されることにより県民等に不正確な理解や誤解を与えるなど、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの
- (3) 開示されることにより特定の者に不当に利益を与え又は不当に不利益を及ぼすおそれがあるもの

【解 釈】

1 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人

県の機関とは、県のすべての機関をいい、執行機関（知事、教育委員会、公安委員会等）、議会及びそれらの補助機関（職員）のほか、執行機関の附属機関も含むものである。

国及び他の地方公共団体とは、国及び他の都道府県、市町等の地方公共団体（地方自治法第1条の3第1項）をいい、大臣、知事、市町長のほか、それらの補助機関（職員）等を含むものである。

独立行政法人等とは、個人情報保護法第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。

地方独立行政法人とは、地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

2 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間

県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人について、それぞれの内部又は他の機関との相互間の意味である。

3 審議、検討又は協議に関する情報

県の機関等の内部又は相互間における意見調整、打合せ、相談など、審議、検討又は協議という名称が用いられていないものも含まれる。また、情報には当該審議、検討又は協議に直接使用する目的で作成し、又は取得した情報のほか、これらに関連して作成し、又は取得した情報も含まれる。

4 「不当に」

審議、検討又は協議に関する情報の性質に照らし、検討段階の情報を開示することによる利益と支障とを比較衡量し、開示することによる利益を考慮してもなお、その支障が見過ごし得ない程度のものである場合をいう。

(事務又は事業に関する情報)

- (7) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、徴税又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉、渉外又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 県若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

【趣 旨】

本号は、開示することにより、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報は非開示とすることを定めたものである。

アからオまでは、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の内容及び性質に着目した上でグループ分けし、各グループごとに開示することにより生ずる典型的な支障を示したものであるが、開示することによる支障はこれらに限定されるものではない。

個人に対する評価、指導、相談等の事務において、開示することにより、関係者の協力を得られなくなり正確な事実の把握が困難になる場合など、それぞれに記述した支障以外の支障がある場合であっても、その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれの要件に該当する場合は非開示とされる。

【解 釈】

1 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業

県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が単独で行う事務又は事業及びこれらが共同で行う事務又は事業をいう。

2 事務又は事業に関する情報

事務又は事業に直接使用する目的で作成し、又は取得した情報だけでなく、これらに関連して作成し、又は取得した情報も含まれる。

3 当該事務又は事業の性質上

当該事務又は事業の性質に照らして保護する必要がある場合にのみ非開示とすることができることとする趣旨である。また、「当該事務又は事業」には、同種の事務又は事業が反復される場合の将来の事務又は事業も含まれる。

4 適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

「適正」とは開示することによる支障だけでなく、開示することによる利益も考慮して判断しようとする趣旨である。したがって、「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求される。

5 監査、検査、取締り、徴税又は試験

指導監査、立入検査、各種取締り、租税の賦課・徴収、試験の実施等のほか、各種の監視・巡視等

の事務が含まれる。

6 契約、交渉、渉外又は争訟

県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が当事者となるものに限定される。

「交渉」とは、用地買収、損害賠償、損失補償等の事務における相手方との話し合い、折衝、相談等をいう。「渉外」とは、外国、国、地方公共団体、民間団体等と行う接遇、式典、交際等の対外的事務をいう。「争訟」とは、訴訟及び行政不服審査法に基づく不服申立て等をいう。

7 調査研究

調査研究とは、大学等の試験研究機関において行われる調査、研究、試験等をいう。

なお、一般の実施機関の行う調査研究に関する情報については、第6号の「審議、検討又は協議に関する情報」で判断することになる。また、取締りのための調査はア、契約のための調査はイに該当する。

8 人事管理

職員の採用、退職、異動、懲戒、分限等をいう。

人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものがあり、このような情報を非開示とするものである。

9 県若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業

地方公営企業法等の適用される事業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業をいう。地方公営企業の場合は事業活動情報と基本的には共通するものの、地方公共団体が経営していることに照らして説明責任の観点から重視した判断が必要になるため、別に規定したものである。

(会派又は議員個人の活動に関する情報)

- (8) 議会における会派又は議員個人の活動に関する情報であって、開示することにより、これらの活動に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

【趣 旨】

本号は、開示することにより、会派活動又は議員個人の活動に著しい支障を及ぼすおそれのある情報は非開示とすることを定めたものである。

【解 釈】

1 議会における会派の活動に関する情報

- (1) 「議会における会派」とは、各議員の政治目的を達成するために共同の調査活動を行うグループ（所属議員数2人以上で構成される。）として議長に届出された集団をいう。
- (2) 「会派の活動に関する情報」とは、会派が行う調査研究等の活動に関する情報又は会派の代表者等で構成する各会派代表者会議等会派間の協議、調整等に関する情報その他の会派が組織的に行う活動に関する情報をいう。

2 議員個人の活動に関する情報

議会の公務、会派の活動を除く議員個人として行うすべての政治活動に関する情報をいう。例えば、議員個人として行う住民や各種団体からの相談や要望の受付、各種団体や個人との懇談会の開催、式典・講演会・懇談会・研修会等への参加、先進事例の調査等のための旅行、議会事務局等を通じた調査依頼に関する情報等が該当する。

なお、議会の公務とは、本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会等への出席、議会が行う視察への参加、議長又は副議長等が行う議長の職務の遂行等をいう。

3 開示することにより、これらの活動に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

会派又は議員個人の活動に関する情報を開示することにより会派又は議員個人の活動に著しい支障が生ずるかどうかは、開示することによって得られる利益と会派又は議員個人の活動への具体的支障等を比較衡量した上で判断されることになる。著しい支障を及ぼすおそれがある情報としては、次のようなものがある。

- (1) 会派又は議員個人が行う調査研究等の活動に関する情報であって、開示することにより、会派の活動又は議員個人の政治活動の自由を制約するおそれがあるもの
- (2) 会派間の協議、調整等に関する情報であって、開示することにより、適正な協議、調整が阻害されるおそれがあるもの

(部分開示)

第18条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第3号に規定する情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号に規定する情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

【趣 旨】

本条は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合における実施機関の部分開示の義務及びその要件を定めるとともに、開示請求に係る保有個人情報に前条第3号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報が記録されている場合で、個人識別性のある部分とそれ以外の部分とを区分して除くことができるときには、個人識別性のある部分を除いて開示する義務があること及びその要件を定めたものである。

【解 釈】

1 部分開示（第1項）

(1) 開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合

条例第17条では、保有個人情報に全く非開示情報が含まれていない場合の開示義務を定めているが、本項の規定により、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合に、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならないこととなる。

(2) 容易に区分して除くことができるとき

当該保有個人情報のどの部分が非開示情報に該当するのかを概念上区分けすることが困難である場合だけではなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も部分開示の義務がないことを明らかにしたものである。

電磁的記録を開示する場合には、非開示情報に係る部分とそれ以外の部分の区分自体は容易であっても分離が技術的に困難な場合があり得るが、その場合については開示しない旨の決定を行うことになる。

2 開示請求者以外の個人に関する情報の部分開示の扱い（第2項）

個人識別情報は、通常、個人を識別させる部分（氏名など）とその他の部分（家庭状況、資産状況など）とから成り立っており、その全体が一つの非開示情報を構成するものである。個人を識別させる部分を除くことにより誰の情報であるか識別できなくなれば、その他の部分については、通常、個人情報としての保護の必要性は乏しくなるものと考えられるが、反省文など個人の人格と密接に関連する情報のように個人識別性のある部分を除いても、開示することが適当でないものもある。

このため、個人を識別させる部分を除いた部分について、開示しても、個人の権利利益を害するおそれがないものに限り、部分開示の規定を適用することとしたものである。

【運 用】

保有個人情報記録された公文書を部分開示する方法

1 文書又は図画（文書及び図画を撮影したマイクロフィルムを含む。）

(1) 閲覧

ア 非開示部分がページ単位に記録されている場合

(ア) 非開示部分のみを取り外すことが可能なものは、非開示部分を取り外す。

(イ) 袋とじを行ったもの、契約書のように割印を押したもの又は用紙の表・裏に記録されているものなど非開示部分のみを取り外すことができないものは、非開示部分を閉鎖する。

イ 開示部分と非開示部分とが同一ページに記録されている場合

非開示部分を覆って判読できないようにする。

ウ 原本によらず写しにより閲覧に供する場合

前記イによるか、非開示部分を塗りつぶし判読できないようにする。

(2) 写しの交付

前記(1)で得られたものを乾式複写機により複写し、交付する。

2 スライド、映画フィルム

(1) 視聴

それぞれ映写機等の通常の用法により行う。ただし、視聴に供することができる部分から非開示情報に係る部分を容易に区分して分離することができる場合に限る。

(2) 写しの交付

前記(1)で得られたものを複写し、交付する。

3 電磁的記録

(1) 閲覧（用紙に出力したもの）

用紙に出力したものを提示することにより行う。その一部を閲覧に供する方法は前記1の(1)によるものとする。

(2) 閲覧又は視聴（用紙に出力したもの以外のもの）

再生用の専用機器の通常の用法により行う。ただし、閲覧又は視聴に供することができる部分から非開示情報に係る部分を容易に区分して分離することができる場合に限る。

(3) 写しの交付

ア 前記(1)で得られたものを乾式複写機により複写し、交付する。

イ 前記(2)で得られたものを電磁的記録媒体に複写し、交付する。

(裁量的開示)

第19条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報（第17条第1号に規定する情報を除く）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

【趣 旨】

本条は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれていても、実施機関が個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、その裁量により開示できることを定めたものである。

非開示情報は、人の生命、健康等を保護するために開示することが必要なものを除くなどの比較衡量を行った上で、なお非開示とすることの必要性が認められる情報であることから、実施機関がみだりにこれを開示することは許されない。しかし、実施機関が当該情報を非開示とすることにより保護される利益を前提としてもなお、個別具体的な場合においては開示することに優越的な利益が認められる場合があり得るところであり、このような場合には実施機関の判断により開示することができるとしたものである。

【解 釈】

1 個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとき

条例第17条各号（第1号を除く。）の非開示情報の規定に該当する情報であるが、実施機関の高度の行政的な判断により、開示することに、当該保護すべき利益を上回る必要がある場合を意味する。

非開示情報の規定の適用に当たっては、当該規定により保護する利益と当該情報を開示することの必要性との比較衡量が行われる場合があるが、本条では、条例第17条の規定を適用した場合に非開示となる場合であっても、なお個人の権利利益を保護するため特段の必要性があると認められる場合には、開示することができることとするものである。

2 法令秘情報の除外

条例第17条第1号に規定する法令秘情報については、法令等によって開示が禁止されている情報であり、開示の余地のないものであることから裁量的開示の対象から除外する。

【運 用】

本条に該当するとして開示しようとする保有個人情報に第三者に関する情報が記録されている場合は、条例第25条第2項及び第3項で規定する手続を経なければならない。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第20条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

【趣 旨】

開示請求に対する決定は、当該開示請求に係る保有個人情報を特定した上で、①不存在を理由とする非開示、②非開示情報該当性の判断に基づく開示、部分開示又は非開示、③非開示情報についての公益上の裁量的開示とすることが原則である。しかし、例外的に、開示請求に係る保有個人情報の存否自体を明らかにすることによって、非開示情報として保護すべき利益が害されることになる場合がある。

本条は、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すること（存否応答拒否）ができる場合について定めたものである。

【解 釈】

開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することになるとき

開示請求に対し、当該保有個人情報は存在するが非開示とする又は当該保有個人情報は存在しないと回答するだけで本来非開示情報として保護すべき利益が害されることとなる場合をいう。

【運 用】

- 1 保有個人情報が存在しなければ不存在とし、保有個人情報が存在すれば存否応答拒否としたのでは、存否応答拒否をすれば保有個人情報が存在することを開示請求者に推測させてしまうことになるので、実際に保有個人情報が存在するか否かを問わず、常に存否応答拒否をするものとする。
- 2 実施機関の職員は、この規定を適用する可能性があるような開示請求の相談を受けた場合は、本条の趣旨にかんがみ、その場で保有個人情報の存否を明らかにしないよう留意するなど慎重な対応をする必要がある。
- 3 本条の具体例としては、個人の病歴に関する情報（条例第17条第2号）、犯罪の内偵捜査に関する情報（同第5号）、表彰対象者の選考過程の情報（同第7号）などが考えられるが、本条は開示請求に対する応答の例外規定であることから、実施機関は、その適用に当たっては慎重に判断するようしなければならない。また、適用する際には、当該開示請求に係る保有個人情報が仮に存在したとした場合、どの非開示条項に該当し、当該保有個人情報の存在又は不存在を明らかにすることがどうして非開示情報を明らかにすることになるのかを示さなければならない。

(開示請求に対する措置)

第21条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第7条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求があった場合において、直ちに開示請求に係る保有個人情報の全部を開示するときは、口頭で行うことができる。
- 3 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

【趣 旨】

本条は、開示請求に対する実施機関の応答義務及び応答の形態を明らかにするとともに、存否応答拒否をする場合及び保有個人情報の不存在を理由として請求拒否をする場合についても処分として位置づけることを定めたものである。

【解 釈】

1 開示決定（第1項）

(1) 開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する…旨の決定

開示請求に係る保有個人情報のすべてを開示する旨の決定（開示決定）及び開示請求に係る保有個人情報の一部のみを開示し、その他の部分については開示しない旨の決定（部分開示決定）をいう。

(2) 利用目的等の通知

個人情報の利用目的については、条例第5条第2項を参照。

実施機関は、個人情報取扱事務に係る個人情報の利用目的については、登録簿に記載し、一般の閲覧に供する必要がある（条例第14条第1項）が、本項により、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、本人に対してその利用目的を通知しなければならない。

ただし、条例第7条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、これらの規定により保護されるべき利益との調整の観点から、通知する必要がないこととした。

なお、施行規則は、「保有個人情報の開示を実施する日時及び場所」を開示請求に対する通知事項として定めている。

2 口頭の告知による簡易開示（第2項）

開示の決定については、書面により、開示の内容、利用目的等を通知することによりなされなければならない。しかし、開示請求があった際、直ちに保有個人情報の全部を開示する旨の決定をし、かつ、その場で開示請求者に対し保有個人情報を開示することができるような場合には、あえて書面により通知する必要性が認められないことから、例外として、このような場合には通知を口頭で行うことができることとし、迅速な開示を図るものである。

3 非開示決定（第3項）

「開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む）」とは、開示請求に係る保有個人情報について、そのすべてを開示しない場合をいい、存否応答拒否をする場合及び請求された保有個

個人情報そのものが存在しない場合を含むものである。

【運用】

1 開示の日時及び場所の指定

保有個人情報を開示する場合は、実施する日時及び場所を指定し、保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報部分開示決定通知書により通知する。

2 口頭の告知による簡易開示

次の要件に合致する場合は、口頭の告知による簡易開示に努めるものとする。

ア 開示請求に係る保有個人情報の全部を開示することができるものであること。

イ 直ちに開示決定についての課長等決裁権者の決裁が得られること。

ウ 開示請求日当日にその全部を閲覧させることができること。

エ 写しの交付についても当日交付を原則とするが、当日に交付できない場合は、実施機関が定める日とすること。

3 保有個人情報不存在の場合

(1) 開示請求に係る保有個人情報が作成も取得もされていない場合若しくは保存期限が過ぎたため保有個人情報が記録された公文書が廃棄された場合、又は条例で定義される保有個人情報に該当しない場合が考えられる。

(2) 開示請求に係る保有個人情報が不存在であることが明らかになった場合は不存在決定を行い、保有個人情報非開示決定通知書により開示請求者に通知する。この場合には、不存在の理由を明記しなければならない。

(理由の記載等)

第22条 実施機関は、前条第1項又は第3項の決定（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）をしたときは、当該決定をした根拠規定及び当該規定を適用した理由を同条第1項又は第3項の書面に記載しなければならない。

2 前項の場合において、実施機関は、当該決定の日から起算して1年以内に当該保有個人情報の全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を通知するものとする。

【趣 旨】

本条は、行政手続条例を踏まえ、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しないときは理由の提示が必要であること、また、その場合は開示しない根拠規定及び適用する理由を記載しなければならないことを定めたものである。

また、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定の日から1年以内に非開示情報に該当する事由が消滅し、開示請求に係る保有個人情報を開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を開示請求者へ通知することを定めたものである。

【運 用】

理由の記載は、開示請求を拒否する決定を適法にするための要件であり、理由を記載していない場合又は記載された理由が不十分な場合は、瑕疵ある行政処分となる。したがって、開示請求を拒否する処分を行う場合には本条の趣旨に即し、非開示又は拒否する理由を明確に記載しなければならない。

(開示決定等の期限)

第23条 第21条第1項又は第3項の決定(以下「開示決定等」という)は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第16条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この項の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

【趣旨】

本条は、開示請求に対する実施機関の応答の期限について定めるとともに、開示請求に係る保有個人情報著しく大量な場合における開示決定等の期限の特例を定めたものである。

【解釈】

1 開示請求があった日

開示請求があった日とは、開示請求書が実施機関に到達し、了知可能な状態に置かれた日をいう。

2 決定期間の延長

請求者の立場からすれば、請求した保有個人情報の早期の開示が望まれ、決定期間が延長される場合であっても、請求時点において最大延長できる期間が明示されていることが好ましいことから、延長期間を明記したものである。

延長できる期間は30日以内であり、延長する場合であっても実施機関は開示請求のあった日から起算して45日以内に開示決定等を行わなければならない。

3 期間満了の時期

期間の末日の終了した時点であるが、期間の末日が休日(静岡県の休日を定める条例(平成元年静岡県条例第8号)第1条に規定する県の休日をいう。)に当たるときは、その翌日の終了した時点をもって期間の満了とする。

4 事務処理上の困難その他正当な理由

実施機関が誠実に努力しても、15日以内に開示又は非開示の決定をすることができないと認められる事情をいい、次のような場合をいう。

- (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報であって、当該第三者の意見を聴取するのに相当の日数を必要とする場合
- (2) 複数の部局に関連する事務に関する保有個人情報であって、当該関連部局の意見を徴するのに相当の日数を必要とする場合
- (3) 開示請求に係る保有個人情報について、その量が膨大又は内容が複雑であるため、開示可否の決定をするのに相当の日数を必要とする場合

- (4) 年末年始又は祝日が重なり執務ができない場合
- (5) 天災等の発生、緊急を要する業務の処理、一時的な業務量の増大、その他正当な理由により速やかな事務処理が困難である場合

5 大量請求の場合の特例

- (1) 開示請求に係る保有個人情報^が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等^をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合

1件の開示請求に係る保有個人情報が大量であること又は同時期に多数の開示請求が集中したことにより、45日以内に処理することができない場合又は45日以内に処理することにより他の処理すべき事務の遂行が著しく停滞する場合をいう。

- (2) 相当の部分

実施機関が45日以内に努力して処理することができる部分であって、開示決定等を分割して行うことを認める条例の趣旨に照らして、ある程度まとまりのある部分をいう。

- (3) 相当の期間

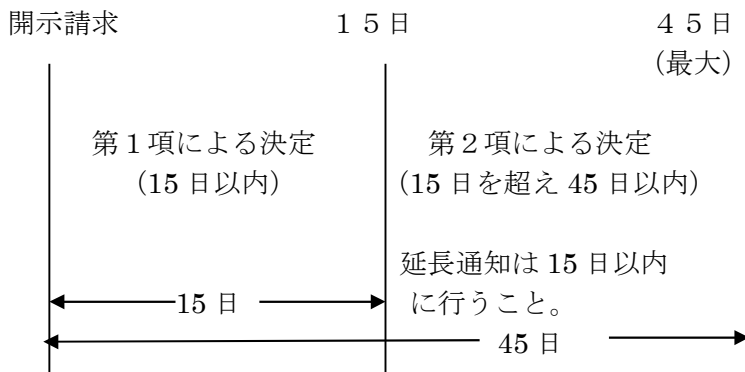
実施機関の事務の遂行に著しい支障を生ずることなく、残りの保有個人情報について開示決定等^をすることができる期間をいう。

- (4) 開示請求者への通知

開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。

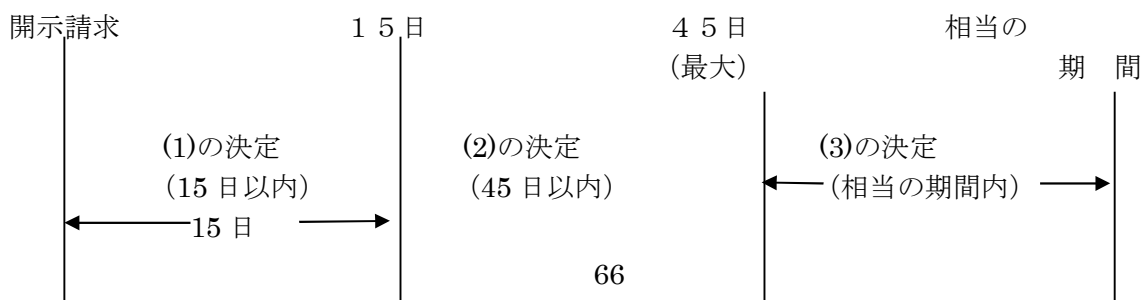
【運用】

1 請求から開示決定等までの日数（第1項、第2項）



2 大量請求の場合の特例（第3項）

- (1) 15日以内に第3項を適用することを決定し、開示請求者に通知する。
- (2) 開示請求に係る保有個人情報の相当の部分について45日以内に開示決定等を行う。
- (3) 相当の期間内に残りの保有個人情報の開示決定等を行う。



← 45 日 →

(事案の移送)

第24条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第21条第1項の決定（以下「開示決定」という）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

【趣 旨】

開示請求に係る保有個人情報が他の実施機関から提供されたものであるときや開示請求に係る保有個人情報に他の実施機関の事務に密接に関連する情報が含まれているときなど開示・非開示の判断を他の実施機関に委ねた方が迅速かつ適切な処理ができる場合がある。本条は、このように他の実施機関で開示決定等を行うことに正当な理由があるときには、当該他の実施機関と協議の上、事案を移送することができることを定めたものである。

なお、特定個人情報のうち情報提供等記録については、情報提供等記録に記録されるのは、法定された情報の提供者及び情報の照会者間で所定の事務のために所定の情報が授受された旨であり（番号法第23条）、情報提供等記録に関する非開示情報についても、あらかじめ典型的に確定しているものと考えられる。そのため、他の行政機関の長等が開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときが想定されず、また移送にかかる規定を適用すれば、情報提供等記録に対する即時の開示を期待している開示請求者の利益を害すると判断される。このため、番号法第32条の趣旨を踏まえ、本条の対象外としている。

【解 釈】

1 他の実施機関と協議の上

事案の移送は実施機関相互の協議が整った場合に行うという趣旨であり、協議が整わない場合、移送はできないこととなる。

2 移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす

事案の移送によって、開示請求者が不利益を被ることのないようにするため、移送をした実施機関が移送前に行った行為は、移送を受けた実施機関が行ったものとみなされる。したがって、開示決定等の期限は移送を行った実施機関が開示請求があった日から起算することとなる。

3 移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない

開示の実施は、移送を受けて開示決定等を行った実施機関が行うことになるが、移送によって当該開示請求に係る保有個人情報そのものを当然に移送先に移すものではない。したがって、事案が移送されても当該保有個人情報は移送をした実施機関のもとに存在している場合が多く、開示請求者に閲覧させるためには、移送した実施機関の協力が必要となる。このため、移送をした実施機関の協力義務を明らかにしたものである。

協力の例としては、移送先の実施機関が請求に係る保有個人情報を保有していない場合に、保有個

人情報が記録された公文書の写しを提供し、又は原本を貸与することなどが考えられる。

【運用】

- 1 事案移送手続は実施機関相互の移送手続であって、実施機関内における担当課等の変更ではないので、担当課等の変更を移送手続で行うことはできない。
また、移送は実施機関相互の都合で行うものであることから、決定期間は開示請求書が提出された日から起算され、事案の移送を行うときは速やかに事務処理を行う必要がある。
- 2 移送した実施機関は、事案の移送をした場合でも、移送先実施機関との連絡調整を密にし、開示に必要な協力を行わなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第25条 開示請求に係る保有個人情報に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第41条及び第42条において「第三者」という）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第17条第3号イ又は第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第19条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

【趣 旨】

本条は、開示請求に係る保有個人情報に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、当該第三者に対し意見書を提出する機会を付与するとともに、反対の意思を表示した意見書が提出された場合には、開示決定の際に争訟の機会を確保することを定めたものである。

【解 釈】

1 任意的な意見照会（第1項）

第1項は第三者に対する任意的な意見照会について定めている。本項は、開示請求に係る保有個人情報に第三者に関する情報が含まれているときは、当該第三者に意見書の提出を求め、その結果を開示・非開示の決定をする際の参考とすることによって、開示・非開示の判断の適正を期することを目的とするものであり、実施機関に第三者に対して意見書提出の機会を付与することを義務づけるものではない。

なお、施行規則は、「保有個人情報が記録されている公文書の名称」、「開示請求の年月日」及び「意見書を提出する場合の提出先及び提出期限」を第三者に対する通知事項として定めている。

2 義務的な意見照会（第2項）

第2項は第三者に対する義務的な意見照会について定めている。本項は、本項各号該当により開示する場合は、当該保有個人情報に含まれている情報に係る第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため、適正手続の観点から、事前に当該第三者に意見書提出の機会を付与しなければならないことを実施機関に義務づけるものである。

なお、施行規則は、「保有個人情報が記録されている公文書の名称」、「開示請求の年月日」、「条例第25条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由」及び「意見書を

提出する場合の提出先及び提出期限」を第三者に対する通知事項として定めている。

- 3 前記1及び2の意見照会は、意見を聴いた第三者に対して、開示可否の決定についての同意権を与えるものではない。
- 4 国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人には本条は適用されないが、事前の意見聴取の必要性自体を否定しているわけではないので、必要に応じて適宜の方法により対応するものとする。
- 5 第三者は保有個人情報の取得先に限られず、保有個人情報に当該保有個人情報の取得先以外の者に関する情報が含まれているときには、その者にもこの規定が適用される。

6 争訟の機会の確保（第3項）

- (1) 第3項は、第1項又は第2項の規定により意見書提出の機会を与えられた第三者が反対意見書を提出した場合において、当該第三者が開示決定の取消しを求める争訟を提起し、開示の執行停止の申立てを行う機会を確保できるようにするため、実施機関は、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置き、開示決定後直ちに、当該第三者に対し開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならないことを定めたものである。
- (2) 少なくとも2週間としたのは、事前に第三者の意見を聴いていることや開示請求者の迅速な開示への期待を斟酌しつつも、第三者の争訟の機会の確保のため最低限必要な期間として定めたものである。

【運用】

1 意見照会の実施

義務的な意見照会はすべての第三者に行わなければならないが、任意的な意見照会は当該保有個人情報に含まれている情報が条例第17条各号に該当するかどうか実施機関において容易に判断できない場合に行うものとする。任意的な意見照会において、該当する第三者が多数であり、すべての第三者に対して意見照会することが困難であるときは、開示可否の決定の判断に必要な範囲内で行うものとする。

なお、自己情報の開示制度の性格上、意見照会を行うことによって、照会の相手方に請求者が誰であるか判明してしまうなど請求者本人の権利利益を侵害する場合がありますことから、意見照会の要否については慎重に検討する必要があります。

2 照会方法

意見照会は、意見照会書により行う。この場合において、回答は、当該意見書の送付の日から1週間以内に行うよう第三者に協力を求める。意見照会書に開示請求書の写しを添付するなど請求者が判明する可能性がある方法による照会は、避ける必要がある（仮に氏名等を伏せたとしても筆跡等により請求者が判明する可能性がある）。

3 照会事項

当該保有個人情報が開示されることによる支障の有無だけでなく、その内容についてもできるだけ具体的に把握するよう努めるものとする。

4 第三者への通知

意見照会を行った際に開示に反対の意思表示をした第三者の情報が含まれている保有個人情報を開示する決定をしたときは、直ちに当該第三者に対し、開示決定をした旨の通知書により通知しなければならない。また、開示しない旨の決定をしたときも書面又は口頭により連絡することが望ましい。

(開示の実施)

第26条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 開示を受ける者は、規則で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（第15条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人（保有特定個人情報にあつては、保有特定個人情報代理人）であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

【趣 旨】

本条は、保有個人情報の開示決定をした場合における具体的な開示の方法を定めたものである。

【解 釈】

1 開示の実施（第1項）

(1) 公文書の種類別の開示方法

ア 文書又は図画は閲覧又は写しの交付

イ 電磁的記録は、その種別、情報化の進展状況等を勘案して、次のとおり施行規則で定めた。

(f) 録音テープ若しくはビデオテープ

当該録音テープ若しくはビデオテープを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープ若しくはビデオカセットテープに複写したものの交付

(g) その他の電磁的記録

次に掲げる方法であつて、実施機関がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）により行うことができるもの

a 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

b 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

c 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ、光ディスクその他電磁的記録に係る記録媒体に複写したものの交付

ただし、前記に定める方法により難しいときは、実施機関が適当と認める方法により行うものとする。

(2) 保有個人情報が記録されている公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき

原本が貴重なものであったり、損傷が激しい等公文書の管理上、これを閲覧に供することにより破損、汚損又は情報の滅失のおそれがあるなど保有個人情報が記録された公文書の保存に支障がある場合をいう。

(3) その他正当な理由があるとき

ア 原本を日常業務で使用する必要があり、閲覧等に供すると業務に支障があるとき。

イ その他原本での閲覧を認めないことに相当の理由があると認められるとき。

2 本人確認（第2項）

開示の実施に際しては、開示を受ける者が開示請求に係る保有個人情報の本人（又はその法定代理

人（保有特定個人情報にあつては、保有特定個人情報代理人）であることを確認する必要がある。
確認方法は、開示請求をするときの本人確認方法と同様である。

【運用】

1 保有個人情報が記録された公文書の閲覧又は視聴の方法

(1) 文書又は図画（文書及び図画を撮影したマイクロフィルムを含む。）

ア 文書又は図画の閲覧は、公文書の原本を提示することにより行う。ただし、原本を提示することにより原本の保存に支障が生ずるおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、原本を複製したものを提示するものとする。

イ マイクロフィルムについては、当該マイクロフィルムをリーダープリンターで複製したものを提示することにより行うものとする。

(2) スライド、映画フィルム

スライド、映画フィルムの視聴は、それぞれ映写機等の通常の用法により行うものとする。

(3) 電磁的記録

電磁的記録の開示は、実施機関の技術的制約もあるので、当該電磁的記録の全部を開示できる場合と非開示情報が記録されている部分の分離が容易にできる場合（開示できる部分に限る。）に行う。

ア 閲覧（用紙に出力したもの）

用紙に出力したものを提示することにより行うものとする。ただし、現有の処理装置及びプログラムと機器等で用紙に出力することが実施機関の職員では対応できない場合にあっては、当該出力に要する費用を開示請求者が負担することを条件として閲覧に応ずるものとする。

イ 閲覧又は視聴（用紙に出力したもの以外のもの）

(ア) ビデオテープ及び録音テープの視聴については再生用の専用機器の通常の用法により行うものとする。

(イ) ビデオテープ及び録音テープ以外の電磁的記録の閲覧又は視聴については、現有の処理装置及びプログラムと機器で実施機関の職員が容易に対応できるものは画面等に出力することにより行う。ただし、職員では対応できない場合にあっては、当該電磁的記録の閲覧又は視聴に要する費用を開示請求者が負担することを条件として閲覧又は視聴に応ずるものとする。

2 写しの交付方法

(1) 文書又は図画（文書及び図画を撮影したマイクロフィルムを含む。）

原則として乾式複写機により、当該文書又は図画の写しを作成し、これを交付するものとする。

(2) スライド、映画フィルム

スライド、映画フィルムについては、写しの作成に要する費用を開示請求者が負担することを条件として交付に応ずるものとする。

(3) 電磁的記録の写しの交付

ア 電磁的記録に係る写しの交付の請求があつたときは、原則として用紙に出力したものを交付することにより行う。なお、用紙に出力したものを交付できないときは、前記(1)の方法によりその写しを作成して交付するものとする。

イ 写しの交付を行う場合において、現有の処理装置及びプログラムと機器で実施機関の職員が容易に対応できる場合は、当該電磁的記録を電磁的記録媒体（フレキシブルディスクカートリッジ、光ディスクその他電磁的記録に係る記録媒体）に複製したものを交付することができるものとする。

る。ただし、職員では対応できない場合にあつては、電磁的記録媒体への複写に要する費用を開示請求者が負担することを条件として交付に応ずるものとする。

(4) 写しの交付部数は、一の開示請求につき1部とする。

3 閲覧（視聴を含む。）の停止又は禁止

保有個人情報記録された公文書の閲覧の実施に当たっては、閲覧者が当該公文書を汚損し、若しくは破損し又はその内容を損傷することがないように注意を払い、閲覧者がそれらをしたとき、又はそれらのおそれがあると認められるときは、直ちに、当該公文書の閲覧を停止させ、又は禁止する。

4 代理権の確認方法

開示請求受付時において、所定の書類の提示又は提出により、代理権を確認済みである場合には、口頭による確認をもって代理権の確認とし、開示を受けようとする者の身元確認のみ行うことも可能としているが、開示を受ける前に代理人としての資格を喪失したまま、特定個人情報の開示を受けた場合、番号法違反となることから、口頭による確認をもって代理権の確認とする場合には、その旨を説明した上で、開示を行うものとする。

(費用負担)

第27条 保有個人情報記録された公文書（電磁的記録を除く）の写しの交付を受ける者は、実施機関が定めるところにより、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

2 保有個人情報記録された公文書（電磁的記録に限る）の開示を受ける者は、実施機関が定めるところにより、当該開示の実施に要する費用を負担しなければならない。

【趣 旨】

本条は、保有個人情報記録された公文書のうち文書又は図画の写しの交付に要する費用及び電磁的記録の開示に要する費用については、請求者の負担とすることを定めたものである。

なお、国は、開示請求にあたり、開示請求手数料を徴収していることから、特定個人情報については、番号法第30条第1項及び第31条第1項において、個人情報保護法を読み替えて、経済的困難その他特別の理由があるときに当該費用負担の減免を認めている。

一方、本県では、手数料を徴収しておらず、閲覧については、費用負担を求めておらず、写しの交付を希望する場合に限って実費相当の負担（コピー代）を求めているにすぎず、経済的な負担については一定程度の配慮がなされていることから、費用負担の減免措置は設けていない。

【解 釈】

写しの交付は、保有個人情報開示制度の運用上当然に必要な閲覧とは異なり、請求者の希望に応じて行う特定の者へのサービスであるため、その交付に要する実費を勘案して相当額の負担を請求者に求めることとし、電磁的記録の開示についても、出力のための費用等特別な費用が必要になる場合には特別なサービスであるため、その開示に要する相当額の負担を請求者に求めることとした。

【運 用】

1 文書又は図画

- (1) 閲覧については、請求者に負担を求めない。
- (2) 写しの交付に要する費用の額は、別途実施機関が定めるところによる。

2 電磁的記録

(1) 閲覧又は視聴に要する費用

ア 用紙に出力したものによる閲覧

(イ) 既に用紙に出力して保有しているもの

文書又は図画として前記1(1)と同様の扱いとする。

(ロ) 請求により用紙に出力するもの

① 現行の処理装置及びプログラムを使用し、通常業務として容易に用紙に出力できるもの
請求者に負担を求めない。

② 用紙に出力するのに特別な手数のかかるもの

その処理に要する費用の負担を請求者に求めることとし、その費用の額は別途実施機関が定めるところによる。

イ 画面等による閲覧又は視聴

① 現行の処理装置及びプログラムを使用し、通常業務として容易に画面等に出力できるもの

請求者に負担を求めない。

② 画面等に出力するために特別な手数料のかかるもの

その処理に要する費用の負担を請求者に求めることとし、その費用の額は別途実施機関が定めるところによる。

(2) 写しの作成に要する費用

ア 用紙に出力したもの

(ア) 既に用紙に出力して保有しているもの
文書又は図画と同じ扱いとする。

(イ) 請求により用紙に出力するもの

① 現行の処理装置及びプログラムを使用し、通常業務として容易に用紙に出力できるもの
その費用の額は別途実施機関が定めるところによる。

② 用紙に出力するのに特別な手数料のかかるもの

その処理に要する費用の負担を請求者に求めることとし、その費用の額は別途実施機関が定めるところによる。

イ 電磁的記録媒体

(ア) 現行の処理装置及びプログラムを使用し、通常業務として容易に複写できるもの
その費用の額は別途実施機関が定めるところによる。

(イ) 複写に特別な手数料のかかるもの

その処理に要する費用を求めることとし、その費用の額は別途実施機関が定めるところによる。

3 費用の額の見直し

物価の変動、技術の進歩による複写方法の変更などがあった場合は、必要に応じて費用の額を見直すこととする。

4 開示に要する費用は、保有個人情報を開示する前に徴収しなければならないものとする。

なお、開示に特別な処理を要するものは、当該処理をする前に費用を徴収しなければならないものとする。

(訂正請求権)

第28条 何人も、第26条第1項の規定により開示を受けた自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ）を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、保有特定個人情報代理人）は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内にしなければならない。

【趣 旨】

本条は、開示を受けた自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、その訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができることとしたものである。

なお、保有特定個人情報については、開示請求の場合と同様に、本人の委任による代理人が本人に代わって訂正請求をすることを認めるものである。

【解 釈】

1 訂正請求権（第1項）

実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない（条例第8条）が、本条はこの努力義務を受けたものである。なお、本条は、実施機関の職権による訂正を制限するものではない。

(1) この条例の規定により開示を受けた自己を本人とする保有個人情報

訂正請求の対象は、条例第26条第1項の規定により開示を受けた自己を本人とする保有個人情報に限られるということ、即ち開示前置という趣旨である。これは、訂正請求の対象となる保有個人情報は明確に特定されている必要があることによる。したがって、この条例による開示によらないで自己の保有個人情報が事実でないことを知った場合は、直接本条の規定による訂正請求をすることはできず、あらためてこの条例による開示を受ける必要がある。

ただし、法令等の規定により実施機関から開示を受けた保有個人情報について、当該法令等に訂正又は利用停止の手の規定がない場合においては、当該法令等に反しない限り、この条例による訂正請求又は利用停止請求をすることができることとした（条例第43条第3項）。この場合において、条例第28条第1項又は条例第35条第1項の規定の適用については、法令等の規定により受け取った開示は、条例第26条第1項の規定により受け取った開示とみなすこととしており、このような保有個人情報についてはあらためてこの条例による開示を受ける必要はない。

(2) 保有個人情報の内容が事実でない

「事実」とは、客観的に判定される真実の情報をいう。

「保有個人情報の内容が事実でない」とは、氏名、住所、生年月日、資格、学歴等その正誤を客観的に判定することができる事柄に誤りがあることをいう。

この条例は、保有個人情報の内容が適正な評価に基づくものでないと思料するときにまで訂正請求ができるとしたものではなく、個人に対する評価、判断等の客観的な正誤の判定になじまない事項についてなされた訂正請求については、基本的に拒否をすることとなる。

(3) 訂正（追加又は削除を含む。）

訂正とは、事実と合致していない保有個人情報を事実と合致させることをいい、事実と合致して

いない情報を事実に合致するように修正することのほか、記載が不十分である場合に不足している内容を加えること、事実に合致していない情報を削ることが含まれる。

訂正の具体的な方法については、条例第 30 条の解釈を参照。

2 法定代理人（保有特定個人情報にあつては、保有特定個人情報代理人）による訂正請求（第 2 項）

本項は、開示請求と同様に、本人の法定代理人（保有特定個人情報にあつては、保有特定個人情報代理人）が、本人に代わって訂正請求をすることができる旨を定めたものである。

3 訂正請求期間（第 3 項）

本項は、訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から起算して 90 日以内にしなければならない旨を定めたものである。これは、時間の経過とともに、保有個人情報の内容が開示時点の内容から変化する可能性があることを考慮したものである。

なお、本項は、90 日を経過した後に保有個人情報の内容が事実でないと思料するに至った場合に、再度開示を受けた上で訂正請求をすることを妨げる趣旨ではない。

(訂正請求の手続)

第29条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 訂正請求の趣旨及び理由
- (4) その他規則で定める事項

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、規則で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人（保有特定個人情報にあつては、保有特定個人情報代理人）であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

【趣 旨】

本条は、保有個人情報の訂正請求の手続を定めるとともに、訂正請求書に形式上の不備がある場合の補正の手続について定めたものである。

【解 釈】

1 請求手続（第1項）

訂正請求は、本項各号に定める事項を記載した訂正請求書を提出してしなければならないとしたものである。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

保有個人情報の本人又は法定代理人の氏名及び住所又は居所をいう。

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日及び訂正請求に係る保有個人情報の内容等その記載から訂正請求者が求める保有個人情報を他の保有個人情報と識別できる程度に記載されていることが必要である。

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

「訂正請求の趣旨」とは、当該請求の簡潔な結論をいい、開示を受けた保有個人情報のどの部分をどのような内容に訂正すべきかを記載する必要がある。

「理由」は、趣旨を裏付ける根拠をいう。本人は、何が事実であるか等について多くの情報を有している場合が少なくないことから理由の記載を義務付けたものである。

(4) その他規則で定める事項

施行規則は、「法定代理人又は任意代理人が請求する場合は、訂正請求をする者の法定代理人又は任意代理人の別並びに当該保有個人情報の本人の氏名及び住所又は居所」、「法定代理人が請求する場合は、当該保有特定個人情報の本人の未成年者又は成年被後見人の別」及び「訂正請求者の連絡先」を訂正請求書の記載事項として定めている。

2 本人確認（第2項）

訂正請求権は保有個人情報の本人（又はその法定代理人（保有特定個人情報にあつては、保有特定

個人情報代理人))に限って認められる権利であり、訂正請求の受付に際しては、訂正請求をする者が訂正請求に係る保有個人情報の本人(又はその法定代理人(保有特定個人情報にあっては、保有特定個人情報代理人))であることを確認する必要がある。

確認方法は、開示請求をするときの本人確認方法と同様である。

3 補 正 (第3項)

この条例に基づく訂正請求は行政手続条例の申請に該当し、同条例第7条により請求書に形式上の不備があるときは、実施機関は補正を求めるか、申請を拒否することとなる。本条はその点を確認的に規定したものである。

(1) 形式上の不備があると認めるとき

請求書の記載事項に漏れがある場合や訂正請求の趣旨が不明確な場合などをいう。

(2) 相当の期間

訂正請求者が補正するのに社会通念上必要とされる期間をいう。

【運 用】

- 1 訂正請求は、訂正請求しようとする者が必要事項を記載した訂正請求書を実施機関に提出して行うものである。
- 2 任意代理人が訂正請求する場合であって、開示請求時に提出した本人の委任状及び訂正請求時に提出した本人の委任状のそれぞれに同一の実印を押印しており、かつ、開示請求時又は開示実施時において、当該実印に係る本人の印鑑登録証明書を提出している場合には、規則第10条第3号イただし書に該当するものとして、印鑑登録証明書の提出の省略を認めることができる。
- 3 請求の理由は、実施機関が訂正請求に対する決定を行うための判断材料となるものであるから、可能な限り具体的に記載する必要がある。
- 4 訂正請求の受付に当たっては、必要に応じ、訂正請求者に請求の趣旨が事実と合致することを示す書類の提示又は提出を求めるものとする。書類が提示された場合には、訂正請求の処理に必要な範囲内で、関係する部分の写しをとるものとする。

(保有個人情報の訂正義務)

第30条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

【趣 旨】

実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならないとしたものである。

【解 釈】

1 事実の調査

実施機関は、訂正請求があったときは、訂正請求の趣旨が事実と合致するか否かを調査する必要がある。調査の方法は、当該保有個人情報の内容や利用目的により異なるが、訂正請求書に記載された「訂正請求の趣旨及び理由」を基に、関係資料の確認、関係者からの事情聴取等の方法により行うこととなる。

なお、「保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない」と規定した趣旨から、調査は利用目的の達成に必要な範囲で行えば足りる。

2 当該訂正請求に理由があると認めるとき

「理由があると認めるとき」とは、当該訂正請求に訂正を行うに足る正当な理由がある場合をいう。

3 利用目的の達成に必要な範囲内で

「利用目的の達成に必要な範囲内」とは、保有個人情報の利用目的に応じて、その達成に必要な範囲内で訂正をする必要があることをいうものである。

これは、実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないとともに（条例第5条第2項）、利用目的の達成に必要な範囲内で保有個人情報が過去又は現在の実事と合致するよう努める（条例第8条）とされていることから、保有個人情報の訂正も利用目的の達成に必要な範囲内で行うこととしたものである。

したがって、請求者がより詳細に記載することを請求した場合であっても、利用目的との関係において請求の趣旨に沿うまでの内容を記録する必要がある場合には、請求を拒否することとなる。また、保有個人情報の内容を現在の事実と合致させるように請求された場合であっても、過去の特定時点における事実を記録しておく必要がある場合には、現在の事実と合致するように訂正する必要はない。

4 訂正の方法

訂正の具体的な方法は、訂正する内容や保有個人情報が記録されている媒体に応じ、適切な方法により行うこととなる。

具体的には、次のような方法が考えられる。

- (1) 訂正する保有個人情報に二本線を引き、余白部分に新たに記載する方法
- (2) 訂正する保有個人情報を電磁的に削除し、新たに入力する方法（電磁的記録の場合）
- (3) 別紙に保有個人情報が事実でない旨及び訂正後の内容を記載し、訂正する保有個人情報が記録された公文書に添付する方法

5 訂正の効果が及ぶ範囲

訂正は、保有個人情報の正確性を確保する観点から行うものであり、その効果の及ぶ範囲は、訂正請求を受けた保有個人情報自体である。したがって、訂正請求がなされる前の時点において、当該保有個人情報に基づいてなされた行政行為（処分）の効力に当然に影響を及ぼすものではない。

例えば、県税の課税台帳においてある個人に対する課税の根拠となる記録が事実と異なっていたため、税の賦課決定に税額の誤りがあった場合、この条例に基づき当該記録を訂正したとしても、当該賦課決定は、権限ある者によって取り消されるまでは有効である。

【運 用】

訂正請求を端緒として、他の保有個人情報に事実の誤りがあることが判明した場合には、その利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をするものとする。

(訂正請求に対する措置)

第31条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

【趣 旨】

本条は、訂正請求に対する実施機関の応答義務及び応答の形態を定めたものである。

【解 釈】

1 保有個人情報の訂正をする旨の決定（第1項）

「保有個人情報の訂正をする…旨の決定」とは、請求の趣旨を容認する旨の決定をいう。

2 保有個人情報の訂正をしない旨の決定（第2項）

「保有個人情報の訂正をしない…旨の決定」とは、請求の趣旨を容認しない旨の決定をいう。

訂正をしない旨の決定をする場合として、次のような場合が考えられる。

(1) 実施機関が保有する保有個人情報の内容が、事実に合致する場合

(2) 判明した事実が、実施機関が保有する保有個人情報とも請求の趣旨とも異なる場合

この場合、実施機関は、訂正をしない旨の決定をした上で、必要に応じ職権で訂正を行うこととなる。

(3) 実施機関が保有する保有個人情報に事実に合致するか否かが明らかでない場合

この場合、実施機関は、訂正をしない旨の決定をした上で、必要に応じ当該保有個人情報にその旨を注記するなどの措置を講ずることとなる。

(4) 評価に関する情報について訂正請求があった場合

一見評価に関する情報であると思われる場合であっても、事実に関する情報が含まれていることがあることから、十分精査した上で判断する必要がある。

なお、評価の前提となった事実を訂正することにより、評価そのものを見直す必要が生ずる場合も想定されるが、この条例に基づく措置は評価の前提となった事実の訂正にとどまるものである。

3 請求の趣旨を一部容認する場合の取扱い

請求の趣旨を合理的に分割できる場合であって、請求の趣旨のうち一部を容認しその余を容認しない旨の決定をするときには、容認する部分について第1項の訂正をする旨の決定をし、容認しない部分について第2項の訂正をしない旨の決定をすることとなる。

【運 用】

実施機関は、保有個人情報の訂正をする旨の決定をしたときは速やかに訂正を行うものとする。

(訂正決定等の期限)

第32条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という）は、訂正請求があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第29条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この項の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

【趣 旨】

本条は、訂正請求に対する実施機関の応答の期限について定めるとともに、訂正決定等に特に長期間を要すると認める場合における訂正決定等の期限の特例を定めたものである。

【解 釈】

1 訂正請求があった日

訂正請求があった日とは、訂正請求書が実施機関に到達し、了知可能な状態に置かれた日をいう。

2 決定期間の延長

延長できる期間は30日以内であり、延長する場合であっても実施機関は訂正請求のあった日から起算して60日以内に訂正決定等をしてしなければならない。

3 期間満了の時期

期間の末日の終了した時点であるが、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日の終了した時点をもって期間の満了とする。

4 事務処理上の困難その他正当な理由

実施機関が誠実に努力しても、30日以内に訂正の要否の決定をすることができないと認められる事情をいう。本項に該当する場合としては、訂正請求に係る保有個人情報について、内容が複雑又はその量が膨大であるため、決定をするのに相当の日数を必要とする場合などが考えられる。

5 訂正決定等に特に長期間を要すると認める場合の特例

(1) 訂正決定等に特に長期間を要すると認めるとき

保有個人情報の内容が非常に複雑であったり、年月の経過等の事由により、事実の確認に著しく時間を要する場合などをいう。

(2) 相当の期間

実施機関の事務の遂行に著しい支障を生ずることなく、保有個人情報について訂正決定等をすることができる期間をいう。

(3) 訂正請求者への通知

訂正請求があった日から起算して30日以内にしなければならない。

(事案の移送)

第33条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が第24条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第31条第1項の決定（以下「訂正決定」という）をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行わなければならない。

【趣 旨】

訂正請求に係る保有個人情報が条例第24条第3項の規定に基づく開示に係るものであるときなど訂正の要否の判断を他の実施機関に委ねた方が迅速かつ適切な処理ができる場合がある。本条は、このように他の実施機関で訂正決定等を行うことに正当な理由があるときには、当該他の実施機関と協議の上、事案を移送することができることを定めたものである。

なお、特定個人情報のうち情報提供等記録については、情報提供等記録に記録されるのは、法定された情報の提供者及び情報の照会者間で所定の事務のために所定の情報が授受された旨であり（番号法第23条）、他の行政機関で訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときが想定されず、また移送にかかる規定を適用すれば、情報提供等記録に対する即時の訂正を期待している請求者の利益を害すると判断される。このため、番号法第32条の趣旨を踏まえ、本条の対象外としている。

【解 釈】

1 他の実施機関と協議の上

事案の移送は実施機関相互の協議が整った場合に行うという趣旨であり、協議が整わない場合、移送はできないこととなる。

2 移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす

事案の移送によって、訂正請求者が不利益を被ることのないようにするため、移送をした実施機関が移送前に行った行為は、移送を受けた実施機関が行ったものとみなされる。したがって、訂正決定等の期限は移送を行った実施機関に訂正請求があった日から起算することとなる。

3 移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行わなければならない

訂正の実施は、移送をした実施機関、即ち訂正請求に係る保有個人情報を保有する実施機関が行うこととなる。

【運 用】

事案移送手続は実施機関相互の移送手続であって、実施機関内における担当課等の変更ではないので、担当課等の変更を移送手続で行うことはできない。

また、移送は県の機関相互の都合で行うものであることから、決定期間は訂正請求書が提出された日から起算され、事案の移送を行うときは速やかに事務処理を行う必要がある。

(保有個人情報の提供先への通知)

第34条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報（情報提供等記録を除く。）の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

【趣 旨】

提供した保有個人情報について訂正決定に基づく訂正の実施をした場合において、その旨を提供先に通知しないと、提供先において事実と合致しない個人情報が利用され続けることとなる。

このため、訂正決定に基づき保有個人情報の訂正の実施をした実施機関は、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知することとしたものである。

なお、情報提供等記録については、第34条の2において提供先の通知の特例を定めたことから、本条の対象外としている。

【解 釈】

提供先への通知を行う必要性の有無は、提供する保有個人情報の内容、提供方法、提供先における利用目的や利用方法等を勘案して、実施機関が個別に判断することとなる。

【運 用】

本条は、保有個人情報の提供先への通知を規定したものであるが、訂正請求に係る保有個人情報を実施機関内部の別の所属で利用している場合においても、必要があると認めるときは、遅滞なく、その旨を当該所属に対し連絡するものとする。

第34条の2 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報（情報提供等記録に限る。）の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（いずれも当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関の長以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

【趣 旨】

本条は、番号法第32条の趣旨を踏まえ、報提供等記録を訂正した場合について、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び情報の照会者又は情報の提供者に対し訂正の内容を通知することを定めたものである。

【解 釈】

情報提供ネットワークシステム上の情報提供等記録が訂正された場合、当該システムを管理する内閣総理大臣に対しても、通知を行う必要がある。

(利用停止請求権)

第35条 何人も、第26条第1項の規定により開示を受けた自己を本人とする保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第5条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条第2項及び第3項の規定に違反して取得されたとき、又は第11条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第11条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という）の請求をすることができる。

3 第1項の規定による利用停止の請求（以下「保有個人情報利用停止請求」という）は、保有個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内にしなければならない。

【趣 旨】

本条は、この条例における個人情報の取扱いに関する規律の実効性を担保するため、開示を受けた自己を本人とする保有個人情報についてこの条例に違反して取り扱われていると思料するときは、その利用停止を請求することができることとしたものである。

なお、保有特定個人情報については、第35条の2において利用停止請求権の特例を定めたことから、本条の対象外としている

【解 釈】

1 利用停止請求権（第1項）

(1) この条例の規定により開示を受けた自己を本人とする保有個人情報
第28条第1項の解釈を参照。

(2) 次の各号のいずれかに該当すると思料するとき

利用停止請求ができるのは、次のいずれかに該当すると思料する場合である。

ア 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき

イ 条例第5条第2項の規定に違反して保有されているとき

ウ 条例第6条第2項及び第3項の規定に違反して取得されたとき

エ 条例第11条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき

オ 条例第11条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき

(3) 当該各号に定める措置

請求できる措置は、(2)ア～エについては「利用の停止又は消去」、(2)オについては「提供の停止」である。(2)オについて「消去」が含まれていないのは、実施機関は、提供先が保有する個人情報の消去権限を有していないからである。

なお、請求者は、(2)ア～エについて請求する場合において、「利用の停止を求める」、「消去を求める」、「利用の停止又は消去を求める」というように求める措置の内容を選択することができる。

利用停止の具体的な方法については、第37条の解釈を参照。

(4) 予防的な請求

本項の「されたものでないとき」、「されているとき」及び「されたとき」という規定振りから明らかなように、利用停止請求は、現に保有個人情報の取扱いがこの条例に違反する状態となっている場合にすることができるものである。

したがって、予防的な請求（将来の取得、保有、利用又は提供の差止請求）は認められない。

2 法定代理人による利用停止請求（第2項）

本項は、開示請求と同様に、本人の法定代理人が、本人に代わって利用停止請求をすることができる旨を定めたものである。

3 利用停止請求期間（第3項）

本項は、利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内にしなければならない旨を定めたものである。これは、時間の経過とともに、保有個人情報の取扱方法が開示時点の方法から変化する可能性があることを考慮したものである。

なお、本項は、90日を経過した後に保有個人情報が適法に取り扱われていないと思料するに至った場合に、再度開示を受けた上で利用停止請求をすることを妨げる趣旨ではない。

第35条の2 何人も、第26条第1項の規定により開示を受けた自己を本人とする保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第5条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条第2項及び第3項の規定に違反して取得されたとき、第11条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

2 保有特定個人情報代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「保有特定個人情報利用停止請求」という。）をすることができる。

3 保有特定個人情報利用停止請求は、保有特定個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内に行なければならない。

【趣 旨】

本条は、番号法第32条の趣旨を踏まえ、実施機関から開示を受けた特定個人情報がこの条例及び番号法の規定に違反して取り扱われていると思料するときは、その利用停止を請求することができることとしたものである。

なお、情報提供等記録については、利用制限等に違反する取り扱いが想定されないため、本条の対象から除外するものである。

【解 釈】

1 利用停止請求権（第1項）

条例は、適法取得に対する違反、保有制限に対する違反、取得制限に対する違反、利用制限に対する違反、提供制限に対する違反があったと思料するときに、利用停止請求をすることができることを認めている。

特定個人情報の収集、保管、提供、記録については、番号法の規定が優先されることから、条例に規定していないが、番号法の規定に違反している場合についても、番号法第32条の趣旨を踏まえ、利用停止請求を認めたものである。

なお、情報提供等記録は、情報提供ネットワークシステムにおいて自動保存されるものであり、適法に取得されたものでないときや目的内利用及び提供の規定に違反しているときに想定されない。また、仮にそのような状態で保有されているとしても、不正な情報提供を行わず、かつ適法な情報提供を安定的に情報提供ネットワークシステムにおいて実現するためには、不法・不正な提供がなされていないか、システム運用上支障の生じる提供がなされていないかなどを確認するために、情報提供等記録を利用し続ける必要性が高いことなどから、利用停止請求を認めないこととしたものである。

(1) 開示を受けた自己を本人とする保有特定個人情報

第28条第1項の解釈を参照。

(2) 第1号のいずれかに該当すると思料するとき

ア 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき（適法取得に対する違反）

- イ 条例第5条第2項の規定に違反して保有されているとき(保有制限に対する違反)
- ウ 条例第6条第2項及び第3項の規定に違反して取得されたとき(取得制限に対する違反)
- エ 条例第11条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき(利用制限に対する違反)
- オ 条例第11条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき(提供制限に対する違反)
- カ 番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき

番号法第19条各号のいずれかに該当する場合のみ特定個人情報(他人の個人番号を含むものに限る。)を収集・保管できるという番号法第20条の規定に違反して収集・保管を行っている場合をいう。

- キ 番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき

番号法第19条第12号から第15号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又は提供を受けることができる場合のみ特定個人情報ファイルを作成できるという番号法第29条の規定に違反して特定個人情報ファイルを作成している場合をいう。

(3) 各号に定める措置

請求できる措置は、第1号については「利用の停止又は消去」、第2号については「提供の停止」である。第2号について「消去」が含まれていないのは、実施機関は、提供先が保有する特定個人情報の消去権限を有していないからである。

なお、請求者は、第1号に該当する場合の措置について請求する場合において、「利用の停止を求め」、「消去を求め」、「利用の停止又は消去を求め」というように求める措置の内容を選択することができる。

利用停止の具体的な方法については、第37条の解釈を参照。

(4) 予防的な請求

本項の「されたものでないとき」、「されているとき」及び「されたとき」という規定振りから明らかのように、利用停止請求は、現に保有個人情報の取扱いがこの条例に違反する状態となっている場合にすることができるものである。

したがって、予防的な請求(将来の取得、保有、利用又は提供の差止請求)は認められない。

2 保有特定個人情報代理人による利用停止請求(第2項)

本項は、開示請求と同様に、本項は、開示請求と同様に、本人の法定代理人又は任意代理人が、本人に代わって利用停止請求をすることができる旨を定めたものである。

3 利用停止請求期間(第3項)

本項は、利用停止請求は、保有特定個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内にしなければならない旨を定めたものである。これは、時間の経過とともに、保有特定個人情報の取扱方法が開示時点の方法から変化する可能性があることを考慮したものである。

なお、本項は、90日を経過した後に保有特定個人情報が適法に取り扱われていないと思量するに至った場合に、再度開示を受けた上で利用停止請求をすることを妨げる趣旨ではない。

(利用停止請求の手続)

第36条 保有個人情報利用停止請求及び保有特定個人情報利用停止請求（以下「利用停止請求」と総称する。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 利用停止請求の趣旨及び理由
- (4) その他規則で定める事項

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、規則で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（第35条第2項又は前条2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること又は保有個人情報の本人の保有特定個人情報代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

【趣 旨】

本条は、保有個人情報の利用停止請求の手続を定めるとともに、利用停止請求書に形式上の不備がある場合の補正の手続について定めたものである。

【解 釈】

1 請求手続（第1項）

利用停止請求は、本項各号に定める事項を記載した利用停止請求書を提出してしなければならないとしたものである。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

保有個人情報の本人又は法定代理人の氏名及び住所又は居所をいう。

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日及び利用停止請求に係る保有個人情報の内容等その記載から利用停止請求者が求める保有個人情報を他の保有個人情報と識別できる程度に記載されていることが必要である。

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

「利用停止請求の趣旨」とは、当該請求の簡潔な結論をいい、利用停止請求に係る保有個人情報についてどのような措置を講ずるべきかを記載する必要がある。

「理由」は、趣旨を裏付ける根拠をいう。

(4) その他規則で定める事項

施行規則は、「法定代理人又は任意代理人が請求する場合は、利用停止請求をする者の法定代理人又は任意代理人の別並びに当該保有個人情報の本人の氏名及び住所又は居所」、「法定代理人が請求する場合は、当該保有特定個人情報の本人の未成年者又は成年被後見人の別」及び「訂正請求者の連絡先」を利用停止請求書の記載事項として定めている。

2 本人確認（第2項）

利用停止請求権は保有個人情報の本人（又はその法定代理人（保有特定個人情報については保有特定個人情報代理人））に限って認められる権利であり、利用停止請求の受付に際しては、請求をする者が保有個人情報の本人（又はその法定代理人（保有特定個人情報については保有特定個人情報代理人））であることを確認する必要がある。

確認するために必要な書類は、運転免許証や旅券、個人番号カード等施行規則で定める書類である。

3 補正（第3項）

この条例に基づく利用停止請求は行政手続条例の申請に該当し、同条例第7条により請求書に形式上の不備があるときは、実施機関は補正を求めるか、申請を拒否することとなる。本条はその点を確認的に規定したものである。

(1) 形式上の不備があると認めるとき

請求書の記載事項に漏れがある場合や利用停止請求の趣旨が不明確な場合などをいう。

(2) 相当の期間

利用停止請求者が補正するのに社会通念上必要とされる期間をいう。

【運用】

- 1 利用停止請求は、利用停止請求しようとする者が必要事項を記載した利用停止請求書を実施機関に提出して行うものである。
- 2 任意代理人が利用停止請求する場合であって、開示請求時に提出した本人の委任状及び利用停止請求時に提出した本人の委任状のそれぞれに同一の実印を押印しており、かつ、開示請求時又は開示実施時において、当該実印に係る本人の印鑑登録証明書を提出している場合には、規則第10条第3号イただし書に該当するものとして、印鑑登録証明書の提出の省略を認めることができる。
- 3 請求の理由は、実施機関が利用停止請求に対する決定を行うための判断材料となるものであるから、可能な限り具体的に記載する必要がある。

(保有個人情報の利用停止義務)

第37条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

【趣 旨】

実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該保有個人情報の利用停止をしなければならないとしたものである。

【解 釈】

1 利用停止義務

(1) 当該利用停止請求に理由があると認めるとき

「理由があると認めるとき」とは、当該利用停止請求に利用停止を行うに足る正当な理由がある場合をいう。

利用停止を行うか否かは、利用停止請求に係る保有個人情報の取扱実態等を踏まえ、個々に判断することとなる。

(2) 当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で…利用停止をしなければならない。

「適正な取扱い」とは、実施機関に対して課せられた規律を遵守して個人情報を取り扱うことをいうものである。

本条の規定振りから明らかなように、利用停止は「個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で」行うこととなる。つまり、請求者が保有個人情報の消去を請求した場合であっても、利用の停止を行えば適正な取扱いを確保できる場合には、利用の停止を行えば足り、消去するまでの必要はない。

例えば、映像データなど一のデータファイルに複数の保有個人情報が一体的に記録されている場合のように、利用停止請求に係る保有個人情報のみを消去できない場合は、当該保有個人情報の利用の停止（記録媒体のラベルに当該保有個人情報を利用してはならない旨を明示するなどの措置を講ずる。この場合、当該保有個人情報は記録されていないものとして事務を遂行しなければならない。）をすることとなる。

また、A課が取得した保有個人情報（例えば申請書原本）をB課が違法に目的外に利用していた場合には、B課がA課から入手した保有個人情報（例えば申請書写し）を消去することとなるが、A課が保有する保有個人情報（申請書原本）を消去する必要はない。

(3) 利用停止の方法

利用停止は、利用停止する保有個人情報の取扱状況や保有個人情報が記録されている媒体に応じ、適切な方法により行うこととなる。具体的には、次のような方法が考えられる。

ア 利用又は提供の停止

(ア) 保有個人情報が記録されたデータベースへのアクセスを禁止する方法

(イ) 定期的な文書の送付を中止する方法

イ 消去

(ア) 該当部分を黒塗りする方法

(イ) 電磁的に消去する方法（電磁的記録の場合）

(ウ) 保有個人情報記録された公文書ごと廃棄し、新たに公文書を作成し直す方法

(4) 利用停止の効果が及ぶ範囲

利用停止は、適法でない個人情報の取扱いを是正するために必要な範囲で行うものであり、その効果の及ぶ範囲は、請求を受けた当該保有個人情報自体である。したがって、利用停止がなされる前の時点において、当該保有個人情報に基づいてなされた行政行為（処分）の効力に当然に影響を及ぼすものではない。

また、実施機関は、複数の保有個人情報を一斉に取り扱っていることが通例であるが、ある個人からの請求に基づき保有個人情報の利用停止を行った場合に、それと同様に取り扱われている他の個人を本人とする保有個人情報について当然に利用停止をする義務を負うものではない。この場合、実施機関は、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、自主的に他の保有個人情報の取扱いを見直す必要がある。

2 事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

利用停止は「実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保」のために行うものであり、請求により条例違反の事実が明らかになれば、実施機関は基本的に利用停止を行うべきである。しかし、軽度の条例違反があった場合でも、必ず保有個人情報の利用停止を行わなければならないとすると、「事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼす」事態に至る可能性も否定できないことから、本ただし書を設けたものである。

「事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる」とは、単に事務上の支障があるだけでは足りず、利用停止をすることにより事務の目的が達成し得なくなってしまう場合など、利用停止を行わないことが社会通念上正当であると客観的に判断される場合をいう。

本条ただし書は、「当該行政機関における個人情報の適正な取扱いの確保」の要請と「事務の適正な遂行」の要請とを比較衡量し、後者が上回る場合には、例外的に請求を拒否できる旨を定めるものである。

(利用停止請求に対する措置)

第38条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

【趣 旨】

本条は、利用停止請求に対する実施機関の応答義務及び応答の形態を定めたものである。

【解 釈】

1 保有個人情報の利用停止をする旨の決定（第1項）

「保有個人情報の利用停止をする…旨の決定」とは、請求の趣旨を容認する旨の決定をいう。

2 保有個人情報の利用停止をしない旨の決定（第2項）

「保有個人情報の利用停止をしない…旨の決定」とは、請求の趣旨を容認しない旨の決定をいう。

利用停止をしない旨の決定をする場合として、次のような場合が考えられる。

- (1) 実施機関が保有個人情報を適正に取り扱っている場合
- (2) 条例第37条ただし書を適用する場合

3 請求の趣旨を一部容認する場合の取扱い

請求の趣旨を合理的に分割できる場合であって、請求の趣旨のうち一部を容認しその余を容認しない旨の決定をするときには、容認する部分について第1項の利用停止をする旨の決定をし、容認しない部分について第2項の利用停止をしない旨の決定をすることとなる。

【運 用】

実施機関は、保有個人情報の利用停止をする旨の決定をしたときは速やかに利用停止を行うものとする。

(利用停止決定等の期限)

第39条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という）は、利用停止請求があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第36条第3項の規定により補正を求めた場合であっても、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この項の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

【趣 旨】

本条は、利用停止請求に対する実施機関の応答の期限について定めるとともに、利用停止決定等に特に長期間を要すると認める場合における利用停止決定等の期限の特例を定めたものである。

【解 釈】

1 利用停止請求があった日

利用停止請求があった日とは、利用停止請求書が実施機関に到達し、了知可能な状態に置かれた日をいう。

2 決定期間の延長

延長できる期間は30日以内であり、延長する場合であっても実施機関は利用停止請求のあった日から起算して60日以内に利用停止決定等をしなければならない。

3 期間満了の時期

期間の末日の終了した時点であるが、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日の終了した時点をもって期間の満了とする。

4 事務処理上の困難その他正当な理由

実施機関が誠実に努力しても、30日以内に利用停止の要否の決定をすることができないと認められる事情をいう。本項に該当する場合としては、利用停止請求に係る保有個人情報について、その取扱状況が複雑であるため、決定をするのに相当の日数を必要とする場合などが考えられる。

5 利用停止決定等に特に長期間を要すると認める場合の特例

(1) 利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるとき

保有個人情報の取扱状況が非常に複雑である場合などをいう。

(2) 相当の期間

実施機関の事務の遂行に著しい支障を生ずることなく、保有個人情報について利用停止決定等を行うことができる期間をいう。

(3) 利用停止請求者への通知

利用停止請求があった日から起算して30日以内にしなければならない。

(公立大学法人等に対する審査請求)

第39条の2 公立大学法人等がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は公立大学法人等に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該公立大学法人等に対し、審査請求をすることができる。

【趣 旨】

本条は、公立大学法人等が行った開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は公立大学法人等に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について、審査請求をすることができることを確認的に明らかにしたものである。

【解 釈】

この条例では、静岡県公立大学法人、公立大学法人静岡文化芸術大学、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学及び地方独立行政法人静岡県立病院機構を条例の実施機関とし、他の実施機関と同様に行政庁と位置付けている。したがって、静岡県公立大学法人、公立大学法人静岡文化芸術大学、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学及び地方独立行政法人静岡県立病院機構が行う開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等は行政庁の処分であり、当該決定等又は開示請求等に係る不作為について不服がある者は、審査請求をすることができる。

なお、静岡県公立大学法人、公立大学法人静岡文化芸術大学、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学及び地方独立行政法人静岡県立病院機構には上級行政庁が存在しないので、処分庁である静岡県公立大学法人、公立大学法人静岡文化芸術大学、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学及び地方独立行政法人静岡県立病院機構に対して審査請求をすることになる。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第39条の3 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

【趣 旨】

行政不服審査法では、審理の公正性を高めるため、原処分に関する手続に関与していないなどの一定の要件を満たす「審理員」が審査請求に係る審理手続を行うこととされている（第9条第1項本文、第2章第3節）。

ただし、①地方自治法第138条の4第1項に規定する委員会等が審査庁となっている場合や、②条例に基づく処分に関し条例で特別の定めをしたときなどについては、審理員の指名を要しないこととされている（行政不服審査法第9条第1項ただし書）。

この条例に基づく開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る審査請求については、第三者機関である個人情報保護審査会が実質的な審理を行うことによって審理の公正性が確保されているといえることから、本条は、上記②を根拠として、審理員に関する行政不服審査法第9条第1項本文の規定は適用除外として、審理員を指名せず、審理員による審理手続を行わないこととしたものである。

【解 釈】

審理員の指名を不要とした場合であっても、行政不服審査法上、審理員が行うこととされている手続のうち、以下アからシについては、審査庁が行う必要がある（行政不服審査法第9条第3項、別表第一）。

なお、エ及びシは必ず行うもので、その他は審査請求人等の求めに応じて又は必要に応じて行うものである。

- ア 総代の互選命令（11条関係）
- イ 参加人の許否判断及び参加要請（13条関係）
- ウ 執行停止の拒否判断（25条関係）
- エ 弁明書の作成・送付（29条関係）
- オ 反論書及び意見書の送付（30条関係）
- カ 口頭意見陳述の実施（31条関係）
- キ 物件の提出要求（33条関係）
- ク 参考人の陳述及び鑑定の要求（34条関係）
- ケ 検証（35条関係）
- コ 審理手続の計画的遂行（37条関係）
- サ 提出書類の閲覧拒否判断（38条関係）
- シ 審理終結通知の送付（41条関係）

【運 用】

審理員の指名を不要としたとしても、審査請求に対する裁決を行うのは審査庁であり、審査請求人が行政不服審査法上の審査庁による審理手続の実施を求めることは可能である。

しかしながら、簡易迅速かつ公正な手続による国民の権利利益の救済という行政不服審査法の目的

(第1条)を踏まえると、審査請求後、可及的速やかに、第三者機関である個人情報保護審査会が関与することとし、その後の手続についても条例に基づいて実施されることが必要であり、審査請求人が手続上の差異を理解せずに審査庁による審理手続を重ねて求めてしまうことによって審理が遅延することがないように配慮しなければならない。

そこで、審査請求の初期段階の手続である審査請求人等への弁明書の送付の際に、その後の手続に関する情報として、個人情報保護審査会へ諮問し同審査会で調査審議が行われる旨及び同審査会に諮問する時期などの事項を書面で通知することとする。

なお、例えば、審査請求人があくまでも行政不服審査法上の口頭意見陳述の実施を求める場合には、条例に基づく個人情報保護審査会での口頭意見陳述とは別に、審査庁は同法に基づく口頭意見陳述を実施しなければならない。

(審査会への諮問)

第40条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、速やかに、静岡県個人情報保護審査会に諮問をしなければならない。ただし、次に掲げる場合を除く。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

【趣 旨】

本条は、実施機関が行った保有個人情報の開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があった場合、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、本条各号に該当する場合を除き、静岡県個人情報保護審査会に諮問し審査会の審議を経て、当該審査請求に対する裁決を行わなければならないことを定めたものである。

これは、審査請求に対する裁決に当たっては公平かつ客観的な判断を担保するために、実施機関は第三者機関である静岡県個人情報保護審査会に諮問しその審議を経た後に裁決又は決定をすべきであることを定めるものである。

なお、第2項は、個人情報保護審査会に諮問する際に添付が必要な書類について定めたものである。

【解 釈】

1 審査請求があったとき

実施機関が行った保有個人情報の開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対して、開示請求者が審査請求を行った場合のほか、当該保有個人情報が開示されることによりその権利利益が害されることとなる第三者が審査請求を行った場合をいう。

2 審査請求が不適法であり、却下する場合

審査請求が審査請求期間（決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内）経過後になされた場合や審査請求をすることができない者からなされた場合のように要件の不備により却下する場合をいう。

3 保有個人情報の全部を開示する場合

第2号は、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合において、条例第25条第3項に規定する第三者からの反対意見書が提出されているときを除き、審査会への諮問は不要であることを定めたものである。

本号の趣旨は、審査請求の対象となった保有個人情報の全部を開示する場合には、諮問せずに決定してよいということであるが、このことは、審査請求を受けた処分庁（実施機関）又は審査庁が、当該非開示部分のうち開示すべきと判断した部分も含めて常に審査請求の対象となった非開示部分のすべてについて、審査会へ諮問をしなければならないということではない。

例えば、非開示決定について審査請求がなされ、処分庁（実施機関）又は審査庁が検討した結果、当該保有個人情報の非開示部分の一部を開示してもよいと考える場合は、原処分（非開示決定処分）を変更して部分開示決定を行い、残りの非開示部分について審査会へ諮問することとなる。

4 訂正請求の全部を認容する場合

第3号は、当該審査請求に係る訂正請求の全部を認容する場合において、審査会への諮問は不要であることを定めたものである。

5 利用停止請求の全部を認容する場合

第4号は、当該審査請求に係る利用停止請求の全部を認容する場合において、審査会への諮問は不要であることを定めたものである。

6 行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない

第39条の3の規定により、この条例に基づく保有個人情報の開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定を適用しないこととしたため、同法同条第3項の読替え規定により、弁明書については、審査請求を受けた後、審査庁（審査庁と処分庁が異なる場合には処分庁）が作成し、審査庁から審査請求人に送付されることとなる。

個人情報保護審査会への諮問の際に、併せて弁明書を添付することとしたのは、弁明書には、処分を行ったこと又は処分を行っていないことについての理由が記載され、審査庁が諮問する際に審査会に提出する意見書と同様の内容が記載されることが想定されるため、当該弁明書の写しを審査会への諮問の際に添付することをもって審理資料の一元化を図ろうとしたものである。

【運用】

1 執行の停止

第三者から保有個人情報の開示決定の取消しを求める審査請求が提起された場合、当該審査請求の提起には当該開示決定に係る保有個人情報の開示に対する執行停止の効力はない（行政不服審査法第25条第1項）が、処分庁（実施機関）又は審査庁は、職権により執行を停止（同法第25条第2項又は第3項）し、開示しないこととする。この場合には、開示請求者にその旨を通知する。

2 審査請求先

警察本部長の処分又は不作為に係る審査請求は公安委員会に、それ以外の実施機関の処分又は不作為に係る審査請求は当該処分又は不作為に係る実施機関に対して行うこととなる。

3 諮問書への記載について

諮問書には、非開示とした理由や不作為の場合の決定していない理由を記載するが、諮問書に添付された弁明書に記載した内容と変更がない場合には、「別添弁明書に記載のとおり」などと記載することをもって足りるものとする。

4 行政不服審査法の規定に基づく反論書や意見書が審査庁に提出された場合の取扱い

この条例に基づく保有個人情報の開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、審査庁から諮問を受けた個人情報保護審査会で調査審議を行うが、審査請求に対する裁決を行うのはあくまでも審査庁であり、審査請求人又は参加人から反論書又は意見書（行政不服審査法第30条第1項及び第2項）が審査庁に提出されることも想定される。

審査請求人や参加人から提出されるこれらの書類は、行政不服審査法上、義務的なものではなく、弁明書と異なり、すべての事案で必ず提出されるわけではないが、仮に審査庁に提出された場合には、審理資料の一元化を図る必要があるため、その写しを個人情報保護審査会へ提出することとした。

(諮問をした旨の通知)

第41条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問庁」という)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

【趣 旨】

本条は、審査会へ諮問をした実施機関が諮問をした旨を審査請求人や行政不服審査法第13条に規定する参加人などの関係者に通知しなければならないことを定めたものである。

【解 釈】

参加人

参加人とは、行政不服審査法第13条の規定により、申請に基づき又は職権で不服申立手続に参加する利害関係人である。審査請求人と利害を一にするか、反対の利害関係を有するかは問わない。

なお、参加には審査庁の許可を要する(行政不服審査法第9条第3項、別表第一)。

【運 用】

諮問庁は、審査会に諮問した後、審査会諮問通知書により速やかに本条各号に該当する者に諮問をした旨を通知しなければならない。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第42条 第25条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決又は決定
- (2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

【趣 旨】

本条は、第三者に関する情報が含まれている保有個人情報の開示決定等に対する審査請求について、開示決定(保有個人情報の全部又は一部を開示する決定)に対する第三者からの審査請求を却下し、若しくは棄却する場合、又は全部若しくは一部を開示しない旨の決定を変更して当初決定より開示する部分を拡大する裁決を行う場合に、当該第三者の訴訟提起の機会を確保するために定めたものである。

【解 釈】

1 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する場合(第1号)

開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する場合、当該保有個人情報は開示されることとなるが、その結果、当該第三者に回復不能な利益侵害が生ずるおそれがあるので、当該第三者に訴訟の機会を与えるため、このような場合には、審査請求に対する裁決の日との間に2週間以上の期間を置き、当該第三者が訴訟を提起する機会を確保することとしたものである。

2 審査請求に係る開示決定等を変更し、保有個人情報を開示する場合(第2号)

保有個人情報の開示決定等に対する審査請求が提起された結果、当該審査請求に係る開示決定等を変更し、当初の決定より開示する部分を拡大する裁決を行うこととなった場合についても、開示決定を行う場合と同様に第三者の権利保護を図る必要があることから、開示決定等を変更する裁決の日と開示する日との間に2週間以上の期間を置くこととしたものである。ただし、これは第三者が参加人として審査請求の手続に参加し、当該第三者に関する情報の開示に反対する旨の意思を表示している場合に限られる。

本号の「審査請求に係る開示決定等」からは、全部開示決定が除外されている(条例第40条第1項第2号)。

なお、開示決定等を取り消す裁決又は決定については、処分庁(実施機関)において、再度開示請求に対する開示・非開示の決定を行うことになるので、条例第25条第3項が直接適用される。

【運 用】

本条各号に該当する場合は、当該第三者に対し、開示する旨の決定をした旨及びその理由並びに開示する日を書面により通知しなければならない。

(他の制度との調整)

第43条 法令等の規定により、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）を閲覧し、若しくは縦覧し、又は保有個人情報が記録された公文書の謄本、抄本その他の写しの交付を求めることができる等の場合における当該保有個人情報の開示については、当該法令等の定めるところによる。

2 法令等の規定により、保有個人情報の訂正又は利用停止を求めることができる場合における当該保有個人情報の訂正又は利用停止については、当該法令等の定めるところによる。

3 法令等の規定により実施機関から開示を受けた保有個人情報について、当該法令等に訂正又は利用停止の手續の規定がない場合においては、当該法令等に反しない限り、この条例による訂正請求又は利用停止請求をすることができる。この場合において、第28条第1項又は第35条第1項の規定の適用については、法令等の規定により受けた開示は、第26条第1項の規定により受けた開示とみなす。

4 保有個人情報に係る本人からの開示請求については、この条例によるものとし、情報公開条例は、適用しない。

【趣 旨】

本条は、法令等の規定により、自己の保有個人情報の開示、訂正又は利用停止に関する手續が定められている場合には、当該法令等を優先して適用する旨を定めるものである。

保有特定個人情報については、本条の対象から除外し、本条例と他の法令のいずれの制度においても、自己に関する保有特定個人情報の開示請求ができる旨を定めるものである。

【解 釈】

1 法令等による閲覧制度がある場合（第1項）

保有個人情報の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付に関する手續が、法令又は他の条例に規定されている場合におけるこの条例と当該法令又は他の条例との適用関係について定めるものであり、法令又は他の条例が閲覧等の方法、期間又は範囲を定めている場合は、その限りにおいてこの条例による保有個人情報の開示はしないこととしたものである。

なお、保有特定個人情報については、番号法附則第6条第6項において、情報提供等記録開示システムを利用した開示の仕組みを予定しており、同システムでは請求の方法も開示の方法も電磁的方法であり、かつ開示に要する時間も極めて短時間となることを想定している。そのため、他の法令による開示よりも、情報提供等記録開示システムでの開示の方が利便性が高いものと考えられることから、番号法第32条の趣旨を踏まえ、本項の適用除外としたものである。

2 法令等による訂正・利用停止制度がある場合（第2項）

法令等の規定により、保有個人情報の訂正又は利用停止を求めることができる場合には、当該法令等を優先して適用する旨を定めるものである。

3 法令等の規定により開示を受けた保有個人情報について、当該法令等に訂正又は利用停止の手續の規定がない場合の調整（第3項）

本項は、法令等の規定により実施機関から開示を受けた保有個人情報について、当該法令等に訂正又は利用停止の手續の規定がない場合においては、当該法令等に反しない限り、この条例による訂正請求又は利用停止請求をすることができることを定めるものである。

「当該法令等に反しない限り…請求をすることができる」を反対解釈すると、当該法令等に反する場合は、この条例による訂正・利用停止請求をすることはできない、即ちこの条例による訂正・利用

停止請求権が発生しないということになる。

本項にいう「当該法令等に反しない限り」とは、明文で訂正・利用停止が禁止されている場合をいうものであり、このような場合において、この条例に基づく訂正・利用停止の請求がなされたときには、当該請求を却下することとなる。なお、明文の規定はないが、当該法令等が訂正・利用停止を禁止する趣旨であると解される場合において、訂正・利用停止の請求がなされたときには、請求を受理した上で、「請求に理由がない」としてこれを棄却することとなる。

4 情報公開条例との調整（第4項）

保有個人情報に係る本人からの開示請求については、この条例によるものとし、情報公開条例による請求はできない旨を定めるものである。

【運用】

法令等による閲覧制度等がある保有個人情報でも、次のような場合にはこの条例が適用されることとなる。

- (1) 法令等が閲覧又は縦覧の手続のみを定めている場合において、保有個人情報が記録された公文書の写しの交付の請求があったとき。
- (2) 法令等が保有個人情報が記録された公文書の謄本、抄本その他の写しの交付の手続のみを定めている場合において、保有個人情報の閲覧の請求があったとき。
- (3) 法令等が閲覧等の期間を限定している場合において、当該期間外に保有個人情報の開示の請求があったとき。
- (4) 法令等が閲覧等の対象とする保有個人情報の部分を限定している場合において、それ以外の部分に対する開示の請求があったとき。

(静岡県個人情報保護審査会)

第44条 第40条の諮問に応じ調査審議するため、静岡県個人情報保護審査会（以下「審査会」という）を置く。

- 2 審査会は、前項の規定による調査審議を行うほか、個人情報の保護に関する事項について実施機関に意見を述べることができる。
- 3 審査会は、委員5人以内で組織する。
- 4 委員は、優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

【趣 旨】

本条は、条例第40条に規定する諮問に応じて調査審議し、また、個人情報の保護に関する事項について実施機関に意見を述べるため、知事の附属機関として静岡県個人情報保護審査会を設置することを定めるとともに、委員の人数、委員の任期、委員の守秘義務等について定めたものである。

【解 釈】

1 個人情報の保護に関する事項について実施機関に意見を述べることができる（建議機能）

審査会は、審査請求案件の調査審議を通じ、若しくは実施機関の諮問に応じ、又は審査会自ら個人情報保護制度の個別事項の改正、制度運営上の改善等必要な事項などについて、実施機関に意見を述べるができることとしたものである。

2 守秘義務

附属機関の委員は、地方公務員法第3条第3項第2号の規定による特別職の公務員であることから、同法第34条の規定に基づく守秘義務を負っていない。しかし、条例第45条第1項の規定により、審査会には非開示情報が含まれた保有個人情報を直接見分するいわゆるインカメラ審理の権限が与えられていることにかんがみ、審査会委員の守秘義務について規定したものである。

委員がこの守秘義務に違反した場合は、条例第56条の規定により罰則が科せられることになる。

【運用】

番号制度上の全項目評価書について実施が義務づけられている第三者点検についても、本条第2項による実施機関からの諮問を受けた答申形式で実施する。

なお、第三者点検の実施にあたっては、情報システムに知見を持つアドバイザーの意見を踏まえて行うこととする。

(審査会の調査権限)

第45条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

【趣 旨】

本条は、審査会が審議のために必要な調査を行うことができることを定めたものである。

審査会は審査請求を処理する際の内部手続における審査機関ではあるが、審査請求処理の実質部分を担うものであって、審査会自身が諮問庁、審査請求人、参加人等を調査できるようにするため、明確に調査権限を定めることとした。

【解 釈】

1 保有個人情報の提示

(1) インカメラ審理（第1項）

インカメラ審理とは、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報を諮問庁（諮問した実施機関）に提示させ、諮問庁が行った判断が妥当であるか否かを判断することができるよう、直接に当該保有個人情報を見ることができる権限であり、この権限を審査会に認めたものである。

したがって、この見分は、審査会限りで行われ、審査請求人をはじめ、他の何人もこれを見ることはできない。

(2) 必要があると認めるとき

「必要があると認めるとき」とは、開示決定等に係る保有個人情報に記録されている情報の内容等に照らし、審査会が当該保有個人情報を実際に見分しないことにより生ずる適切な判断の困難性等の不利益と、当該保有個人情報を審査会に提示することにより生ずる支障等の不利益とを比較衡量した結果、なお必要であると認められるときをいう。

2 文書提示義務（第2項）

審査請求に係る保有個人情報の提示を審査会から求められた場合は、諮問庁はこれに応じなければならないことを定めたものである。

3 ヴォーン・インデックス（第3項）

審査請求のあった開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の量が多く、非開示情報や事実関係が複雑に入り組んでいるような案件については、審理を促進するため争点を明確にする必要がある。審査会が必要と認めるときには、諮問庁に対し対象保有個人情報に含まれている情報の内容や非開示とする理由等を指定する方法により分類又は整理した資料（ヴォーン・インデックス）の作成を求めることができることを定めたものである。

4 その他必要な調査（第4項）

その他必要な調査とは、審査会が審議するために必要な実地調査などをいう。

【運用】

- 1 通常の場合、審査会は、審査請求に係る保有個人情報を直接見分した上で判断をすることとなると考えられるが、保有個人情報の内容や本人の意思などにより、特別の配慮が必要となる場合も想定される。そのような場合には、審査会は、諮問庁から必要な説明を聞き、当該保有個人情報を提示することによって生ずる支障の内容や程度を把握し、また、他に規定する方法による調査を行った上で、当該保有個人情報の提示を受ける必要性を判断する必要がある。
- 2 審査会は、審査請求案件に係る専門家や関係団体等適当と認める者にその知っている事実や意見を陳述させることができる。

(意見の陳述等)

第46条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

【趣 旨】

本条は、審査請求人、参加人又は諮問庁から申立てがあったときは、口頭による意見陳述の機会を与えなければならないこと、また、口頭意見陳述の機会を与える場合、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができることを定めたものである。

【解 釈】

1 意見陳述（第1項）

審査会は審査請求人、参加人又は諮問庁から申立てがあったときは、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、迅速、効率的な審議のため、審査会に提出されている意見書その他資料によって審査請求人、参加人又は諮問庁の主張が明確であるとき、同種の保有個人情報の開示・非開示の判断の先例が確立しているときなどで改めてその審査請求人等から意見を聴く必要が認められない場合には、審査会は意見陳述を聴かずに答申することができることとしたものである。

2 補佐人の出頭（第2項）

(1) 補佐人

行政不服審査法第31条第3項に規定する「補佐人」と同義であり、自然科学的・人文科学的な専門知識をもって審査請求人又は参加人を援助できる第三者である。補佐人は事実上の陳述に限らず法律上の陳述もすることができるが、審査請求人又は参加人と共に出頭している場合において、審査請求人又は参加人を補佐して発言できるとどまり、補佐人が単独で出頭し、あるいは審査請求人又は参加人の意思とは関係なく自らの判断により発言することはできない。

(2) 審査会の許可

申出を受けて個別に審査会が判断することになるが、審査請求人又は参加人の精神的・肉体的状況から判断して審理の進行上必要と認められる場合には、当然に許可されるべきである。

なお、諮問庁については、そもそも、口頭意見陳述その他の行為を当該実施機関の職員に行わせることができるので、補佐人に関する規定を設けていない。

(意見書等の提出)

第46条の2 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

【趣 旨】

本条は、審査請求人等の審査会に対する意見書又は資料の提出権を定めるものである。第25条と同様、適正な判断を行うための資料が審査会に十分に集まるようにするとともに、審査請求人等に必要な主張・立証の機会を与えるための規定であり、行政不服審査法第32条に相当する。

【解 釈】

審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない

意見書又は資料の提出時期については、いつ提出してもよいということでは調査審議が遅れることになりかねないため、行政不服審査法と同様に、調査審議の遅延防止の観点から、審査会が意見書等の提出期限を定めたときには、その期限内に提出しなければならないとしている。当該期限を過ぎてから提出された意見書又は資料については、審査会は、その受け取りを拒否することができる。

なお、「相当の期間」とは、意見書等を提出するために社会通念上必要と考えられる期間である。

(提出資料の写しの送付等)

第46条の3 審査会は、第45条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものにあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものにあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

【趣 旨】

審査会に提出された意見書又は資料は審査請求人、参加人又は諮問庁の弁明、反論等、双方の主張のよりどころとなるものであり、公正で慎重な審議を進められるよう、審査会は意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に意見書又は資料の写しを送付しなければならないこと、また、審査請求人等は、意見書又は資料の閲覧を申し出ることができることを定めたものである。

【解 釈】

1 意見書等の写しの送付等（第1項・第2項）

審査会は次のときを除き、審査請求人等から提出された意見書又は資料が提出される都度その写しを送付しなければならないが、また、審査請求人等から閲覧の申出があれば、当該意見書等を閲覧させなければならない。

(1) 第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき

審査会に提出された意見書等に個人又は法人等に関する情報が記録されており、送付したり閲覧させたりすることにより、当該個人又は法人等の権利利益を害するおそれがあると認められる場合をいう。

(2) その他正当な理由があるとき

審査会に提出された意見書等を送付したり閲覧させたりすることにより、当該意見書等から非開示とした公文書の全部又は一部の内容が推測されるなど、審査会の公正な調査審議に支障が生ずる場合等をいう。

2 当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない（第3項）

閲覧又は交付を拒む正当な理由がないことが明らかである場合など、意見を聴くまでもなく、閲覧等の求めに対する判断をすることが可能であり、審査会がその必要がないと認めるときは、意見を聴かなくてもよいこととするものである。

また、提出した審査請求人等の意見を聴く必要がある場合であっても、審査会は、提出された意見に拘束されるものではない。

3 日時及び場所の指定（第4項）

審査会は、本条第2項の規定により意見書等を閲覧に供するときは、事案の調査審議に支障が生じないように、その日時・場所を指定することができる。ただし、審査請求人等が十分な主張・立証をすることができるようにするという本条の趣旨を損なわない範囲において指定しなければならない。

【運用】

- 1 閲覧の求めについては、対象となる意見書等を特定するに足りる事項等を記載した書面の提出を求めることとする。
- 2 本条の閲覧の求めは、審査会の調査審議手続における主張立証の便宜のために認められているものであるから、審査会の答申後は、閲覧を求めることはできない。また、本条に基づく閲覧は、意見陳述や意見書作成等に資するものであるが、調査審議がほぼ終結した段階で意見陳述や意見書の提出がなされて最初から議論をやり直すことは、審査会全体の業務運営に支障をきたし、他の事件にも影響を及ぼすおそれがある。したがって、調査審議の終結段階に至った場合には、本規定による閲覧の申出は「正当な理由があるとき」として拒否できると考えられる。
- 3 電磁的記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものの閲覧については、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面又は電子計算機からディスプレイの画面に出力したものを閲覧させる等のうち、審査会が指定する方法によるものとする。
- 4 意見書等の写しの送付等に係る決定を迅速に行う観点から、意見書等の提出とあわせて、写しの送付等の可否についての意見及びその理由を記載した書面（理由書）の提出を求めるものとする。なお、意見書等の提出時に理由書が提出されなかった場合には、意見を聴く必要がないと審査会が判断する場合を除き、当該意見書等を提出した審査請求人等に対し、理由書の提出を求めるものとする。

(調査審議手続等の非公開)

第47条 第40条の諮問に応じ審査会の行う調査審議に係る手続及び公文書は、公開しない。

【趣 旨】

本条は、保有個人情報の開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等の当否を審議するという審査会の性格上、審査請求に係る審査会の会議その他の調査審議に係る手続及び公文書については公開しないものとすることを定めたものである。

【解 釈】

1 調査審議に係る手続

調査審議に係る手続とは、審査請求人、参加人又は諮問庁からの意見書や資料の提出手続、意見陳述の申立ての手続、審査会が行う意見書等の提出要求、調査、会議の開催等その他の審査請求に係る調査審議手続をいう。

2 調査審議に係る公文書

調査審議に係る公文書とは、諮問書、意見書、会議資料、会議録その他の審査請求に係る調査審議のために作成又は取得した公文書をいう。

これらの公文書のうち、条例第46条第3項の規定により審査請求人等に送付されたもの以外のものは、たとえ本人であっても開示しないものである。

3 建議に係る手続及び公文書の扱い

実施機関からの諮問又は審査会自らによる建議に係る手続及び公文書については、本条は適用されない。ただし、審査請求案件の審議を通じて行われることとなった建議に係る手続及び公文書については本条が適用される。

(答申書の送付等)

第48条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

【趣 旨】

本条は、審査会が答申した旨及びその内容が審査請求人及び参加人に確実に伝達されるようにするとともに、審査会の説明責任の観点から答申の内容の公表を義務づけることを定めたものである。

【解 釈】

1 諮問に対する答申をしたとき

審査会は、実施機関から諮問を受けた審査請求案件について調査審議を行い、当該実施機関に答申したときは、速やかに審査請求人や参加人にもその写しを送付することを定めたものである。

2 答申の内容を公表する

審査会の答申は、その説明責任の観点からも公にされるべきであるが、答申書の中には審査請求に係る保有個人情報等が含まれている場合があることから、答申書をそのまま公表するのではなく答申の概要を公表することとする。

【運 用】

答申の内容の公表に当たっては、保有個人情報の本人の権利利益を侵害することのないよう、公表内容について十分配慮する必要がある。

(規則への委任)

第49条 この章に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣 旨】

本条は、審査会の組織及び運営に関し必要な事項の規則への委任を定めたものである。

【解 釈】

審査会の組織及び運営について、細部にわたってそのすべてを条例で定めることは適切ではないことから、条例で定める事項の他に必要な事項については規則へ委任することとした。

(苦情処理)

第50条 実施機関は、実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

【趣 旨】

実施機関は、各種の事務を遂行するため多数の個人情報を取り扱っており、県民から実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情が寄せられることもあり得るところである。

これらの苦情については、利用停止請求等の手段によるよりも、むしろ簡便な苦情処理の中で解決を図ることが適当なものも多いと考えられることから、実施機関においてその適切かつ迅速な処理に努めなければならないことを定めたものである。

(施行状況の公表)

第51条 知事は、毎年1回、各実施機関におけるこの条例の施行の状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

【趣 旨】

本条は、知事がこの条例の施行の状況を取りまとめ、公表しなければならないことを定めたものである。

【運 用】

- 1 知事が各実施機関における施行の状況を取りまとめるに当たっては、各実施機関は施行の状況の報告等必要な協力をしなければならない。
- 2 公表は、県公報に登載すること及び県のホームページに掲載することにより行う。

(委任)

第52条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

【趣 旨】

本条は、この条例の施行に際して必要な事項は、規則で定める事項を除き、各実施機関がそれぞれ定めることとしたものである。

【解 釈】

条例の施行に関し必要な事項とは、条例を施行するための手続規定であって、規則で定めるもの以外のものをいう。

【運 用】

各実施機関が要綱等を制定することとなるが、その制定又は改正に当たっては実施機関の間で十分連絡調整を図るものとする。

第 53 条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第 10 条第 2 項の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

【趣 旨】

個人情報の漏えいは、個人の権利利益侵害の危険性を一層増大させるのみならず、実施機関における個人情報の電子計算機処理に対する県民の信頼を著しく損なわせ、ひいては適正かつ円滑な県政の遂行に重大な支障を及ぼすこととなりかねない。このため、本条は、個人の秘密に属する事項が記録された電子計算機処理に係るファイルを提供した職員等に対し、刑罰を科すものである。

本条の罪の対象を電子計算機処理に係るファイルに限定したのは、大量のデータを高速に処理することが可能であるという電子計算機処理の特性から、紙媒体に記録された情報を手作業で処理する場合と比較して、漏えいという犯罪の実行行為が容易であることや、一度漏えいしてしまうと、その被害は広範なものとなり、社会的に大きな影響を与える可能性があることを考慮したためである。

なお、保有特定個人情報ファイルについては、番号法第 48 条の規定（4 年以下の懲役又は 200 万円以下の罰金、又は併料）が適用される。

【解 釈】

1 実施機関の職員

第 2 条第 5 項の解釈を参照。

2 第 10 条第 2 項の業務に従事している者若しくは従事していた者

第 10 条第 2 項の業務とは、実施機関からの委託業務及び指定管理者が行う公の施設の管理業務をいう。これらの業務に従事している者又は従事していた者についても、個人情報の保護の徹底を図る観点から、実施機関の職員と同様に罰則の対象としたものである。

3 正当な理由がないのに

本条の罪は、正当な理由がないのに提供した場合に成立する。正当な理由があるときは、本罪を構成しない。

正当な理由がある場合としては、次のような例が考えられる。

- (1) 利用目的の達成に必要な範囲内で提供する場合
- (2) 法令等に基づき提供する場合
- (3) 条例第 11 条第 2 項に該当する場合

4 個人の秘密

本条にいう「秘密」とは、地方公務員法第 34 条第 1 項の「秘密」と同義である。すなわち、一般的に了知されていない事実であって、それを了知せしめることが一定の利益の侵害になると客観的に考えられるものをいう。

5 保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

「一定の事務」とは、個人情報ファイルを保有する実施機関の権限に属する事務であって、その個

個人情報ファイルを利用する特定の事務をいう。

「電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」とは、電子計算機を用いて検索することができるように、一定の基準に基づいて保有個人情報が集められたものをいう。例えば、一つの事務又は事務内のある機能専用として完結したものであって、ファイルの使用目的のために、記録項目の内容、配列等が体系的に整備されている保有個人情報からなる集合物をいう。また、そのような集合物が更にいくつか集められたものであって、多目的のファイルとして管理し、複数の事務に利用するため、個々の集合物が一体的にあるいは相互に利用されることにより全体として多様な事務を処理するものも含む。

例えば、表計算ソフトで作成した個人データの集計結果（試験結果の一覧表など）や、いわゆるデータベースは「個人情報ファイル」に該当する。

6 その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む

「その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む」と規定することにより、実施機関が保有する個人情報ファイルを職員等が複製又は加工したものについても、本条の罪の対象とすることを明らかにしたものである。

「複製」の例としては、個人に関するデータをダウンロードして自己所有の光ディスクに複写することなどが考えられる。また、「加工」の例としては、データベースの内容に変更を加え、データを並び変えることや、選択的に抽出することなどが考えられる。なお、加工したものも、特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成されたものとしての実質を備えている必要がある。

7 提供

「提供」とは、個人情報ファイルを第三者に引き渡す行為をいう。例えば、光ディスク等の記録媒体による提供や、ネットワークを介した提供が考えられるが、パスワード等を第三者に知らせて個人情報ファイルを管理するシステムを直接操作させることも含まれる。また、稼働中のシステムを意図的に放置して他人の操作に委ねるなど事実上第三者が利用できる状態にあれば、不作為によることもあり得る。

8 本罪の具体例

本条の罪の典型例としては、実施機関の職員が、個人の秘密（収入、病名等）が記録されているデータベースを光ディスク等に複写して、不正に部外者に譲渡した場合などが考えられる。

9 他罪との関係

(1) 地方公務員法の秘密漏えい罪等との関係

本条の罪の対象となる実施機関の職員が一般職の地方公務員等である場合、地方公務員法の秘密漏えい罪（第34条第1項、第60条）等と本条の罪は、いわば一般法と特別法の関係に立つと考えられる。したがって、本条の罪が成立するときは地方公務員法の秘密漏えい罪等は成立しない。

(2) 条例第54条との関係

個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルは、通常、業務に関して知り得た保有個人情報を含むものであるため、このような個人情報ファイルを自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供したときは、条例第54条との観念的競合となり、重い方の刑、すなわち、本条の「2年以下の懲役又は100万円以下の罰金」で処断される。

第 54 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

【趣 旨】

保有個人情報は、県政の遂行に用いるものであり、また、適正に管理されるべきものである。このような保有個人情報を職員等が自己又は第三者の不正な利益を図る目的で用いることは、個人の権利利益侵害の危険性を一層増大させるのみならず、実施機関における個人情報の取扱いに対する県民の信頼を著しく損なわせ、ひいては適正かつ円滑な県政の遂行に重大な支障を及ぼすこととなりかねない。このため、本条は、業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した職員等に対し、刑罰を科すものである。

なお、個人番号については、番号法第 49 条の規定（3 年以下の懲役又は 150 万円以下の罰金、又は併料）が適用される。

【解 釈】

1 業務に関して知り得た保有個人情報

「業務」とは、過去に従事した業務か、現在従事している業務かを問わない。また、「業務に関して知り得た保有個人情報」には、自ら担当する業務に関する保有個人情報のほか、担当外であっても業務に関連して知り得たものも含まれる。

保有個人情報の中には、秘密に当たるものや当たらないもの、又は電子計算機で処理されているものや処理されていないものなど、様々なものがあるが、その内容や処理形態は問うていない。

2 自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき

本条の罪の対象は、個人の秘密に限られず保有個人情報と広いことから、当罰性の高い「自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用する」という行為に限定したものである。

「提供」については、第 53 条の解釈を参照。

「盗用」とは、自己又は第三者の利益のために不法に利用することをいう。「提供」と異なり、保有個人情報の内容が記録媒体の移転等により伝達されることを要件としていない。

3 本罪の具体例

本条の罪の典型例としては、実施機関の職員が、特定の資格を有する個人の氏名、住所、電話番号等の情報が記録された名簿を名簿業者に売却した場合や、これを退職後の起業に利用した場合などが考えられる。

4 地方公務員法の秘密漏えい罪等との関係

本条の罪の対象となる実施機関の職員が一般職の地方公務員等である場合、保有個人情報のうち個人の秘密に該当するものを自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供した場合は、地方公務員法の秘密漏えい罪（第 34 条第 1 項、第 60 条）等との観念的競合となり、重い方の刑で処断される。

5 職員の義務（条例第 4 条第 2 項）との関係

本条の罪の対象となる行為は、当罰性の高い「自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用する」という行為に限定されており、不正な利益を図る等の意図が存在することを要件としている。一方、条例第 4 条第 2 項は、このような意図が積極的に存在することを求めている。このため、条例第 4 条第 2 項に違反する行為であっても、本条が適用されない場合もあり得る。

6 受託業務従事者等が取り扱う個人情報について

本条の罪は、県政の遂行に用いられ、また、適正に管理されるべき「保有個人情報」をその対象とするものである。このため、条例第10条第2項の業務に従事している者又は従事していた者がその業務に関して知り得た個人情報であっても、「保有個人情報」に当たらないものは、本条の罪の対象とはならない。なお、これらの個人情報については、①受託者等は個人情報の漏えい防止等の措置を講じなければならないこと、②業務に従事している者等はこれをみだりに他人に知らせてはならないこと等が定められている（条例第10条第2項及び第3項）。

第 55 条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

【趣 旨】

実施機関の職員がその職権を濫用して、職務以外の目的で個人の秘密を含む個人情報を収集する行為は、個人の秘密を侵すものであるのみならず、県民の実施機関に対する信頼を著しく損なわせ、ひいては適正かつ円滑な県政の遂行に重大な支障を及ぼすこととなりかねない。このため、本条は、職権を濫用して、専ら職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した職員に対し、刑罰を科すものである。

なお、特定個人情報が記録されていた場合については、番号法第 52 条の規定（2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金）が適用される。

【解 釈】

1 実施機関の職員

「実施機関の職員」については、第 2 条第 5 項の解釈を参照。

なお、実施機関の職員であった者、条例第 10 条第 2 項の業務に従事している者及び従事していた者は職権を有していないため、本条の罪の対象としていない。

2 職権を濫用して

「職権」とは、実施機関の職員である公務員等が職務上有する一般的職務権限をいう。

「職権を濫用して収集」とは、一般的職務権限に属する事項について、職権を行使するにつき、又は職権の行使に仮託して、実質的、具体的に違法、不当な収集することをいう。

3 専らその職務の用以外の用に供する目的で

「その職務の用以外の用に供する目的」とは、当該実施機関の職員に割り当てられた職務の用以外の用に供する目的をいう。「専ら」とは、収集目的のほとんどすべてが「その職務の用以外の用に供する目的」であることを意味する。

本条の罪の対象となるには、このような目的をもって収集することが必要であり、例えば、たまたま職務遂行の過程で認知したり、公文書を閲覧して知った個人の秘密について、職務の用以外の用に利用しようとする動機をもったとしても、本条の対象とはならない。

「専らその職務の用以外の用に供する目的で」と規定することにより、罰則の対象を、収集行為のうち当罰性が高い行為に限定したものである。

4 個人の秘密

第 53 条の解釈を参照。

5 文書、図画又は電磁的記録

「文書」とは、文字又はこれに代わるべき符号を用い、永続すべき状態において、紙の上に記載されたものをいう。

「図画」とは、紙の上に「象形」を用いて表現されたものをいい、写真、フィルムは「図画」に含まれる。

「電磁的記録」については、第 2 条の解釈を参照。

6 収集

「収集」とは、文書、図画又は磁気テープ等の物件を集める意思をもって、進んで集め取る行為をいう。文書等を自己の所持に移すことが必要で、単に読み又は見ることを含まない。人から収集する場合と、人を介さずに電子計算機等から収集する場合の両方が含まれる。

職員が適法に収集して手元にある文書等を複製して自宅に持ち帰るといった行為は、既に自己の所持している文書等を利用する行為にすぎず、本条の「収集」に当たらない（その後、不正目的での提供、盗用等があれば条例第 53 条又は第 54 条の罪が成立する場合がある。）。

しかし、複数の職員が共用するキャビネットに保管されている文書を取り出したり、共用データベースの端末を操作してデータを光ディスク等に複製する行為は、収集に当たる。

7 本罪の具体例

本条の罪の典型例としては、職員が、個人的興味を満たす目的で、自己の職務を装って、個人の秘密（収入、病名等）が記録されている文書を入手する場合などが考えられる。

第56条 第44条第7項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

【趣 旨】

本条は、条例第44条第7項に定める守秘義務規定に違反した審査会の委員に対する罰則について定めたものである。

【解 釈】

委員は、地方公務員法上、特別職の公務員とされているため、地方公務員法が規定する守秘義務（第34条）及び守秘義務に対する罰則（第60条）は適用されないが、審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対して開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる（条例第45条第1項）ため、委員が保有個人情報を直接見分する場合がある。このため、委員には条例第44条第7項により守秘義務が課せられ、この守秘義務を担保するため、違反した場合には地方公務員法が規定する一般職員の守秘義務違反と同じ罰則を科すこととしたものである。

第 57 条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5 万円以下の過料に処する。

【趣 旨】

本条は、開示請求権の適正な行使を担保するため、偽りその他不正の手段により、保有個人情報の開示を受けた者に対する過料を科すことを定めたものである。

【解 釈】

「偽りその他不正の手段」とは、保有個人情報の開示を受ける手段で真実でない又は不正なものをいい、例えば他人の身分証明書等の使用により、他人に成りすまして、他人の情報の開示を受けることなどが想定される。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務についての第14条第1項の規定の適用については、同項中「新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「行っているときは、この条例の施行の日以後、遅滞なく」とする。

3 情報公開条例附則第2項第1号の公文書に記録された保有個人情報については、第3章第1節から第3節までの規定は、適用しない。

4 平成12年10月27日前に実施機関の職員が作成し、又は取得した保有個人情報については、第17条第3号ウの規定は、適用しない。

(静岡県情報公開条例の一部改正)

5 静岡県情報公開条例の一部を次のように改正する。

第36条を次のように改める。

第36条 削除

【趣 旨】

1 第1項は、この条例の施行期日を定めたものである。

2 第2項は、この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務に係る登録簿の作成に関する経過措置を定めたものである。

3 第3項は、情報公開条例附則第2項第1号の公文書に記録された保有個人情報については、第3章第1節から第3節までの規定は、適用しないことを定めたものである。

4 第4項は、平成12年10月27日前に実施機関の職員が作成し、又は取得した保有個人情報については、条例第17条第3号ウ（公務員等の職務遂行に関する情報）の規定は、適用しないことを定めたものである。

5 第5項は、情報公開条例第36条（本人情報の開示）を削除することを定めたものである。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定中「監査委員」の次に「、公安委員会、警察本部長」を加える部分、第6条第2項第6号の改正規定中「実施機関以外の県の機関、」を削る部分、同項中第7号を第8号とし、第6号の次に1号を加える改正規定、第6条第3項ただし書の改正規定、第11条第2項第3号の改正規定中「県の機関（当該実施機関を除く）」を「他の実施機関」に改める部分、第14条第1項の改正規定、同条第2項に1号を加える改正規定及び同条中第3項を第4項とし、第2項の次に1項を加える改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務（改正後の静岡県個人情報保護条例（以下「新条例」という）第14条第1項の個人情報取扱事務をいう。以下同じ）（議会に係るものに限る）についての新条例第14条第1項の規定の適用については、同項中「新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「行っているときは、静岡県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成17年静岡県条例第26号）の施行の日以後、遅滞なく」とする。
- 3 この条例の施行（附則第1項ただし書の規定による施行をいう）の際現に行われている個人情報取扱事務（公安委員会及び警察本部長に係るものに限る）についての新条例第14条第1項の規定の適用については、同項中「新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「行っているときは、静岡県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成17年静岡県条例第26号）の施行（同条例附則第1項ただし書の規定による施行をいう）の日以後、遅滞なく」とする。
- 4 新条例第17条及び第25条第1項の規定は、この条例の施行後にされた開示請求（新条例第15条第2項の開示請求をいう。以下この項において同じ）について適用し、この条例の施行前にされた開示請求については、なお従前の例による。
- 5 静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号）附則第2項第2号及び第3号の公文書に記録された保有個人情報（新条例第2条第3項の保有個人情報をいう）については、新条例第3章第1節から第3節までの規定は、適用しない。

(静岡県都市公園条例の一部改正)

- 6 静岡県都市公園条例（昭和38年静岡県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

（静岡県立水泳場及び静岡県富士水泳場の設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正）

- 7 静岡県立水泳場及び静岡県富士水泳場の設置、管理及び使用料に関する条例（平成2年静岡県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第18条を次のように改める。

第18条 削除

（静岡県地域交流プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正）

- 8 静岡県地域交流プラザの設置及び管理に関する条例（平成8年静岡県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第18条を次のように改める。

第18条 削除

（静岡県水産試験場浜名湖分場体験学習施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正）

- 9 静岡県水産試験場浜名湖分場体験学習施設の設置、管理及び使用料に関する条例（平成12年静岡県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第15条を次のように改める。

第15条 削除

（静岡県武道館の設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正）

- 10 静岡県武道館の設置、管理及び使用料に関する条例（平成14年静岡県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第18条を次のように改める。

第18条 削除

【趣 旨】

- 1 第1項は、静岡県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成17年静岡県条例第26号）の施行期日を平成17年4月1日と定めたものである。なお、公安委員会及び警察本部長を実施機関とすることに係る部分の施行期日は、平成18年4月1日とした。
- 2 第2項及び第3項は、議会、公安委員会及び警察本部長を実施機関とするに際し、個人情報取扱事務に係る登録簿の作成に関する経過措置を定めたものである。
- 3 第5項は、情報公開条例附則第2項第2号及び第3号の公文書に記録された保有個人情報については、第3章第1節から第3節までの規定は、適用しないことを定めたものである。
- 4 第6項から第10項までは、条例第10条の改正に伴い、それぞれの公の施設設置管理条例における指定管理者等の個人情報の取扱いに関する規定を削除することを定めたものである。

【参 考】

情報公開条例附則第2項

- 2 次に掲げる公文書については、改正後の静岡県情報公開条例（以下「新条例」という。）の規定は、適用しない。
 - (1) 平成13年4月1日前に実施機関（議会並びに公安委員会及び警察本部長を除く。）の職員が作成し、又は取得した公文書。ただし、改正前の静岡県公文書の開示に関する条例（以下「旧条例」という。）第2条第2項に規定する公文書を除く。
 - (2) 平成13年4月1日前に議会の事務局の職員が作成し、又は取得した公文書
 - (3) 平成13年4月1日前に実施機関（公安委員会及び警察本部長に限る。）の職員が作成し、又は取得した公文書。ただし、次に掲げる公文書（決裁又はこれに準ずる手続が終了し、当該実施機関が管理している文書及び図画に限る。）を除く。
 - ア 平成11年4月1日から平成13年3月31日までの間に作成し、又は取得した公文書
 - イ 平成11年4月1日前に作成し、又は取得した公文書（保存期間が永年と定められているもの及び作成し、又は取得した日が、公安委員会規則で定める日以後であるものに限る。）

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、静岡県公立大学法人の成立の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に実施機関（改正前の静岡県個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第2条第1項の実施機関をいう。）の職員が作成し、又は取得した保有個人情報（旧条例第2条第3項の保有個人情報をいう。）であって、施行日以後において静岡県公立大学法人の役員又は職員が組織的に利用するものとして静岡県公立大学法人が保有することとなるものについては、施行日以後においては、静岡県公立大学法人の役員又は職員が作成し、又は取得した保有個人情報（改正後の静岡県個人情報保護条例（以下「新条例」という。）第2条第3項の保有個人情報をいう。）とみなす。
- 3 この条例の施行の際現にされている旧条例第15条各項、第28条第1項若しくは第2項又は第35条第1項若しくは第2項の規定による開示の請求、訂正の請求又は利用の停止、消去若しくは提供の停止の請求であって、施行日以後において静岡県公立大学法人が処理することとなる業務に係るものについては、施行日以後においては、新条例第15条各項、第28条第1項若しくは第2項又は第35条第1項若しくは第2項の規定により静岡県公立大学法人に対してされた開示の請求、訂正の請求又は利用の停止、消去若しくは提供の停止の請求とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に効力を有する旧条例第21条第1項若しくは第3項、第31条各項又は第38条各項の決定であって、施行日以後において静岡県公立大学法人が処理することとなる業務に係るものについては、施行日以後においては、静岡県公立大学法人が行った新条例第21条第1項若しくは第3項、第31条各項又は第38条各項の決定とみなす。

附 則（平成20年12月26日条例第57号抄）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月26日条例第60号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、地方独立行政法人静岡県立病院機構の成立の日から施行する。
(経過措置)
- 2 施行日前に実施機関（改正前の静岡県個人情報保護条例（以下「旧個人情報保護条例」という。）第2条第1項の実施機関をいう。）の職員が作成し、又は取得した保有個人情報（旧個人情報保護条例第2条第3項の保有個人情報をいう。）であって、施行日以後において地方独立行政法人静岡県立病院機構の役員又は職員が組織的に利用するものとして地方独立行政法人静岡県立病院機構が保有することとなるものについては、施行日以後においては、地方独立行政法人静岡県立病院機構の役員又は職員が作成し、又は取得した保有個人情報（改正後の静岡県個人情報保護条例（以下「新個人情報保護条例」という。）第2条第3項の保有個人情報をいう。）とみなす。
- 3 この条例の施行の際現にされている旧個人情報保護条例第15条各項、第28条第1項若しくは第2項又は第35条第1項若しくは第2項の規定による開示の請求、訂正の請求又は利用の停止、消去若しくは提供の停止の請求であって、施行日以後において地方独立行政法人静岡県立病院機構が処理することとなる業務に係るものについては、施行日以後においては、新個人情報保護条例第15条各項、第28条第1項若しくは第2項又は第35条第1項若しくは第2項の規定により地方独立行政法人静岡県立病院機構に対してされた開示の請求、訂正の請求又は利用の停止、消去若しくは提供の停止の請求とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に効力を有する旧個人情報保護条例第21条第1項若しくは第3項、第31条各項又は第38条各項の決定であって、施行日以後において地方独立行政法人静岡県立病院機構が処理することとなる業務に係るものについては、施行日以後においては、地方独立行政法人静岡県立病院機構が行った新個人情報保護条例第21条第1項若しくは第3項、第31条各項又は第38条各項の決定とみなす。

附 則（平成21年3月17日条例第13号）

- 1 この条例は、平成21年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日が地方独立行政法人静岡県立病院機構の設立に伴う関係条例の整備に関する条例（平成20年静岡県条例第60号）の施行の前日である場合には、同条例第5条のうち静岡県個人情報保護条例第3条第1項第5号の改正規定中「第3条第1項第5号」とあるのは、「第3条第1項第3号」とする。

附 則（平成27年7月21日条例第41号抄）
（施行期日）

この条例は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の施行の日（平成27年10月5日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正又は規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中静岡県個人情報保護条例第17条第3号及び第7号の改正 公布の日
- (2) 第1条中静岡県個人情報保護条例第6条第4項の改正 番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）
- (3) 第2条の規定 番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

【趣 旨】

- 1 本文柱書は、この条例の施行期日を番号法附則第1条柱書（個人番号及び法人番号の付番、通知カードによる通知の開始等）の施行日に合せる必要があるため、平成27年10月5日としたものである。
- 2 第1号は、「国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律の一部を改正する等の法律」（平成25年4月1日施行）及び「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」（平成27年4月1日施行）に伴う用語の整理であることから、当該部分の施行日を公布日（27年7月21日）としたものである。
- 3 第2号は、番号法附則第1条第4号（本人からの申請に基づく個人番号カードの交付が開始され、番号法別表第1の個人番号利用事務に関し、個人番号を記載した事務処理が開始）の施行日に合せる必要があるため、当該部分の施行日を平成28年1月1日としたものである。
- 4 第3号は、番号法附則第1条第5号（情報提供ネットワークシステムを使用した情報提供等事務の開始）の施行日に合わせる必要があり、当該部分の施行日は、平成29年5月30日である。

附 則（平成27年12月25日条例第58号）

（施行期日）

- 1 この条例は行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中静岡県情報公開条例第7条第2号及び第6号の改正 公布の日
 - (2) 第1条中静岡県情報公開条例第38条の改正及び第2条中静岡県個人情報保護条例第56条の改正 平成28年4月1日
（静岡県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 略
（静岡県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 実施機関（この条例による改正前の静岡県個人情報保護条例第2条第1項に規定する実施機関をいう。以下この項において同じ。）の処分又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた実施機関の処分又はこの条例の施行前にされた請求に係る実施機関の不作為に係るものに関する取扱いについては、なお従前の例による。

【趣 旨】

- 1 第1項柱書は、行政不服審査法の改正に伴う不服申立ての手続きの施行期日を行政不服審査法の施行日である平成28年4月1日とするものである。
- 2 第1項第2号は、審査会委員の罰則改正の施行日を改正地方公務員法の施行日である平成28年4月1日とするものである。
- 3 第3項は、平成28年4月1日前の処分又は平成28年4月1日前にされた請求に係る実施機関の不作为に係るものに関する取扱いについては、なお従前の例によることを定めたものである。

附 則（平成29年3月24日条例第24号）
（施行期日）
この条例は公布の日から施行する。

- 附 則（平成30年3月28日条例第13号）
（施行期日）
- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
 - 2 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務（第1条の規定による改正後の静岡県個人情報保護条例（以下この項において「新条例」という。）第14条第1項に規定する個人情報取扱事務をいう。）であって、同項第5号の個人情報の記録項目に新条例第2条第4項に規定する要配慮個人情報を含むものについての新条例第14条第1項の規定の適用については、同項中「新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「行っているときは、静岡県個人情報保護条例及び静岡県情報公開条例の一部を改正する条例（平成30年静岡県条例第13号）の施行の日以後、遅滞なく」とする。

【趣 旨】

- 1 第1項は、この条例の施行期日を定めたものである。
- 2 第2項は、この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務に係る登録簿の作成に関する経過措置を定めたものである。

附 則（令和3年3月26日条例第18号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学の成立の日から施行する。
（経過措置）
- 2 施行日前に実施機関（改正前の静岡県個人情報保護条例（以下「旧個人情報保護条例」という。）第2条第1項の実施機関をいう。）の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報（旧個人情報保護条例第2条第2項の個人情報をいう。）であって、施行日以後において公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学の役員又は職員が組織的に利用するものとして公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学が保有することとなるものについては、施行日以後においては、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学の役員又は職員が作成し、又は取得した保有個人情報（改正後の静岡県個人情報保護条例（以下「新個人情報保護条例」という。）第2条第5項の保有個人情報をいう。）とみなす。
- 3 この条例の施行の際現にされている旧個人情報保護条例第15条各項、第28条第1項若しくは第2項又は第35条第1項若しくは第2項の規定による開示の請求、訂正の請求又は利用の停止、消去若しくは提供の停止の請求であって、施行日以後において公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学が処理することとなる業務に係るものについては、施行日以後においては、新個人情報保護条例第15条各項、第28条第1項若しくは第2項又は第35条第1項若しくは第2項の規定により公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学に対してされた開示の請求、訂正の請求又は利用の停止、消去若しくは提供の停止の請求とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に効力を有する旧個人情報保護条例第21条第1項若しくは第3項、第31条各項又は第38条各項の規定であって、施行日以後において公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学が処理することとなる業務に係るものについては、施行日以後においては、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学が行った新個人情報保護条例第21条第1項若しくは第3項、第31条各項又は第38条各項の規定とみなす。

附 則（令和4年4月1日条例第31号）

（施行期日）

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（令和4年4月1日）から施行する。ただし、第34条の2の改正は、公布の日から施行する。